

第3編 災害応急対策編

第1章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた応急体制を早急に整え、災害に伴う各種の情報収集と対策を行うものとする。

この場合、各防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害発生直前の未然防災活動

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 配備・動員体制【各部】

1 配備体制

地震災害時の配備体制及び配備基準は、下記のとおりとする。

配 備 体 制		地 震 発 生 時 の 配 備 基 準
情報連絡会議体制		原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第1 配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
	第2 配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1 配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合
	第2 配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合

2 動員体制

地震災害における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の職員の動員体制

勤務時間内における職員の動員は、庁内放送等を行い、各部の動員は部長が行う。

(2) 休日・夜間等の職員の動員体制

- ア 本市の震度が4～5強以下の場合
地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に参集する。
- イ 本市の震度が6弱以上の場合
全職員が各自決められた担当部署に参集する。

3 職員の非常対応心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職員はあらかじめ定められた配備基準、動員体制、参集場所及び分掌事務に関し十分習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 各部の部長及び班長は、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるように体制を整えておくこと。
- (4) 各部の部長及び班長は、災害時に実施する業務について、平常時から各部・各班においてマニュアルの作成や災害時業務内容を説明するなどして、周知徹底を図っておくこと。
- (5) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、作業服など活動に適したものとし、食料その他活動に必要なものを携行すること。
- (6) 参集途上において、可能な限り市域内外の被害状況及び災害情報の把握に努め、その状況を所属の班長に報告すること。
- (7) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

資料編『資料1－5 動員数の目安』参照

4 災害時の動員体制

災害が発生した場合の初動の動員体制は、次のとおりとする。応急復旧期の各部における班構成及び分掌事務は、資料編『資料1－4 動員体制及び事務分掌』に示すとおりである。

- (1) 災害対策本部員（市長、副市長、教育長、部長、消防団長）
災害対策本部長の命を受けた部長等で、大規模災害時等に自主的に本部（本庁舎）に参集するとともに、災害情報・被害状況等を分析し、災害対策本部体制を整える。
- (2) 指名本部員（次長、一部課長等）
各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（秘書課長、人事課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。
- (3) 総括班（危機管理安全部、本庁舎近隣居住職員等）
危機管理安全部職員及び本部長が指定した本庁舎近隣居住職員及び災害対策本部設置・運営に必要な技能・知識を有する職員等で、災害対策本部の運営等を行う。
- (4) 消防班
消防団に入団している職員で、初動時から消防団活動に従事する。
- (5) 現場本部長（地区センター長等）
災害発生時にはそれぞれの担当現場本部（各地区センター等）に駆けつけて現場本部

を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。

また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。

(6) 現場本部員（市民生活部、選挙管理委員会事務局）

現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。

(7) 避難所対応員（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

(8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

(9) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

(10) 応援班（企画部、総務部、市民生活部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

(11) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理安全部】

1 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本計画及び入間市災害対策本部条例に基づき、入間市災害対策本部を設置する。

(1) 本部設置の基準

- ア 本市の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- イ 市の地域に相当規模以上の災害が発生した場合
- ウ 巨大地震の警戒が発令された旨の通報を受けた場合
- エ その他市長が必要と認めた場合

(2) 本部設置場所

本部の設置場所は、本庁舎（屋外敷地を含む）とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

なお、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、建物の耐震性等を考慮し、入間市博物館、次に入間市健康福祉センターに本部設置を検討する。入間市健康福祉センターに本部を設置する場合には、救護所としての活動に支障が生じないように、本部設置スパー

ス等について考慮する。

市内の施設が使用できない場合は、埼玉県の協力を得て、県内他市町村に本部を設置する。

(3) 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
副 市 長	危機管理安全部長	危機管理課長

(4) 本部閉鎖の基準

災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認められるときに閉鎖するものとする。

(5) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の設置又は閉鎖が行われた場合は、この旨を市民に周知するとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとする。

ア 県災害対策本部所沢支部長（西部地域振興センター所長）

イ 狭山警察署長

ウ その他必要と認める機関の長

資料編『資料1－3 入間市災害対策本部条例』参照

2 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

(1) トップマネジメントは機能しているか

(2) 人的体制は充足しているか

(3) 物的環境（市庁舎等）は整っているか

県や国では、把握した情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

3 現場本部の設置

災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各地区センターに現場本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 原則として震度5強以上の地震による揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予測され市民の生命、身体及び財産の保護を必要とするとき

イ 本部長が必要と認めたとき

なお、本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ一部の地域において現場本部の活動の必要性が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、当該現場本部の業務を開始させないこと、又は業務を中止させることができるものとする。

(2) 閉鎖基準

ア 当該区域の応急活動が完了したと認められるとき

イ 本部長が必要ないと認めたとき

(3) 設置場所

現場本部名	設置場所	電話
扇 町 屋	扇町屋1-9-34	2962-4495
東 町	東町3-1-35	2963-7503
黒 須	黒須2-3-13	2962-7511
東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 2962-7711
金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 2936-1171
宮寺・二本木	宮寺2405-1	2934-2002 2934-4466
藤 沢	下藤沢5-17-1	2964-1278 2962-6475
東 藤 沢	東藤沢3-19-19	2962-6922
西 武	大字野田496	2932-1171 2932-0033

資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照

(4) 現場本部の事務の所掌

現場本部における事務の所掌は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害地における災害情報の収集
- イ 災害地における関係機関との連絡調整
- ウ 担当地区内の自主防災会、自主防災連絡会及びその他の団体との連携による応急対策（本部長からあらかじめ指示されたもの）の実施
- エ 本部への災害情報及び応急対策の実施状況の連絡
- オ 担当地区内指定緊急避難場所・指定避難所との連絡調整
- カ その他現場本部の役割を果たすために必要な事務

4 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、本部における災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、次のとおり本部会議を実施する。

ア 構成等

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

(イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ウ) 副本部長は、本部長を補佐する。

(エ) 本部会議の決定事項は、本部長の命令として本部員の各部長から速やかに全職員に周知する。

イ 本部会議の所掌事務

(ア) 本部の非常配備体制に関すること。

(イ) 避難指示等に関すること。

(ウ) 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。

(エ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。

- (オ) 災害救助法の適用申請に関すること。
 - (カ) 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
 - (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - (ク) その他重要な災害対策に関すること。
- (2) 部の組織及び分掌事務
- 本部の各部における班構成及び分掌事務は、資料編『資料1－4 動員体制及び事務分掌』に示すとおりである。なお、本部長及び各部長は部・班を弾力的に運用できるものとする。
- ア 本部長は、必要があると認めるときは、部・班を編成することができる。
- イ 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、部内の班を配置換えすることができる。
- ウ 各部・各班の所掌事務における市民対応については、各部・各班で行うものとする。

第4 応急活動【各部】

1 職員の初動活動

- (1) 地震発生直後の本庁等の緊急措置
- 地震直後の緊急措置として、次の措置を講じる。
- ア 勤務時間内
- (ア) 市庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火
市庁舎及び各施設の被害状況を把握し、管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
 - (イ) 来庁者の安全確保と避難誘導
市庁舎及び各施設への市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。
 - (ウ) 市庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置
被害の程度に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制等の緊急防護措置を実施する。
 - (エ) 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保
市庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。
- (2) 地震情報の収集
- 地震発生直後、埼玉県防災行政用無線、埼玉県衛星通信ネットワーク、埼玉県防災情報システム、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。
- (3) 災害対策本部の設置
- 市長は、市域で地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、本計画及び入間市災害対策本部条例に基づき、その必要を認めたときに、入間市災害対策本部を設置する。
- (4) 避難所の開設
- 避難所対応員は、避難所の開設、救護、避難所隣接の災害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに市民への情報伝達を実施する。
- (5) 初動期災害情報の収集
- 警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建築物被害、人的被害、

火災発生状況など、各部が初動対応に必要な情報のほか、自衛隊災害派遣要請や広域要請の判断に必要な情報を収集する。

(6) 自衛隊災害派遣の要請

市長は、初動期の災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

なお、埼玉県知事に要請することができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、自衛隊に対して、その旨と市域に係る災害の状況を通報する。

(7) 市長は、初動期の災害情報から必要と認めた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村にも応援を要請する。

2 応急対策の流れ

地震災害時における応急対策活動は、組織の確立、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火などの発災後直ちに必要となる対策と、避難者の収容、給水、給食などの被害状況に応じて発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分けられる。

しかし、それぞれの応急対策は同時並行的に、また時間の経過とともに刻々と変化するものであり、時系列的に整理することにより活動の流れを明確にする必要がある。

このため、本市が実施すべき主な応急対策活動の時間的な流れを次に示す。

(1) 地震発生から24時間

発災より数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況の情報収集活動や消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。

その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され、組織的に詳細な情報収集活動が行われ、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。

(2) 地震発生から2～3日目程度

避難所を中心として給水、食料、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される。

(3) 地震発生から4日～1週間程度

ひきつづき、応急活動が展開され、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。

さらに市民からの各種相談・要望等が寄せられ、市民への支援活動がより必要となる。

資料編『資料4－1 時系列にみた応急対策の流れ』参照

3 応急活動の留意点

(1) 災害対策本部の弾力的運営

大規模地震災害時は、多岐にわたる応急対策を同時並行的に実施することが要求される。

しかしながら、職員自身も被災者となり、参集不能となり得る事態も予想される。

このことから、災害の状況によっては、事務分担に必ずしもこだわらず、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

(2) 災害救助法適用の要請

市長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市域の被害が災害救助法施行令に掲げた基準のいずれかに該当する場合は、速やかに埼玉県知事に報告し災害救助法の適用を要請する。

(3) 災害対策要員の健康管理

大規模地震災害時は、災害対策が長期化することから、ローテーション等により災害対策要員の健康管理に留意する。

第5 指定行政機関等の活動体制【指定行政機関等】

1 総合防災体制の整備

市域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 活動体制の整備

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上必要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

(2) 職員の派遣

市災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第6 相互応援協力【危機管理安全部】

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

なお、市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定のほか、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行う。

1 県への応援又は応援あっせんの要請

市は、知事又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	第1章 第2節「自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣のあつせんを求める場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17
以下に放送要請のあつせんを求める場合 NHKさいたま放送局 (株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災害対策基本法 第57条

2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。
〔派遣対象業務〕

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMA T、DPA T、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

注）派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

また、市、県及び国は、派遣職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を徹底するものとする。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内市町村の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外市町村による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の市区町村だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが困難と判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

4 応援の受入れ

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。国や地方公共団体等の

防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「応援班」）を設置するなど応援体制を整えるよう努める。また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

5 経費の負担

(1) 国又は他の都道府県や市町村から県又は市に職員派遣を受けた場合

市に派遣を受けた職員に対する災害派遣手当及び給与等の経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。

第2節 自衛隊災害派遣

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

自衛隊は要請に基づき、部隊の派遣等適切な措置をとる。

第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】

1 要請要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行われる。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 要請範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・被害状況の把握 | ・避難者の誘導、輸送 |
| ・避難者の搜索、救助 | ・水防活動 |
| ・消防活動 | ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ・通信支援 |
| ・人員及び物資の緊急輸送 | ・給食及び給水支援 |
| ・救援物資の無償貸付又は贈与 | ・交通規制の支援 |
| ・危険物の保安及び除去 | ・予防派遣 |
| ・入浴支援 | ・その他 |

第2 災害派遣の要請【危機管理安全部】

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、原則として市長が行うものとする。
- (2) 市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請をするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、県防災行政用無線、埼玉県防災情報システム、電話等により県（統括部）に通報し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄り部隊である中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報し、航空自衛隊の判断により部隊の派遣を待つ。その後所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出先（連絡先） 県（統括部）

イ 提出部数 3部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他、参考となるべき事項

資料編【様式1】自衛隊災害派遣要請書

第3 災害派遣部隊の受入体制の確保【危機管理安全部】

1 受入体制の確保

市、消防、県、警察等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

なお、災害の状況の通知方法、派遣受入れの連絡調整等については、定期的に協議を行うものとする。

〔災害時連絡先〕

部 隊 名 (基地名・所在地)	連 絡 先 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間基地・狭山市)	運用第2班長	司令部当直幕僚	T E L 04 - 2953 - 6131 時間内 内線 2233 時間外 内線 2204 F A X 04 - 2953 - 2269
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市)	第3科長	部隊当直司令	T E L 048 - 663 - 4241～5

5 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

第4 経費の負担区分【危機管理安全部】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱水費、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第3節 災害情報の収集・伝達

市は、地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達に努める。

第1 災害情報の収集伝達に使用する通信手段【各部】

市は、地震により有線が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合には、以下により災害情報の収集、伝達を行う。

1 防災行政用無線

市内における災害情報の通信には、防災行政用無線や移動系無線等を用いる。県との災害情報の通信には県防災行政用無線、県防災情報システムを用いる。

2 非常通信

市は、有線通信や防災行政用無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関が保有する無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3 応急用無線電話

市は、有線通信や防災行政用無線等が使用できない場合には、東日本電信電話(株)が設置する災害応急用無線電話等を利用することができる。

4 衛星携帯電話

大規模災害時には、電話回線が輻輳し災害現場の最前線における応急活動に大きな支障をきたすため、通信手段を複数確保しておくことは必須である。そのため、市は、地上インフラの途絶、地上回線の混乱等の影響を受けない、通信衛星回線を利用した「衛星携帯電話」の計画的な配備に努めるものとする。

5 その他の通信連絡手段

(1) インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）

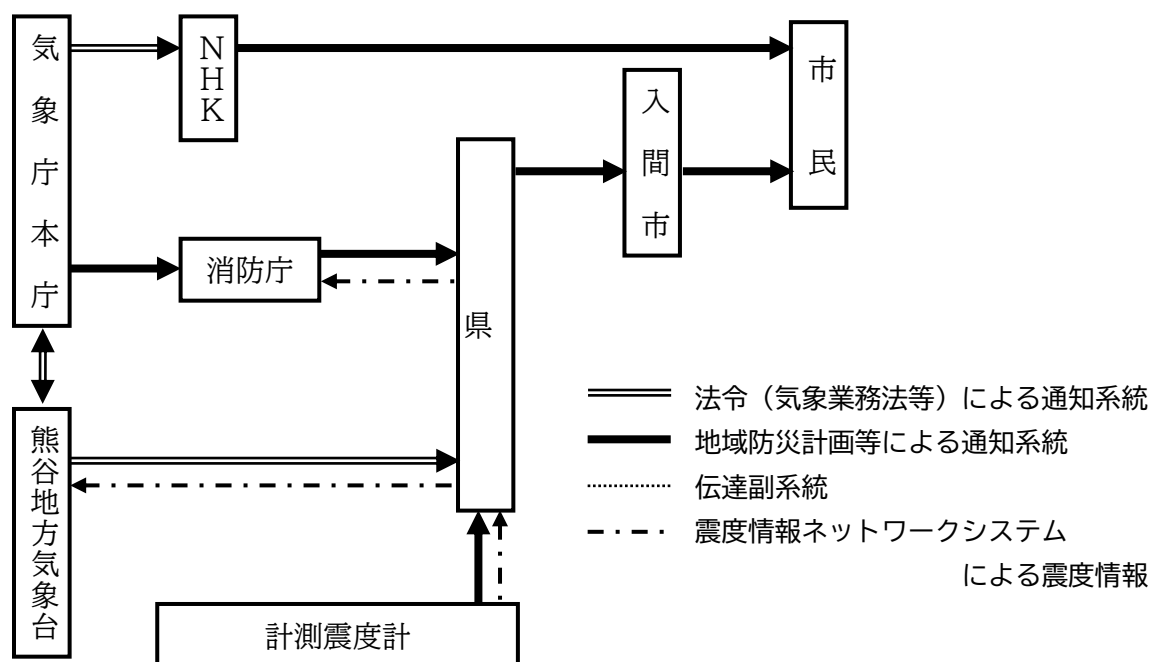
インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を活用することにより、市民からの情報収集と情報の伝達を行う。

(2) 業務用無線

現有无線施設を最大限に活用して、通信の確保を図るものとするが、災害の状況により、運送事業所等の業務用無線局等にも協力を依頼する。

第2 地震情報の収集伝達【危機管理課】

1 地震情報の収集伝達系統



2 地震情報の収集伝達方法

市は、緊急地震速報や震度計（ウッドアンダーソン型）、報道機関等の地震情報を収集した場合、市防災行政用無線や広報車を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第3 初動期の情報収集【各部】

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び他市等への応援要請等を判断するための材料として特に重要であることから、防災関係機関と緊密に連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 参集職員による情報収集

職員が参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各現場本部からも初動期の災害情報を収集する。

2 ヘリコプターによる状況把握

大規模地震が発生した場合に、市は、航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）及び防災協定締結先である㈱本田航空に対し、ヘリコプターによる被害状況の把握及びその情報の提供を依頼する。

3 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織等から、地域における災害状況を収集する。

4 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、ドローン等の活用や事業者の無線局設置者等に協力を求めて災害情報を収集する。

第4 被害情報等の収集【各部】

1 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集にあたっては、消防組合及び所轄警察署等と緊密に連携するものとする。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (5) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力を基に、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。

2 被害情報等の収集体制

本市における被害情報等の収集は、情報の項目ごとに次の各班が担当するものとする。

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各部各班	各部各班
初動期以降の建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼） 一部破損、床上床下浸水	総務部調査班	資産税課長
公共土木・建築物等の被害・復旧	道路・橋梁等	都市整備部土木班	道路管理課長
	河川・水路等		
	市営住宅	都市整備部都市計画班	都市計画課長
	公園施設等		
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ処理施設	環境経済部清掃班	総合クリーンセンター所長
	し尿処理施設	環境経済部清掃班（西部衛生組合）	
ライフライン施設の被害・復旧	下水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	上水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	電気・ガス・電話	各事業者	各事業者
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉部救護班、 こども支援部こども支援班 健康推進部衛生班	保育幼稚園課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	健康推進部衛生班	健康福祉センター所長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等	環境経済部産業班	商工観光課長
	農作物	環境経済部産業班	農業振興課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長
	図書館	教育部避難所運営班	図書館長
	博物館	教育部本部応援班	博物館長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	各施設管理者
火災等の被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合	市民安全課長

3 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

地震災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防署は、地震発生後、直ちに分署等からの情報、パトロールによる状況把握、職員の参集途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を県に要請する。

(2) 人的被害情報

地震発生直後は、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障が生じると考えられるので、これらの状況に

即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、地震発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

(ア) 職員からの情報

(イ) 市役所、各地区センター、消防組合等への市民からの通報

(ウ) 避難所からの罹災者情報

(エ) 各地区の自主防災組織等からの報告

(オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告

(カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの市災害対策本部への報告

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

(ア) 死者の情報

(イ) 行方不明者の情報

(ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報

(エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施するうえで重要である。

このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害情報

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、ヘリコプター等から概況を収集し、その被害状況から市域全体の被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査及び二次災害の防止

被災した建築物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、被災建築物等による二次災害防止のため、埼玉県及び関係団体に対して被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災建物等の危険度判定を実施する。

ウ 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下「公共施設」という。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害状況については、各部が各関係機関に災害情報を確認する。

エ ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

(ア) ライフライン被害調査

上水道及び下水道の被害については被害状況調査を実施し、主要な被害状況は現地写真等により記録する。その他ライフラインについては、各事業者には被害状況を確認する。

(イ) ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように各事業者には復旧情報を確認する。

オ 公共交通施設被害情報

鉄道管理者に旅客列車及び貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を確認する。また、バス等の公共輸送機関に被害状況、運行・復旧に関する情報を確認する。

カ 空家等の情報

市は災害時に、適切に管理されていない空家等において緊急に安全を確保する必要がある場合、必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

キ その他の被害情報

その他の被害の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各部が関係機関・団体等を確認する。

4 様式

資料編【様式2】戸別被害調査票

【様式3】地域被害調査集計票

【様式4】公共土木被害調査票

【様式5】被害集計票

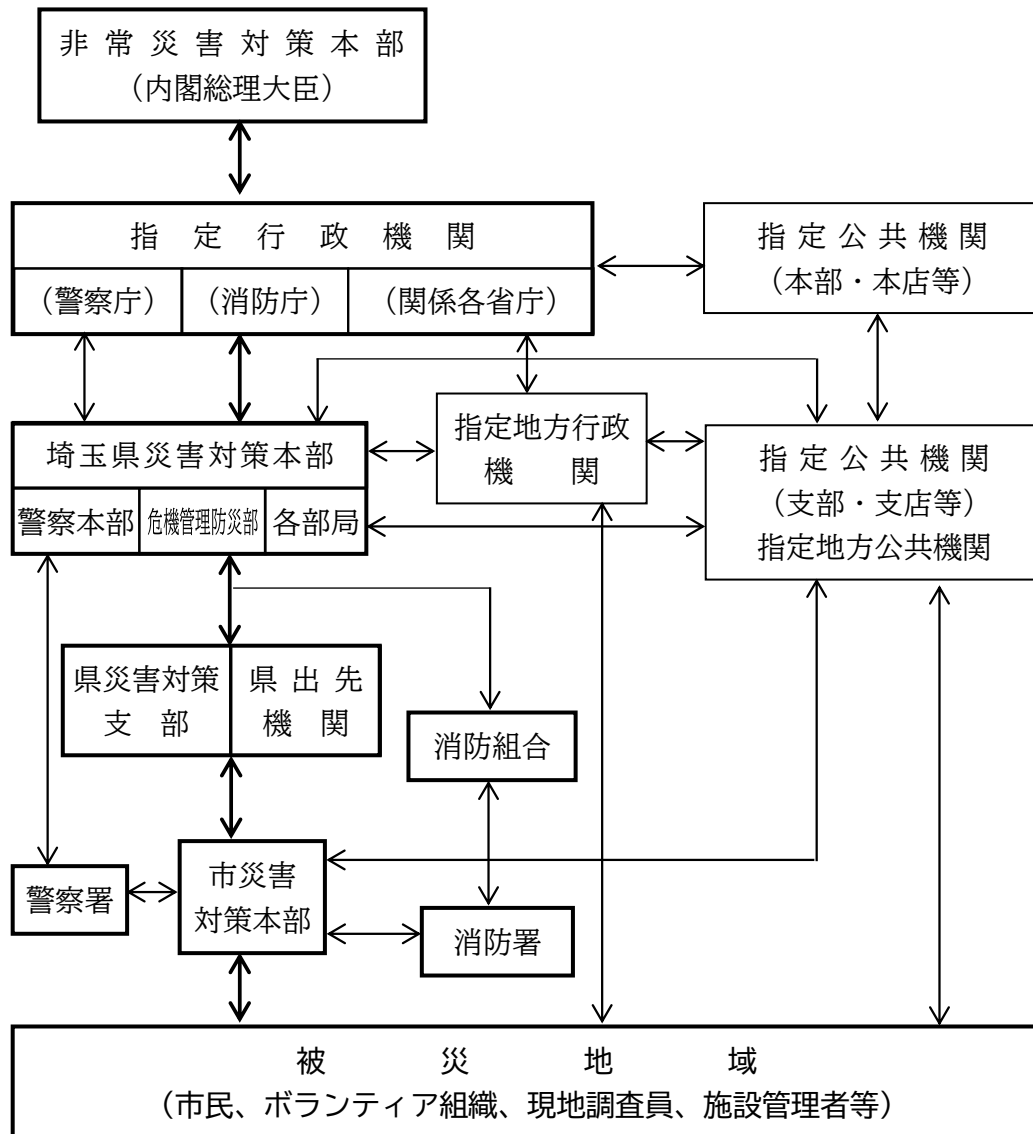
【様式6】災害緊急速報

【様式7】農林被害調査票

第5 被害情報等の伝達【各部】

1 被害情報等の収集・伝達系統

(1) 総括的系統図



2 被害情報等の収集・伝達方法

被害情報等の収集・伝達に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 被害情報等の収集・伝達は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合には、県防災行政用無線、県衛星通信ネットワークシステム、市防災行政用無線、消防無線、タクシー無線及びその他の無線システムを活用する。
また、これらを補完するものとして、衛星携帯電話の活用も図る。
- (3) 通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令（バイク・自転車・徒歩等）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして収集・伝達するよう努める。

市は、市域に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急対策に関し、市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

なお、市は県庁の被災等により知事に報告することができない場合は、消防庁に報告するものとする。

また、地震等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を直ちに電話等により、消防庁及び県に報告する。

ア 報告すべき事項

(ア) 災害の原因	(イ) 災害が発生した日時
(ウ) 災害が発生した場所又は地域	(エ) 被害の程度
(オ) 災害に対してとられた措置	
(カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類	
(キ) その他必要事項	

イ 被害の判定基準

被害の判定基準については、埼玉県災害対策本部運営要領の別表「被害報告判定基準」の定めるところにより認定するものとする。

資料編『資料4-2 被害報告判定基準』参照

ウ 報告の要領及び様式

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて報告するものとし、発生速報、経過速報、確定報告の3段階に区分する。

(ア) 発生速報

県被害報告様式第1号の発生速報により、発生直後から1時間程度の時間帯で被害の概況を把握して報告する。この段階では、どのような種類の被害がどの程度の規模で生じているか、初動対応要員が揃っているか、災害対策本部活動の支障見込み等について把握して報告する。

資料編【様式8】発生速報

(イ) 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について県被害報告様式第2号の経過速報により、逐次報告するものとし、特に指示する場合のほかおおむね2時間ごとに行うものとする。

速報段階では、人的・物的被害について把握された被害数量のほか、措置状況、対策上の問題点を、発信時間を明示して逐次報告する。

資料編【様式9】経過速報

(ウ) 確定報告

被害報告判定基準を参考として、県被害報告様式第3号の被害状況調により応急対策終了後7日以内に報告するものとする。

資料編【様式10】被害状況調

エ 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政用無線（発信特番）-200-6-8111

オ 県との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。また、同連絡員又は県防災情報システムにより

県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

第4節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の概要【各部】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が発生した場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、埼玉県知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における罹災者の保護と社会秩序の保全のための応急救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 生活に支障をきたしている障害物（土砂等）の除去

3 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。

主な救助の種類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避 難 所 の 設 置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、 提供※供与期間は いずれも2年以内	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
炊き出しその他による 食品の給与	7日以内	市
飲 料 水 の 供 給	7日以内	市
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医 療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
助 産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
被 災 者 の 救 出	3日以内	市
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内(災対 法に基づく国の災 害対策本部が設置 された場合は6ヶ 月以内)に完了	市
学 用 品 の 給 与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
埋 葬	10日以内	市
死 体 の 捜 索	10日以内	市
死 体 の 処 理	10日以内	市
障 害 物 の 除 去	10日以内	市

※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施【各部】

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ち

に厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

1 災害救助法適用の基準

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は上記1に示す手続きを行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（1号基準）

市町村人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の1/2に達したとき（2号基準）
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（3号基準）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（4号基準）
- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

2 被災世帯の算定

住家が滅した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

3 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失（全壊・全焼・全流出）したもの

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

- (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

- 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
- (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの

4 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、必ずしも一戸の建物に限らない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、孤立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、たとえば同一の家屋内の親子・夫婦であっても、生活の実態が別であれば2世帯となる。また、マンションのように、1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

資料編『資料4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第3 災害救助法が適用されない場合の措置【各部】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第5節 消防活動

地震火災は、地震による被害のうち、その時の条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、消防組合及び消防団は全機能を挙げて応急対策に取り組む。

第1 消防組合による消防活動【消防組合】

1 情報の収集伝達

(1) 災害状況の把握

119番通報、駆けつけ通報、消防無線、高層建物からの物見、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、次の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動にあたる。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、第1章第6節による。

第2 消防団による消防活動【市民安全課】

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、付近の市民に対し、出火防止（火気の停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

消防組合による活動に協力し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

5 情報の収集

消防組合による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防組合と協力して行う。

第3 他の消防機関に対する応援要請【市民安全課・消防組合】

1 消防相互応援協定による応援要請

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事への応援出動の要請

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防組合と協議の上、知事に対して県内消防本部の応援の指示を要請する。

3 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日書類を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
 - イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
 - ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
 - エ 進入経路及び結集場所（待機場所）
 - オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み
- (2) 応援隊の受入体制
- 他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入体制を整えておく。ただし、甚大な被害により下記のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊の支援隊の派遣についても要請する必要がある。
- ア 応援消防隊の誘導方法
 - イ 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
 - ウ 応援消防隊に対する活動食、仮眠施設等の手配

第6節 救急救助・医療救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。

また、救急救助・医療救護活動をより迅速かつ円滑にするため、震災時の各機関における血液等の供給体制を整備する。

なお、災害現場では、職員の健康管理や感染症対策等を徹底する。

第1 救急・救助【消防組合】

1 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできるかぎり自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救護活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

- (1) 消防署、消防団詰所及び自主防災会事務所等における救急・救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救急・救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について徹底した指導を行い、自主体制の強化に努める。

第2 傷病者搬送【健康推進部・消防組合】

1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定（トリアージの実施）
 - ア 医療救護班又は傷病者を受け入れた医療機関は、傷病者のトリアージの結果をふまえ、後方医療機関への搬送の可否を判断する。
- (2) 傷病者搬送の要請
 - ア 医療救護班又は傷病者を受け入れた医療機関は、県、市災害対策本部及びその他関

係機関に、搬送用車両の手配を要請する。

なお、医療救護班等が保有する車両が使用可能な場合は、当該車両を活用した傷病者の搬送を検討する。

イ 市災害対策本部は、重症者などの場合は必要に応じて、県に防災ヘリコプターやドクターヘリの手配を要請する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配を要請する。

また、ヘリポートから病院までの搬送経路である道路が通行できない場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の臨時ヘリポート等を確保する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市災害対策本部及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立しておく。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地区別に医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

なお、震災時は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況をふまえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを確保し、受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

資料編『資料2-3 要配慮者利用施設一覧』参照

第3 医療救護活動・助産救護活動【健康推進部】

市は、災害の種類及び程度により入間地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動、助産救護活動を行う。

なお、災害の規模により市の能力をもってしても十分できないと認められたときは、県（医療救急部長）及びその他関係機関に協力を要請する。特に、被害の甚大性、事態の切迫性に鑑み、知事に対して県内の災害拠点病院から県災害派遣医療チーム（埼玉DMAT）の出動要請も行う。

1 災害医療調整員の派遣要請

市は、入間地区医師会に災害医療調整員（医師）を災害対策本部に派遣するよう要請する。

災害医療調整員は、市内の災害医療情報を踏まえ、また医学的見地から、医療資源の配

分、収容先医療機関の選定などの医療救護活動の統括・調整を行う。

2 医療救護所の設置、運営

災害の状況を踏まえて救護所予定施設に救護所を開設するとともに、入間地区医師会に医療救護班の編成、派遣を要請する。

3 医療資機材、医薬品の調達

医療救護及び助産活動用の医療資機材及び医薬品が不足する場合は、入間市薬業会又は県等へ供給を要請する。

なお、輸送に当っては、県の物流オペレーションチームと連携する。

4 血液、衛生機材の調達

医療救護及び助産活動用の血液、衛生機材が不足する場合は、県に供給を要請する。

第4 精神科救急医療の確保【健康推進部】

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内外の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できる体制を確保する。また、入院搬送にあたっては専門医の立ち会いのもと適正な措置をとる。

第7節 避難活動

地震発生時には、建物破損、火災、がけ崩れ等の発生が予想される。とりわけ火災や有毒ガス等の流出・拡散は大きな被害を及ぼすおそれがあるので、危険区域にある市民を安全地帯に避難させ、市民の生命、身体の安全確保に万全を期する。その際、要配慮者について十分考慮するものとする。

第1 高齢者等避難の発令又は避難指示【災害対策本部】

1 高齢者等避難の発令、避難指示

市長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに高齢者等避難の発令又は避難指示を行うものとする。

(1) 実施責任者

高齢者等避難の発令、避難指示の実施責任者、区分については次のとおりとする。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	避難の発令指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条 (警察官がその場にはいない場合に限る)
県知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条

2 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示する。

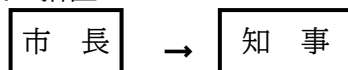
- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難時の留意事項

3 避難指示の周知

(1) 関係機関への伝達

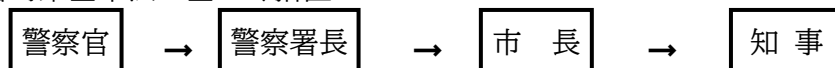
避難指示を行った者は、おおむね以下により必要な事項を伝達する。

ア 市長の措置

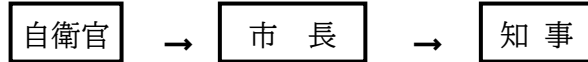


イ 警察官の措置

災害対策基本法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



(2) 市民への周知

避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市防災行政用無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。その際、聴覚障害者や外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ただし、事態が切迫している場合は、市から、高齢者等避難の発令、避難指示がなくても、自らの判断で避難行動を開始するものとする。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うよう、日頃から市民への周知徹底に努める。

第2 警戒区域の設定【災害対策本部】

1 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市職員が現場にいない場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知（通報）しなければならない。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

第3 避難の誘導【各部】

1 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく消防団、自主防災会、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 消防団、自主防災会等により危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 避難行動要支援者は、自主防災会等により適当な場所（集会所等）に集合させ状況に応じて車両・車椅子・リヤカー・人力等による輸送を行うこと。

- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、自主防災会等の単位で行うこと。

2 避難順位及び避難時の携行品

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 病弱者、障害者、妊産婦
- イ 高齢者、幼児、児童
- ウ 上記以外の市民
- エ 災害活動従事者

(2) 避難時の携行品

避難時の携行品は、緊急を要する時は、身分を証明できるもののほか、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある時は、3食分の食料、飲料水、毛布などの寝具、生活用品等とする。

なお、必要な携行品は避難者によって異なるため、非常用持ち出し品の事前確認の重要性について啓発していく。特に、高齢者等に対しては、避難所に医師・看護師等が巡回診療等に訪れた際に、薬の処方箋が円滑に行われるために極めて重要な事前対策として、普段服用している持病薬について、薬の種類・成分・量等が明示されたおくすり手帳等を平常時から携行するよう啓発していく。

第4 避難所の設置・運営【各部】

1 避難所の設置（開設）

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

避難所の開設にあたっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準により次のように行う。

(1) 開設の基準

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するための施設として避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 開設の方法

ア 市長は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。

イ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）やアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設す

るよう努めるものとする。

ウ 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

オ 市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

(ア) 開設の目的

(イ) 開設の日時及び場所

(ウ) 開設箇所数及び収容人員

(エ) 開設期間の見込み

カ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）やアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

2 避難所の指定

入間市においては、地区ごと、あるいは地域ごとの避難所の指定を行っていないことから、各家庭において避難経路の安全性を考慮し、災害の状況に応じた2箇所以上の避難所を決めておくものとする。

3 避難所の管理・運営

避難所の管理運営は、市、施設管理者、自主防災会等が「入間市避難所運営マニュアル」等を活用し避難所運営委員会を組織し行うものとする。

避難所を開設した場合には、市長は施設を管理する各部・各班員を、また、現場本部長は避難所対応員を速やかに開設避難所に派遣する。

各部・各班員及び避難所対応員は、自主防災会と連携協力し、避難所の運営全般を行う。市は、さらに必要があれば、県・近隣市町村に対して応援を要請する。

その際、要配慮者や女性をはじめ避難者のニーズの把握に努め、避難所管理運営に反映する。特に、高齢者や身体障害者等のためのトイレ・スロープ等の設置など、福祉ニーズの把握には十分留意する。

さらに、災害のショックや長引く避難所生活から、苛立ち、焦り、過労等により精神的ストレスが蓄積され、その矛先が女性や子どもといった弱い立場の者に向けられる可能性がある。

そのため、市は、専用の相談窓口を設け、性別・年齢等を問わず広くケアを行うこととする。

なお、避難所の管理・運営の詳細については、「入間市避難所運営マニュアル」のとおりであるが、概要について以下に列記する。

(1) 避難所の管理・運営担当

避難所の管理・運営は自主防災会と市の各部・各班員及び避難所対応員が協力連携して行う。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、管理運営組織には複数の女性（構成員の3割以上）を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 業務内容

ア 避難所に運営組織を設置

イ 避難者の収容・保護

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ウ 避難者名簿の作成・整理

エ 災害対策本部及び現場本部との連絡調整

オ 避難者ニーズの把握・調整

カ 避難者への調達食料の配付

キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送

ク 衛生状態の維持

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

(5) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

ア 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による実態調査を実施する。

イ 避難者の健康状態を十分把握するとともに、必要に応じて救護所を設ける。

ウ 避難者の障害や身体状況に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送を行う。

エ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

オ 要配慮者に必要な物資等を整備するよう努める。

カ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。

キ 意思疎通の難しい外国人のために、外国語通訳等の派遣を行う。

ク 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズ変化に対応できるよう配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

ケ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、授乳室、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性

用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

コ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するなど、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努める。また、懐中電灯や防犯ブザー等の整備、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターの掲載などに努めるものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

サ 炊き出し（炊事）にあっては、公平性の観点から、女性のみでの対応とせず、対応可能な者がローテーション等で担うものとする。

シ 性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(6) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

〔要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）〕

- ・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に留意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシー確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

(8) 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

4 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、危機管理安全部と健康推進部等が連携し、必要な措置を取るものとする。

第5 避難所外避難者対策【各部】

市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

- (1) 自主防災会等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。
- (2) 避難所等を各地区の在宅避難者への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。
- (3) 特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

第6 広域避難【危機管理課】

1 避難の要請

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

2 避難所の指定

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 関係機関の連携

市、県及び国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第7 広域一時滞在の要請【危機管理課】

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請することができる。

第8 広域一時滞在の受入れ【各部】

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の避難所を提供する。

1 避難所の設置（開設）

災害支援対策本部は、大規模な震災や津波被害あるいは原子力発電所事故等により、被災地から離れざるを得ない避難者を受け入れるため、避難所を開設するものとする。

避難所の選定にあたっては、避難者の人数・ニーズ等を考慮して決定するが、基本的に自炊可能な設備や入浴設備を有する施設から選ぶものとする。

なお、被害が深刻で、開設した避難所だけでは収容能力が不足する場合には、県、隣接市等の協力を得て、避難者の他地域への移送について検討する。

2 避難所開設の方法

災害支援対策本部は、受入人数が多数見込まれる場合や、市長が必要と認めた場合など、必要と判断するときには直ちに避難所を開設する。

避難所を開設した場合には、開設した避難所の名称・場所等を速やかに避難者に対し周知するとともに、次の事項を速やかに県に報告する。避難所の閉鎖についても、同様とする

- (1) 開設の目的
- (2) 開設の日時及び場所
- (3) 開設箇所数及び収容人員
- (4) 開設期間の見込み

3 避難所の管理・運営

避難所の管理運営は、施設管理者（教育委員会等の各部・各班）が中心となり、全庁協力のもと行うものとする。

避難所を開設した場合には、要配慮者や女性をはじめ、避難者のニーズの把握に努め避難所管理運営に反映する。特に、高齢者や身体障害者等の福祉ニーズの把握には十分留意する。

また、避難所における生活環境に注意し、プライバシー確保の観点から、更衣室・授乳室の設置など、女性（妊産婦を含む。）に配慮した環境づくりにも努める。

(1) 避難所の管理・運営担当

避難所の管理・運営は、避難者のなかで代表者を決めてもらい、その代表者と施設管理者（教育委員会等の各部・各班）が協力連携して行う。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 連絡手段

連絡は主として電話・ファクシミリ等により行う。

(4) 業務内容

- ア 避難所に運営組織を設置
- イ 避難者の収容・保護
- ウ 避難者名簿の作成・整理
- エ 災害支援対策本部との連絡調整
- オ 避難者ニーズの把握・調整
- カ 避難者への調達食料の配付
- キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送
- ク ボランティアの受入れ
- ケ 医療及びメンタルケアの実施

(5) 要配慮者への配慮

- ア 担当職員による実態調査の実施
- イ 避難者の障害や身体状況に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送
- ウ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣
- エ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の提供

資料編『避難所運営マニュアル』参照

第8節 緊急輸送

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送車両等を的確に確保し、活動要員や救援物資等の円滑な輸送を図る。

第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・危機管理安全部・都市整備部】

1 応急復旧用資機材の整備

普段から応急復旧用資機材の整備を行う。

2 道路被害状況の把握及び伝達

市は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

消防署は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を把握し、速やかに災害対策本部に報告する。

3 緊急輸送道路の応急復旧作業

市は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

4 応急復旧状況の広報

市は、防災行政用無線、広報紙、CATV、FMラジオ放送等を通じて、道路の復旧状況等について広報する。

第2 緊急輸送車両等【総務部】

1 輸送車両等の調達対策

(1) 緊急輸送のための車両等の調達

市は、地震発生時に輸送車両が必要となった場合は、協定に基づき(社)埼玉県トラック協会いるまの支部に輸送車両等の調達を要請する。

(2) 輸送車両等の調達要請等

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対し調達、あっせんを要請する。

2 災害救助法が適用された場合の応急救助のための輸送

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

ア 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体

の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

イ 費用

応急救助のための輸送の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求するものとする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】

1 埼玉県指定緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点を連絡する路線
該当路線	国道16号 首都圏中央連絡道路 国道299号（バイパス） 国道299号 国道463号（バイパス）		国道463号 県道川越入間線 県道馬引沢飯能線 その他県の指定する路線

2 市指定緊急輸送道路

市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

区 分	防 災 関 係 施 設
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等
防災活動拠点	市役所、各地区センター・分館、防災センター
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館
避難拠点等	指定緊急避難場所、その他国・県・市有施設等
臨時ヘリポート	公園、運動場等

資料編『資料3－2 緊急輸送道路網図』参照

第9節 水防対策・土砂災害対策

市内には、入間川、霞川、不老川等が流れている。これらの地域では、地震後の河川施設の損壊により浸水被害をもたらす可能性があり、その防止のため、監視及び応急対策を講ずる。

また、砂防施設、治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、状況把握及び安全確保を行う。

第1 水防組織の確立【都市整備部・市民安全課・消防組合】

市内における水防体制の強化及び組織の確立を図り、市民や自主防災会、各防災関係機関等が行う水防活動が十分に行われるよう関係機関の協力を得て危機管理課、都市整備部、消防が指導するとともに、水防能力の確保に努めるため災害対策本部に準ずる体制により事態を処理する。

また、県に準じて必要な水防体制をとる。

第2 水防活動【都市整備部・市民安全課・消防組合】

1 監視、警戒活動

都市整備部及び消防署は、出勤命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合には直ちに飯能県土整備事務所、国土交通省に報告する。

2 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し水防措置を実施する。

第3 河川、砂防及び治山施設の応急対策【都市整備部・消防組合】

地震により河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに被害状況を把握し、飯能県土整備事務所に連絡するとともに、土のう、矢板等により応急に復旧作業を行う。

応急復旧にあたっては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）に基づき、速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保するものとする。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い応急復旧することとする。

第10節 警備・交通対策

地震による災害が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このような状態のなかで、被害者の救出救助、市民の避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するために、総合的な警備活動、交通対策及び治安対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

第1 警備活動【警察署】

1 警備体制

(1) 警備本部の設置

管内において大地震が発生した場合は、警察署に災害対策警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の運用

ア 警察署においては、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、情報の収集、被害実態の把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を講じる。

イ 被害の状況に応じて所要の警備部隊を効果的に配置運用し、災害警備活動にあたる。

2 警備措置

大震災発生時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警備活動の内容

- ア 情報の収集
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災地域居住者等の避難場所への避難誘導
- エ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
- オ 交通の混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- カ 行方不明者の搜索及び死体の検視（見分）
- キ 被災地及び避難場所の警戒
- ク 各種犯罪の予防及び検挙
- ケ 食料倉庫及び救助物資集積所等の警戒
- コ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- サ その他災害警備に必要な警察活動

第2 交通対策【都市整備部・警察署】

災害発生直後には使用可能な道路への交通集中による渋滞が予想される。緊急輸送車両等の通行する道路を確保することがもっとも重要であることから、一般車両の流入を規制し、緊急輸送交通路の確保に努める。

1 交通規制

災害の発生が予想されたとき、及び道路施設に被害が予想されるときは、道路施設の巡回調査に努める。さらに、道路施設に被害を発見したとき、又は通報等により承知したときは、交通の安全を図るため警察署等の関係機関に通知し、交通規制の実施に協力するも

のとする。

2 交通規制の標識等

市道について道路法による通行の禁止又は制限を行った場合には、警察に連絡のうえ規定の交通標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示し、市職員及び消防団員等は、現場において指導するものとする。この際は適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

3 規制標識の設置

通行の禁止又は制限を行った時に設置する標識は「道路標識区画線及び道路標示に関する命令」昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号第4条第1項に定める標識とする。

4 自動車運転者のとるべき措置

市は、災害発生時における自動車運転者のとるべき措置について周知徹底する。自動車運転者は、災害発生時に車両をその場に残して避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動する、やむを得ず道路上に残して避難するときは、緊急車両等の通行及び応急対策活動実施の妨げとならないよう車両を左側に寄せて駐車し、エンジンキーを付けたままドアロックをせずに降車する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 治安対策【危機管理安全部・警察署】

市及び警察は、災害発生後の被災地の治安対策や各種犯罪発生の防止活動を行う。また、状況に応じて、警察の助言を得ながら、市民、地域防犯リーダー等のボランティア、関係機関が相互に連携しパトロール等の必要な措置を講じる。

第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給

地震発生直後の市民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の生活維持に特に重要である食料、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な救援を実施する。

第1 基本事項

1 想定される地震の種類と対応

直下型地震等、被害が一部の地域に限られる地震が発生した場合には、各地域の備蓄物資等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

2 発生時の人口分布と対応

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等の就業者に対しては、個々の企業における供給対策の推進を促すことによって対応を図る。

3 防災時間及び供給処理機能の被害と供給品目との対応

地震発生時の季節等の状況及び電気、水道、ガス、電話及び下水道等ライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

4 地域特性と対応

地域の社会特性（人口・年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

5 災害時応援協定に基づく物資の調達供給

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

6 ニーズに留意した物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 食料の確保及び供給【各部】

1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 市長は、災害の状況により、米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局に対し、米穀の買入・販売等基本要領（農林水産省総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

(2) その他の食料の調達

市長は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食料の調達を要請することができる。

(3) 食料の輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。輸送方法は、県と同様である。

2 食料集積地の指定及び管理

(1) 食料集積地の指定

市はあらかじめ定めた食料の集積地である市民体育館及び各地区体育館を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

(2) 集積地の管理

食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

3 炊き出し等による食料の給与

災害時における被災者等に対する炊き出し等による食料の給与は、市長が実施する。

(1) 給与場所の設定

市は、炊き出し等による食料の給与に関する計画において、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、震災時に必要に応じ災害を受けない地域の日赤奉仕団又は市民に協力を要請し、迅速に炊き出し等による食料の給与を実施する。

資料編『資料3－9 災害時における給食施設規模（食）一覧』参照

(2) 給与内容

ア 罹災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給とする。

イ 米穀の供給体制が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けていない県民に供給する米穀等をもって応急供給する。

(3) 給与する食品の品目

ア 前号アにあっては、米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食並びに味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として乳児用調整粉乳とする。

イ 前号イにあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麺製品とする。

ウ 要配慮者への配慮として、それぞれの状況に応じておかゆ等を給与する。

エ 重度の食物アレルギーのある者に対しては、本人の申告をもって食物アレルギー対

応食品を給与する。

(4) 県への協力要請

市長は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、知事に対し、炊き出し等について協力を要請する。

ただし、災害の程度が甚だしく、交通・通信の途絶のため知事の指示を受けることができないときは、直接所轄の関東農政局又は政府所有食料保管倉庫の責任者に引き渡しを要請することができる。

(5) 県への実施状況報告

市長は、炊き出し、食料の配分及びその他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

(6) 食料等の調達

市は、災害時の優先的食料供給について協力が保たれるよう、関係業者と事前に協議しておくものとする。

第3 生活必需品の確保及び供給【各部】

1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の給与

市から生活必需品の供給要請があったとき、又は知事が非常状況等から必要と認めたときは、県の備蓄物資を放出する。

(2) 生活必需品の調達

市長は、震災時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、あらかじめ定めた生活必需品の供給計画に基づき、生活必需品の調達・確保を実施する。

2 生活必需品の輸送

市長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておくものとする。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 震災時における生活必需品の給（貸）与

市長は、あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、震災時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。

ア 対象者

災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給（貸）与の品目

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| (ア) 寝具 | (イ) 外衣 | (ウ) はだ着 |
| (エ) 身回り品 | (オ) 炊事用品 | (カ) 食器 |
| (キ) 日用品 | (ク) 光熱材料 | (ケ) 簡易トイレ |
| (コ) 情報機器 | (サ) 要配慮者向け用品 | (シ) 女性に配慮した用品 |

(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給（貸）与に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 生活用水の確保及び供給【上下水道部】

応急対策は、被害の程度にもよるが、可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制、応急復旧体制を応援団体等の到着により随時増強していくものとする。



【入間市上下水道部防災計画による】

第5 支援物資の供給【各部】

大規模災害時に被災地域に大量の支援物資が搬入され、集積場所に膨大な在庫が滞る結果、物資を必要とする避難所へ行き届かないという事例が多く発生していることから、物資に関する情報を一元的に管理し、避難所におけるニーズの把握、支援物資の受入れ、配送ルートの設定及び配送の連絡、指示を迅速かつ一体的に行うものとする。

このため、市は県が組織する物流オペレーションチームと連携し、民間物流事業者のノウハウ、マンパワー、輸送車両、物流施設などを活用した物資の迅速かつ円滑な供給を推進する。

1 物流オペレーションチームとの連携

市は、食料、物資、輸送に係わる県の職員が民間物流事業者と連携する物流オペレーションチームと連携し、物資に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。

2 民間物流事業者の活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワーを活かし、備蓄物資の円滑な配送、支援物資の受入れや仕分けを行う。なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、市の車両運行によって物資の配送を補う。

3 品目別の物資の受入れ

支援物資の協力を申出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に支援物資を受け入れ、補完する。

4 必要な物資に関する情報の逐次発信

発災直後は受入制限を行い、不足している支援物資の品目や数量、配送先の倉庫など、限定した情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第6 燃料の確保及び供給【総務部】

市は、市有車両や応援車両、市の災害対策施設の非常用発電機、避難所の暖房及び炊き出し等に使用する燃料について、埼玉県石油業協同組合入間支部、埼玉県石油商業協同組合入間支部、(社)埼玉県LPガス協会西部支部入間地区会、(株)入間ガスに対して災害協定に基づいて優先的に供給するよう要請する。

また、燃料調達が困難な場合は、県に応援又はあっせんを要請する。

第12節 ボランティアの受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関わるコーディネート業務を一元化するための拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の効率化への対策を積極的に推進していく。

また、ボランティアの受入れ、派遣、被災者ニーズの把握のため、本部からの情報提供や情報の共有をはかる。

第1 受入体制の確保【福祉部・社会福祉協議会】

市は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター（候補施設：市民活動センター、産業文化センター）を開設する。災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。また、被災した市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

また、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 ボランティア活動への支援【福祉部・社会福祉協議会】

被害状況や応急対策活動の実施状況等の情報を災害ボランティアセンターへ提供し、ボランティアの活動の円滑化を図る。また、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

さらに、ボランティア活動が効果的に実施できるよう体制整備に努め、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第3 留意点【福祉部・社会福祉協議会】

1 窓口の明確化

一般参加のボランティアが被災地において混乱に陥らないよう、また、市及び県が常にボランティアの現状を把握しておけるよう、災害時は災害ボランティアセンターを常時開設しておくことが必要である。

2 被災者ニーズの把握

災害時のボランティア活動をより有効に活用していくため、被災者のニーズを随時十分に把握し、それに基づいた活動内容等の調整を行う必要がある。また、その被災者のニーズを市及び県が行う対策にも反映させていくことが必要である。

第13節 要配慮者等の安全確保対策

要配慮者等は、自分の生命、身体を守る災害対応能力が弱かったり、言葉の障害から迅速かつ的確な行動がとりにくいため、地震災害時において被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急・復旧時に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策【福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災会、ボランティア団体等に協力を要請する。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

市及び県は、備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

5 ライフライン優先復旧

市及び県は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

6 巡回サービスの実施

市及び県は、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 安否確認の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱を策定し、自主防災会及び消防団等により、各居宅に取り残された要配慮者等の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難

行動要支援者等の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、自主防災会及び消防団等の協力を得て安否確認を迅速に行う。

2 救助活動の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱等に基づき、自主防災会及び消防団等の協力を得ながら、在宅の要配慮者等の救助を行う。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（青少年活動センター、老人福祉センター等）を確保する。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て福祉避難所等への移送を行う。

4 生活救援物資の供給

市は、要配慮者等の被災状況を把握し、要配慮者等向けの食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮をする。

5 情報提供

市及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

6 相談窓口の開設

市は、地区センター・分館や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員のほか、必要に応じて福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第3 避難所における要配慮者への配慮【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 スペースの確保

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供し、また、要配慮者であることが周囲の避難者にわかるようにするなどの配慮をする。

2 物資の供給

要配慮者のために必要と思われる物資等について、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員及び保健師等による班を編成し、避難所で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを

実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性向けの相談窓口を設け、女性の相談員を配置若しくは巡回させる。

さらに、児童虐待を防ぐため、子どもの相談窓口を設け、相談員を配置若しくは巡回させる。

4 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、すでに避難所にいる要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（県立高等学校合宿所等）等を確保する。併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て避難所等への移送を行う。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

第4 外国人の安全確保対策【市民生活部】

1 避難誘導の実施

広報車や防災行政用無線放送等を活用してやさしい日本語や外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供

広報紙、テレビ・ラジオやインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を活用して外国語による情報提供を行う。また、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

3 相談窓口の開設

市役所に災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第14節 清掃対策

災害におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復興を図る。

第1 災害ごみ処理【環境経済部】

1 災害ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常の生活ごみは、1人1日当たり1kg程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の数倍から数十倍に達すると推定される。このため、平常時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、震災時の処理計画を立てる。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時における収集処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、埼玉県や緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な近隣市に人員及び機材の応援を求めると同時に、被害のない施設を持つ市町村に応援を求め、災害ごみの処理に努める。

3 処理対策

(1) 分別収集体制の確保

地震発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響するため、震災時の分別収集体制を確保する。

ア ごみ収集計画の広報

ごみの収集日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集計画等を作成し、市民に対して地区自主防災会（自治会）、報道機関等を通じ協力を呼びかける。

イ 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高いごみは、被災地における防疫上問題があるため、委託業者の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

ウ ごみの分別

応急対応時においても、市は、市民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。なお、分別収集の実施は、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

エ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

オ 廃棄物の排出

倒壊家屋から排出される、モルタル、コンクリートブロック、瓦等は、自主防災会（自治会）単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

カ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

キ ごみの運搬

市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

(2) ごみ仮集積場

処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

(3) ごみ処理施設の確保

処理機能を超えるごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、相互応援協定を締結している他市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

なお、ごみ処理施設が被害を受けないよう耐震性向上のための事前対策を進めておくとともに、震災被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第2 し尿処理【環境経済部・危機管理課・上下水道部】

1 し尿排出量の推定

災害時には下水道管の破損や上水道、電気・ガス等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、震災時に適正な処理が必要となるし尿排出量を地域住民や予測被災者の数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握する。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市に人員及び仮設トイレ等の応援を求める。

3 処理対策

(1) 仮設トイレの確保策の検討

震災直後は、水洗トイレやし尿処理関係施設が広範囲に使用不能となることが予想されるため、仮設トイレの確保とその維持管理体制を速やかに確保する。

ア 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレ使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

イ 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆トイレとあわせてし尿処理をする。

ウ 仮設トイレの調達

本市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

(ア) 流通在庫・協定先からの調達

流通在庫や協定締結先から仮設トイレを調達する。

- (イ) 埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村へ、備蓄している仮設トイレの借上げを要請する。
- エ 要配慮者や女性への配慮
仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者や女性へ配慮し、専用スペースを確保する等の措置を講ずる。
- (2) し尿処理施設（入間西部衛生組合清掃センター）の耐震性の向上
震災でし尿処理施設が被害を受けないよう耐震性向上のための事前対策を進めるとともに、震災被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第3 災害廃棄物処理【環境経済部】

1 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、震災対策計画において予想される被害想定から、市は、災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

2 処理体制の確保

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村への協力要請を行うものとする。

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は仮集積場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 大企業の事業所等

大企業の事業所等が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(4) 処理の推進と調整

市及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

震災時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、仮置場に搬入する必要があるため平常時において公有地を中心に具体的な選定を行う。

〔災害廃棄物の仮置場の候補地〕

名 称	住 所	面 積	仮置可能面積
黒須市民運動場	春日町（河川敷）	109,474 m ²	約 19,400 m ²
狭山台地区近隣公園予定地	狭山台 1-1-5 他	21,500 m ²	約 8,000 m ²
中央公園	扇町屋 1250-1	44,644 m ²	約 10,000 m ²
西武市民運動場	野田（河川敷）	30,000 m ²	約 6,190 m ²
市民会館第3・第5駐車場	扇町屋 1-598-1 他	2,607 m ²	約 2,500 m ²

〔清掃センター〕

施設名称	住所	処理能力（24H/量）
総合クリーンセンター	入間市大字新久 1 2 7 - 1	225t

仮置場候補地については、優先的に「狭山台区画整理地内公園予定地」・「中央公園」・「市民会館第3・第5駐車場」を使用し、風水害の影響を受ける可能性がある「黒須市民運動公園」と「西武市民運動場」は、予備的に使用することとする。

【入間市災害廃棄物処理計画による】

(2) 分別収集体制の確保

災害時に大量発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、また、大量に発生する災害廃棄物の最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理、リサイクル体制の確保策を検討していく。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し適正な処置に努めるものとする。

4 処理方法

産業廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮集積場に搬入する。その後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

(1) 分別処理の方法

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

イ コンクリート建築物等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、仮集積場に搬入する。

(2) 最終処分方法

ア 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他の可燃物は総合クリーンセンターで焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。

イ 不燃物のうち金属類、コンクリート類等は、リサイクルするとともに、その他の不燃物は総合クリーンセンター等において処理する。

ウ 可燃物及び不燃物の処理後の残渣は、最終処分場において処理する。

第4 廃棄物処理機能の確保及び復旧【環境経済部】

1 事前対策

市は、廃棄物処理施設について、平常時より維持管理を十分に行う。

2 応急復旧対策

市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、市は、廃棄物処理施設に被害が生じ、収集作業に影響を与えるような場合には、一定の期間を定めて他市町村に収集及び処理作業の協力依頼を行う等の措置を講ずる。

第15節 防疫及び保健衛生

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下並びに地震後の感染症の発生等を防止するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第1 防疫活動【環境経済部・健康推進部】

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を立てておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備しておく。

2 防疫活動内容

(1) 市は県と協力し、地区の衛生組織その他関係団体と協力して、清掃作業・消毒作業及びそ族昆虫駆除を行う。

ア 消毒・清掃作業の対象

(ア) 給水給食施設

(イ) 家屋

(ウ) トイレ

(エ) ごみ集積所、側溝

(2) 市は、被災地において感染症患者又は病原菌保菌者を確認したときは、隔離収容するとともに患者の家屋付近の消毒活動を行う等の措置を講ずる。また、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行う。

(3) 保健指導作業

ア 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。

イ パンフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

3 県に対する要請

市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

4 県が実施する防疫活動への協力

市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

第2 保健衛生【健康推進部・狭山保健所】

市は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力する。保健所が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

1 食品衛生監視

(1) 活動内容

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他食品に起因する被害発生防止

(2) 栄養指導

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養補給に関すること

2 メンタルケア

保健所は、避難所、応急仮設住宅等を巡回し、次のメンタルケア対策を実施する。

- ア 発病あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- イ 精神科医療機関のあっせん
- ウ 精神科医療機関等への搬送手段の確保
- エ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- オ 被災者の精神保健福祉相談

第16節 遺体の搜索・処理及び埋葬・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋葬・火葬を実施し、人心の安定を図る。

第1 遺体の搜索【危機管理課・消防組合】

1 搜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市が、県・警察・消防機関・自衛隊等の協力のもとに実施する。

〔災害救助法適用の場合の搜索活動〕

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

- (1) 遺体の搜索は、搜索のための役務、機械器具等現物をもって救助を実施する。
- (2) 遺体の搜索に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できる。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。

- (1) 搜索の依頼、届出の受付

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、着衣その他の特徴等の詳細情報を聞き取る。

イ 避難所の収容者リスト等の確認

ウ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等によりすでに死亡又は死亡していると推定される者の名簿を作成する。

第2 遺体の処理【市民生活部・環境経済部】

1 遺体の輸送

搜索活動等により発見した遺体は、遺体収容所に輸送する。

2 遺体収容所の設営、遺体の収容等

- (1) 遺体収容所（検視所及び安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（公共建物、寺院等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

- (2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）及び検案を受けた後処理にあたる。

- (3) 遺体の処置

遺体の処理にあたっては、次のことに留意して行う。

ア 警察は、遺体の検視（見分）及び医師の検案、撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡すものとする。

- イ 引き渡しを受けた遺体は、市が協定に基づき葬祭業者に依頼し、処置する。なお、身元が判明した場合は、その遺族・親戚縁者に引き渡すものとする。
 - ウ 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。
 - (4) 身元確認
 - ア 身元確認には、警察、地域住民の協力を得て行う。
 - イ 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。
 - ウ その遺族・親戚縁者による遺体の引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡すものとする。
 - エ 身元確認のため、収容所に一時保存しておく期間は、おおむね夏期2日、冬期3日程度とする。
 - オ 多数の死者が発生した場合の検視（見分）及び身元確認については、他市の医師会及び歯科医師会等の組織との協力体制の強化を図っておく。
 - (5) 遺体の収容（安置）
 - ア 延焼火災等により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
 - イ 死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等埋火葬資材を用意する。
 - (6) 民間への協力要請
 - 遺体の輸送及び処置並びに遺体安置施設の提供等について、必要に応じて葬祭業者へ協力を要請する。
- 〔災害救助法適用の場合の遺体の処理の基準〕
- (1) 災害により死亡した者について遺体の処理の基準（埋葬・火葬を除く）
 - ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
 - (2) 支出できる費用
 - 遺体の処理に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料3－4」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第3 遺体の埋葬・火葬【市民生活部・環境経済部】

1 埋葬・火葬実施

- (1) 遺体の火葬
 - ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
 - イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだいその遺族・親戚縁者に引き渡すものとする。
 - ウ 瑞穂斎場組合の火葬能力を超える数の遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。
- (2) 遺体の埋葬
 - ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院、公園

その他適切な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、早期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

2 埋葬・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋葬・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋葬・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

〔災害救助法適用の場合の遺体の埋葬・火葬の基準〕

(1) 埋葬・火葬は原則として当該市が実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取るいとまがない場合は、市は知事の行う救助を補助する立場において埋葬又は火葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 実際に埋葬又は火葬を実施する者に、棺（付属品も含む）、骨つぼ又は骨箱等の現物をもって支給する。

イ 支出できる費用

遺体の搜索に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料3－4」参照）の範囲内において市が県に請求できる。

第17節 公共施設等の応急対策

応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス及び通信等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの施設については、各関係機関が相互の連携を図り迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、危険物取扱施設及び毒物・劇物取扱施設はもとより、特に放射性物質等取扱施設の管理者は、災害が発生した場合に、自主的な応急対策活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練等を通して対応体制等を検証しておくものとする。

第1 公共建築物等の応急対策【各部】

1 応急対策指導等

各公共施設等の管理者は、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図る。また、市は、震災後における災害復旧が順調に行われるように、次のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を立てて万全を期する。
- (2) 地震発生時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所となった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

また、公共施設等が被災し、使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定等

市は、市所有又は使用している建築物・宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物・宅地の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

なお、市内に被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士がいらない又は少ない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を整えておき、危険度判定を速やかに行うことができるようにしておく。

3 応急措置

市は、危険度判定の結果に基づき、市所有又は使用している被災建築物・宅地について、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、人員・機材が不足する場合は、県に支援を要請する。

第2 危険物取扱施設及び毒物・劇物取扱施設等の応急対策【消防組合】

危険物、毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺の地域住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、地震による各施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、必要な対策を

確立しておくものとする。

1 危険物取扱施設の応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設の応急措置

毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設における事故に対しては、原因物質に応じて、必要な機材を用いて対応する。市が保有する機材が不足の場合は、協定等に基づき県及び近隣消防機関へ応援を要請する。また、二次災害の防止には現場において、より正確な判断を求められることから、有識者の助言を要請する。

特に、放射性物質等取扱施設においては、施設管理者は、消防等の指示のもと、次の必要な措置を講ずる。

- (1) 定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊等による放射線源の露出、流出等の防止）
- (2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
- (3) 放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- (4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- (5) 放射線治療中の被災者から他の者が被ばくしないための防止措置及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

第3 家畜及び畜産施設の応急対策【環境経済部】

市長は、家畜及び畜産施設等の被害状況を、川越家畜保健衛生所に報告する。

第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】

1 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド㈱】

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社は、地震・風水害等の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害の早期復旧を図る。

(1) 平常時の対策について

ア 設備強化対策

各設備所管箇所は、法令・基準等の規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。

また、平常時の設備巡視・点検等を通じ、電力設備の維持管理に努めるものとする。

イ 要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

ウ 資材等の確保対策

非常災害に備え平常時から復旧用資材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備

に努めるものとする。

エ 宿泊施設、食料の確保対策等

オ 広報活動

平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

また、無断昇柱・無断工事の禁止のほか、電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常について、発見・通報等の協力依頼を行う。

カ 社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧を図るため、市、官公署、協力企業が平常時から緊密に連携し、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

(2) 非常災害対策活動について

ア 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

イ 要員の確保（平常時対策と同様の対応とする）

ウ 資材等の調達・輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき資材等を調達・確保し、災害地への輸送に努める。

エ 宿泊施設、食料の確保等

オ 情報活動及び通信手段

災害時の気象情報等については、熊谷地方気象台、市、報道機関の情報等に留意し、これらの情報について各組織が相互に連絡する。情報伝達にあたっては、有線もしくは携帯電話を利用するが、通常の通信設備が途絶した場合は、適宜無線機等を活用する。

上記に示すいっさいの通信連絡が途絶した場合には、各機関の連絡方法として、連絡員派遣（伝令）等についてもあらかじめ検討しておく。

カ 復旧活動

(ア) 被害状況の収集

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画確立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めることとする。

(イ) 被害の復旧対策

各設備所管箇所は、速やかに被害状況を掌握し、早期復旧計画を立てることとする。

キ 復旧順位

各施設の復旧は、原則として災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより優先して行う。また、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所・指定避難所、その他重要施設への供給等も考慮に入れ復旧活動にあたる。

2 ガス施設応急対策【入間ガス株式会社・大東ガス株式会社】

ガス製造施設は、地震による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺の地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に連携し、施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

また、ガス施設の被災による二次災害の防止並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

応急災害対策本部は、大規模地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所などからの被災状況の収集
- イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ウ 供給所の受入量及び送出量の調整・停止
- エ 製造所・供給所・製圧所及びバルブ放散口の上空放散
- オ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- カ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- キ その他状況に応じた適切な措置

なお、地震発生時の情報収集、指令及び操作、指示等はすべて入間ガス(株)・大東ガス(株)の災害対策本部により実施する。

(2) 復旧対策

- ア 災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の復旧にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整・修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

また、病院、福祉施設等の重要施設については、移動式ガス発生設備等を用いて優先供給に努める。

- エ 復旧措置に関して、付近の地域住民及び関係機関等への広報に努める。
- オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

各製造所においては架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備品があり、復旧初期の資機材は確保されている。

イ 導管材料需要

入間ガス(株)、大東ガス(株)、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているので、緊急時の初期復旧用としては十分対応できる。

ウ 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には、工事会社及び県内外都市ガス事業者から動員することが可能であり対処できる。

エ その他

緊急機器材、工具、簡易燃料等緊急復旧に要するものについても備蓄しているが、今後とも拡充に努める。

3 上水道施設応急対策【上下水道部】

配水量の80%以上を県水に依存している当市では、県営水道施設が被害を受けた場合は、応急給水の確保や応急復旧作業に多大な影響を受けるものと思われる。このため応急復旧は最初に取り水・浄水施設の早期復旧により浄水場機能を確保し、次に送水管、配水場、重要幹線、配水管支管、給水装置の順に作業を行う。

(1) 主要業務計画

災害直後	初動体制	(1) 二次災害の防止 (2) 浄水・配水場被害調査 (3) 県水受水状況確認 (4) 配水池水量確保 (5) 被害状況の把握 (6) 被害地域の特定（配水区域）
3日以内	第1段階 応急復旧	(1) 復旧計画の策定（優先復旧対象施設の把握） (2) 浄水・配水場機能の復旧 (3) 送水管の試験通水 (4) 送水管の応急復旧
1週間以内	第2段階 応急復旧	(1) 重要幹線の試験通水（優先性の高いルートから） (2) 被害地域・地区の分離（小ブロック） (3) 重要幹線の応急復旧（優先性の高いルートから） (4) 配水管支管の試験通水（優先性の高いルートから） (5) 配水管支管の応急復旧（優先性の高いルートから） (6) 仮設配水管による応急復旧（優先性の高いルートから） (7) 仮設給水所の設置
2週間以内	第3段階 応急復旧	(1) 配水管支管の試験通水 (2) 配水管支管の応急復旧 (3) 仮設配水管による応急復旧 (4) 仮設給水所の増設

(2) 復旧の範囲

県水への依存度の高い当市では、県営水道施設の被害及び復旧状況を総合的に考慮し、早急に浄・配水施設の機能の復旧を図り、管路被害調査に基づき応急復旧計画を策定する。

ア 鍵山浄水場

浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能の復旧を図る。

イ 配水場

流入管及び送・配水管に被害を受けた場合は、配水池の仕切弁を閉め、応急給水に必要な水量を確保する。配水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に機能復旧を図る。

ウ 送水管

鍵山浄水場から東金子配水場へ送水する管、配水場から配水場へ送水する管の順で復旧を図る。

エ 配水管

配水管は、重要幹線、配水管支管の順で復旧を図る。復旧計画は、優先復旧対象施設のあるルートを考慮し策定する。

オ 優先復旧対象施設

復旧にあたっては、次の関係機関を優先して進めていく。

- (ア) 病院等人命に係わる医療施設
- (イ) 指定緊急避難場所・指定避難所
- (ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送施設等

(3) 復旧用資機材等の確保

上水道施設及び送・配水管の応急復旧等に必要な資機材が不足する場合には、速やかに他事業体や製造業者等に支援要請を行う。

(4) 支援要請

被害の状況に応じて、応急給水、応急復旧、資機材等に係る支援要請を関係機関に対して速やかに行う。

(5) 広報体制

関係機関と連携を図り、断・減水の状況、応急給水計画、復旧の見通し等について広報する。

【入間市上下水道部防災計画による】

4 下水道施設応急対策【上下水道部】

(1) 被害状況の把握

発生から復旧にいたる各段階に応じて、被災状況を調査する。

ア 第一段階（緊急点検、緊急調査）

被害の概要を把握するため、点検調査を行う。

主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路など他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第二段階（応急調査）

被害の拡大、二次災害防止のための調査（管渠、マンホール、マンホールポンプ）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第三段階（本復旧のための調査）

マンホール内目視調査、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 前項の調査結果に基づき、下水道の復旧工事の方法を検討する。

イ 本復旧までの間、一時的に処理機能を確保することを目的とする。

ウ 管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路設置を行う。

エ 管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的とする。

(3) 支援要請

被害の状況に応じて、緊急点検、応急復旧、資機材等に係る支援要請を関係機関に対して速やかに行う。

(4) 広報体制

関係機関と連携を図り、被害状況、使用自粛区域の範囲、復旧の見通し等について広

報する。

5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】

災害等により、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

(イ) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ウ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などにより、直接該当被災地へ周知する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、他市町村との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア) 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

(イ) 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用等による情報収集活動等を行う。

エ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

6 現地作業調整会議の開催【県・市・ライフライン事業者等】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第18節 文教・福祉対策

震災時において、幼児・児童・生徒及び学生の生命の安全と教育活動の確保に万全を期するため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じて、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

第1 応急教育の実施【教育委員会】

1 事前準備

市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進するものとする。また、私立学校に対しても同様に指導及び支援していくものとする。

【校長】

- (1) 校長（以下「園長」を含む。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を立てるとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。
- (2) 校長は災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。
 - ア 市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ウ 教育委員会、消防署、警察署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。
 - エ 勤務時間外における所属職員への連絡方法並びに非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

2 災害時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

【校長】

- (1) 校長は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 校長は状況に応じ、教育委員会と協議のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- (4) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- (5) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 校長は、応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

3 災害復旧時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

【校長】

- (1) 校長は教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連携し、教科書及び教材の供与に協力する。

- (2) 被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
- (5) 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。
- (6) 避難場所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連携のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

4 私立学校の計画

市は、私立学校にあつては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。また、私立幼稚園については保育所の措置に準ずる。

第2 学用品の調達及び支給【教育委員会】

1 基本事項

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の実施

- (1) 学用品の給与は、市長が行うが、教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講ずるものとする。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が校長及び教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともあり得る。

- (2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって行う。

第3 文化財の保護【教育委員会】

市教育委員会は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

- 1 国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告し指示を受け、市が管理者になっているものについては本市が、また、それ以外の所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急

措置を講じ、被害の拡大を防ぐものとする。

- 2 上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋根の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 3 市指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第4 社会教育施設対策【こども支援部・教育部】

開館時に地震が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。

- 1 地震発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署へ報告し、必要な指示を受ける。

第5 福祉関係施設対策【福祉部・こども支援部】

1 保育所の措置

保育所長（私立保育園長も含む。）は、地震災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所における必要な応急措置を講ずる。

(1) 地震災害時の対応

ア 所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 所長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、こども支援部に連絡し、職員を指揮する等、応急対策を実施して必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育の体制

ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。

イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。

エ 保育所を救護所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、こども支援部と協議して早急に保育ができるよう措置する。

オ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2 学童保育室の措置

(1) 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 児童の被害状況等を確認し、速やかにこども支援部に報告し、必要な指示を受ける。

(3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、原則として保護者同伴で帰宅させる。

また、その措置内容をこども支援部に報告する。

(4) こども支援部は、災害の状況により平時保育の再開に努める。

3 児童センターの措置

- (1) 地震発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署に報告し、必要な指示を受ける。

資料編『資料2－3 要配慮者利用施設一覧』参照

第19節 住宅応急復旧

地震により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い、地震後の被災者の生活復旧の支援を行う。

第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置するものとする。市は設置場所、入居者の選考、管理等を行い、県に協力する。

1 設置戸数の決定

知事とする。なお、知事から委任された場合は市長とする。

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の設置場所は、次の基準とする。

- (1) 原則として、国、県又は市の公有地とする。
- (2) やむを得ず私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を結ぶものとする。
- (3) 飲料水が得やすく、保健衛生上問題のない場所とする。
- (4) 基本的なインフラが整備されている場所から順次設置を行うよう県に要望する。

3 入居者の選考

市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。

- (1) 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
 - ア 生活保護の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前号に準ずる経済的困窮者

4 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

5 仮設住宅の維持管理

県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

7 災害救助法が適用になった場合の費用等

応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第2 危険度判定の実施及び応急措置・応急復旧の指導・相談【都市整備部】

市は、建築物の被災建築物応急危険度判定等を行うための体制整備を図るとともに、市民に対し、余震等で倒壊のおそれがある建築物等による事故防止のための広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う等の運用体制の確立に努める。

資料編『資料4－5 入間市被災建築物応急危険度判定要綱』参照

第3 住宅の応急修理【都市整備部】

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定結果等より修理戸数を決定する。

2 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として選定し、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。また、市はその結果を県へ報告する。

3 資材調達

市は、資材が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 1戸あたりの修理費基準

住宅の応急修理の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】

住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。

1 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

2 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

3 除去作業の支援要請

市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。

第20節 広報広聴対策

地震発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望・苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人にも配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第1 広報活動【各部】

1 広報活動の方針

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

(1) 広報の連絡系統

広報の連絡系統は、第3節 第5「被害情報等の伝達」による。

(2) 災害広報の方法

地震災害に関する情報及び災害対策状況について、防災行政用無線（固定系）、FMラジオ放送、市広報車、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）等を利用して広報活動を実施する。

また、地震災害時は、時間の経過とともに、市民からの要望や被災者を取り巻く状況が変化する。したがって、その変化に対応した情報を、それぞれの時点での的確に広報する必要がある。市は様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に適宜的確に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震発生直後は、市からの直接的な広報が市民の混乱を防止するうえで極めて重要であることから、できるかぎり迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて的確に行う。

(1) 初動期の広報の内容

地震発生直後の広報は、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施するものとし、文案をあらかじめ考えておくものとする。

- ア 市災害対策本部の震災対策状況
- イ 市民に対する避難指示等に関する事項
- ウ 災害救助活動状況
- エ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- オ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策情報
- カ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況

- キ 電話の通信状況
- ク 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ケ 電気、ガス、水道等ライフラインの状況
- コ 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、次の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮して行う。

- ア 防災行政用無線による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】
- エ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を利用した広報
- オ チラシ・ポスター等臨時印刷物の掲示等による広報
- カ その他の広報手段
- キ ハンドマイク、口頭等による広報

3 生活再開時の広報

市民生活再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で推移する情報と各種広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

ア 第1期（3日～1週間程度）

災害発生直後においては、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。したがって初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について広報する。

- (ア) 電気、ガス、水道等の復旧状況
- (イ) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- (ウ) 公共交通機関の復旧情報
- (エ) 生活の基礎情報（商店営業等の生活情報、行政サービス情報等）
- (オ) 安否情報
- (カ) 各種相談窓口開設の情報

イ 第2期（2～3週間程度）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対して通常の行政サービスに関する情報を広報する。

ウ 第3期（4週間目以降）

避難所での生活から仮設住宅での個別の生活に移行し始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送る時期になるため、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

- (ア) 災害関連の行政施策情報
- (イ) 通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙や臨時印刷物、FMラジオ放送、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）による広報を中心に、避難状況別に様々な手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

広報紙等は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、地震災害時の広報紙等の発行は迅速に行うものとする。

ア 避難所の市民への広報

- (ア) 広報紙の配布
- (イ) 防災行政用無線による広報
- (ウ) 広報車による広報
- (エ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】
- (オ) 掲示板への掲出(広報紙、ポスター等)

イ 避難所外の市民への広報

- (ア) 地区センター等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出
- (イ) 防災行政用無線による広報
- (ウ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】

ウ 市外避難者への広報

当初はファクシミリサービス、インターネット(ホームページ、登録制メール、SNS等)、報道機関への情報提供により対応し、その後は広報紙の市外郵送サービスができるかぎり迅速に実施する。

4 要配慮者等を考慮した広報の実施

聴覚・視覚障害者や外国人などのように、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮して広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙)やテレビでの文字放送、手話放送等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し音声情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能なかぎり点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、入間市国際交流協会等と連携し、やさしい日本語や外国語による広報を行う。

また、情報提供窓口を設置しながら、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

資料編『資料3-10 広報車一覧』参照

第2 報道機関への情報提供【企画部】

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。

1 災害情報の提供

市は、報道機関に対し災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。なお、個人情報の公開については、十分配慮のうえ実施する。

ア 地域の被害状況等に関する情報

イ 本市における避難に関すること。

(ア) 避難指示等に関すること。

(イ) 避難施設に関すること。

ウ 地域の応急対策活動状況に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること。

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること。

(ウ) 電気、水道等ライフラインの復旧に関すること。

エ 被災者生活再建支援に関する情報

オ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること。

(イ) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。

(ウ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。

(エ) 防疫に関すること。

(オ) 各種相談窓口の開設に関すること。

(2) 報道機関への発表

市は、報道機関等に対し一定期間ごとに災害情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他の機関からの問い合わせに対応する。

2 災害警報等の放送要請

NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブへの災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請は、県を通じて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市が直接行う。

第3 広聴活動【各部】

地震災害後の市民意識や要望を把握し、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して市役所等に窓口を設け、相談活動を実施する。

1 相談窓口の設置

市は、被災市民からの要望や相談等に対し、速やかな解決に努めるため、関係各部と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。また、ボランティアの協力を得て外国語専用窓口や手話専用窓口の設置も行う。

(1) 市役所等での相談窓口の設置

(2) 各避難所の巡回相談

(3) 電話相談窓口の設置

(4) 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同窓口の設置

2 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- ア 罹災証明書の発行
- イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付等
- ウ 倒壊家屋の処理
- エ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん

(2) 事業再建相談

事業再建のため、市、県及び国による支援事業について相談及びあっせんを行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- ア 中小企業関係融資
- イ 農業関係融資
- ウ その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修理・再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て行う。

イ 医療相談

心身の健康に係る医療問題などの相談は、医療関係団体等の協力を得て行う。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレスなど心のケアについては、専門のカウンセラーによる電話相談、面談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス、水道等については関係機関との共同窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

過去の大震災では、地震発生直後から、災害発生に便乗した悪質商法が横行し、契約・解約等に関するトラブルが発生している。市は、相談業務を行うとともに、相談処理や事業者の指導にあたっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を喚起する。

(6) 安否照会

市は被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

ア 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

イ 安否照会の受付

市は相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〔安否照会者の確認事項〕

(ア) 照会者の氏名、住所
(イ) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
(ウ) 照会をする理由

ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〔照会者の区分と提供可能情報〕

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族 ※	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。

第21節 帰宅困難者への対応

鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、人々が外出先から一斉に帰宅しようとする、主要な駅や幹線道路で大きな混乱が生じ、消防・救助活動に支障がでるおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則により、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制する。

第1 情報収集・提供等【危機管理安全部】

市は、鉄道事業者や大規模集客施設の管理者等から、帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、鉄道や道路の不通や復旧見込、代替輸送手段の状況、一時滞在施設の開設状況等の情報を提供する。

また、帰宅困難者への一斉帰宅の抑制、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板、災害用伝言板(web171)の利用等を呼びかけるよう鉄道事業者や大規模集客施設の管理者等に要請する。

その他、防災行政用無線等を活用して、一斉帰宅の抑制や帰宅支援に関する情報を帰宅困難者に提供する。

第2 一時滞在施設の確保【危機管理安全部】

1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震等の発生により鉄道等の運行が停止し、駅(入間市駅、武蔵藤沢駅、仏子駅、元加治駅、金子駅)周辺に滞留者が発生した場合、鉄道事業者(西武鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株))は、駅施設の安全が確認でき、要員を確保できた場合は、一時待機所として可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

市は一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。一時滞在施設は、原則として公共施設とするが、人員が収容しきれない場合など状況によっては民間施設(大型商業施設等)の借用も検討する。

また、駅から一時滞在施設までの誘導は、鉄道事業者、消防署、消防団、警察等関係機関の協力を得て行う。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じて飲料水・食料・毛布等を提供する。一時滞在施設は指定避難所でもあるため、「第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給」に準じて提供する。

第3 学校・事業所等における帰宅困難者対策【危機管理課・教育委員会】

1 学校における帰宅困難者対策

各学校は、災害対応マニュアル等に基づき、災害発生時に児童・生徒・来校者等の安全確保に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって児童・生徒等の引き取りが困難な場合、児童等を安全な校舎内等で最大3日間程度保護する。

保護者との連絡や情報発信については、あらかじめ検討した手段を活用する。

2 事業所における帰宅困難者対策

事業所等は、災害対応マニュアル等に基づき、従業員、来客者等の安全を確保するほか、一斉帰宅を抑制するため、備蓄食料等を活用して従業員・来客者等を事業所内に3日間程度留め置くように努める。

第4 徒歩帰宅等の支援【危機管理課】

市は県及び関係機関と連携し、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者による災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、災害時帰宅支援ステーションの開設状況、道路情報（通行不能箇所、通行規制情報等）、公共交通機関の状況（運行状況、代替交通手段）等を、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などを活用して提供する。

第22節 家庭動物の保護対策

過去の大震災においては、災害の発生に伴い、飼い主が判然としない動物（逸走動物）、負傷した動物が多数生じたほか、避難所における動物同伴者等の問題も課題として残った。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健所、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立に努める。

第1 被災地域における動物の保護【環境経済部】

飼い主が判然としない放し飼い状態の動物又は負傷している動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して保護に努める。

第2 避難所における動物の適正な飼育【環境経済部】

市は、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育場所を設置して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。その際、次に掲げる点に留意する。

- 1 避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供及び獣医師の派遣等の要請
- 2 避難所の飼育場所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他市町村及び他機関への連絡調整、要請
- 4 飼育困難な動物については、専門家の助言を得て一時的に専門機関で飼育する

特に、飼い主は、避難所での無用なトラブルを避けるため、自身が飼育する動物に名札等を装着させ、速やかに問い合わせ等に応じられるようにしておくものとする。

なお、避難者とともに避難した動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な人々が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは、原則禁止とし、避難所敷地内（屋外）に飼育専用スペースを設置する。また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、その動物と一緒に避難してきた者が行うこととする。

第23節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県内においては、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

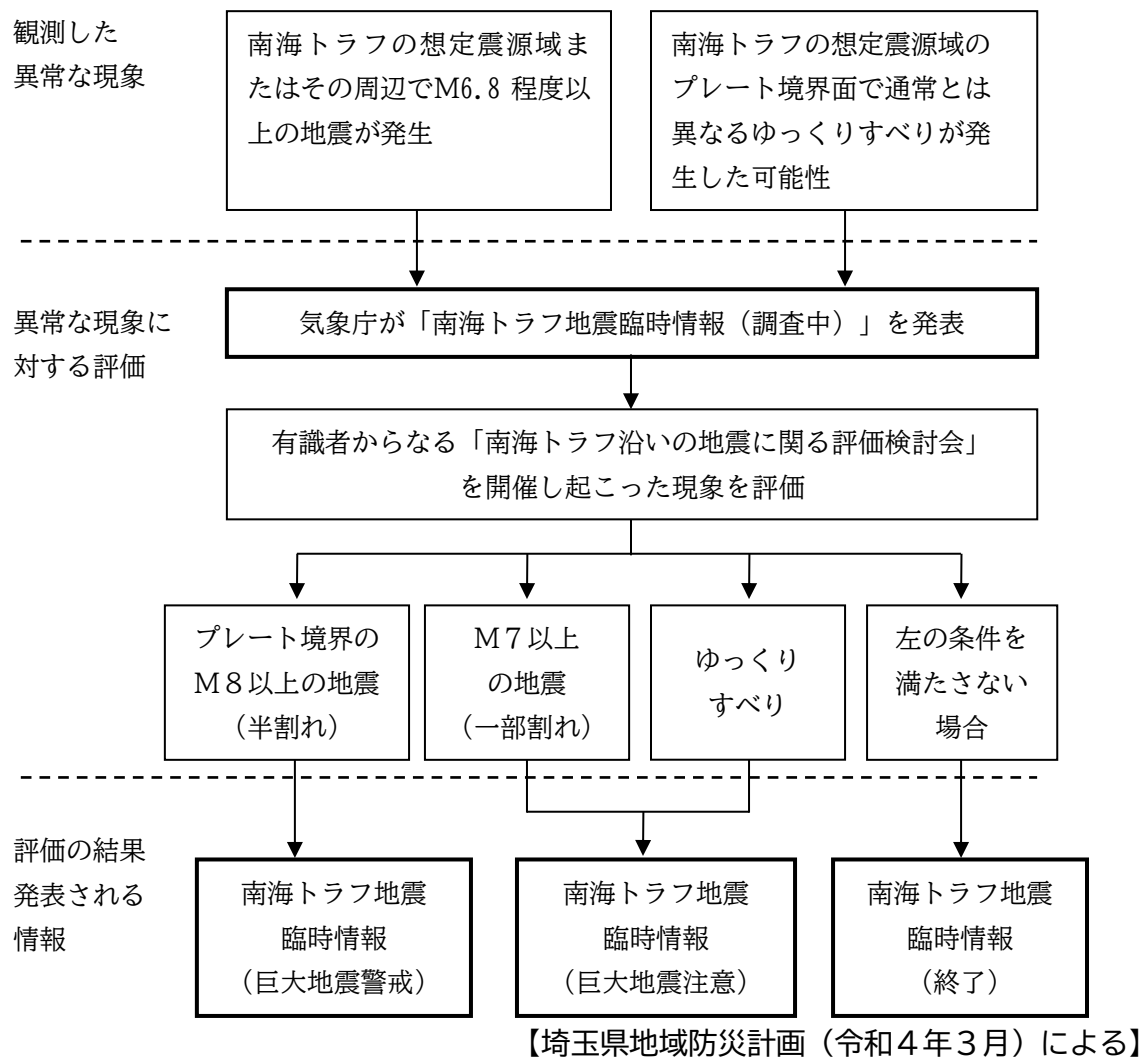
南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【危機管理課】

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

〔南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〕



第2 市民、企業等へのよびかけ【各部】

市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

1 市民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

2 企業等の防災対応

(1) 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第24節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本市域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

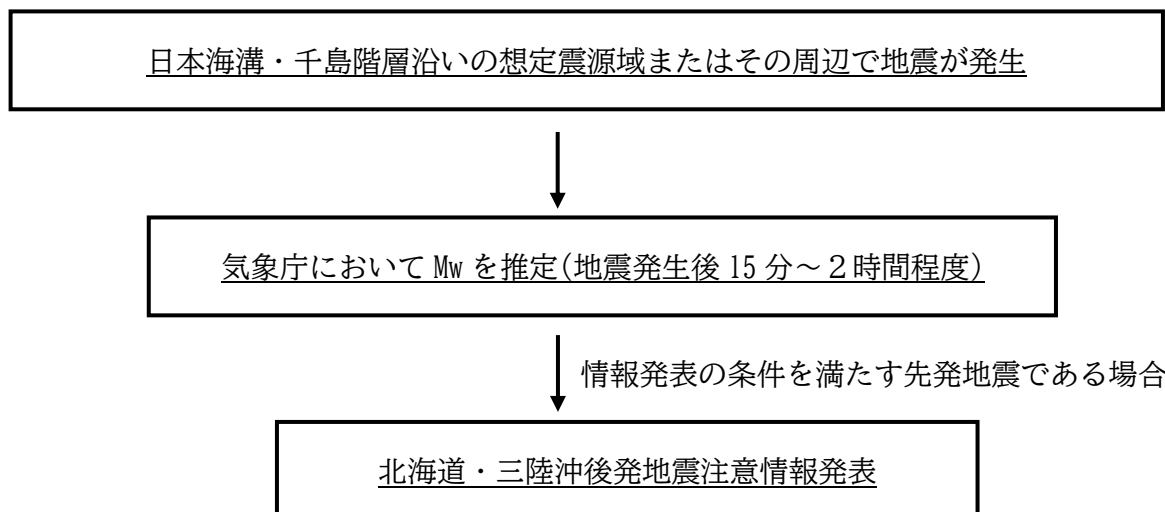
このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達【危機管理課】

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

[北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ]



第2 市民、企業へのよびかけ【各部】

県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

1 市民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

2 企業等の防災対応

(1) 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2章 風水害応急対策計画

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、それぞれの関係機関は、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急活動にあたるものとする。

第1節 応急活動体制

第1 災害発生直前の未然防災活動

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 配備・動員体制【各部】

1 配備体制及び内容

災害対策の活動にあたってのとりべき体制の種別及び内容は、次のとおりとする。

配 備 体 制		内 容
事前調整会議体制 (準備体制)		・台風等において、災害の発生が予測され風雨等が強まりつつある状況において、副市長が担当部課職員を招集し、事前対策等を指示する。 ・副市長は、危機管理課長に対し、防災担当職員の待機を命ずる。 ・副市長は、状況により初期活動要員を招集し、対象現場ごとの活動計画を指示する。 ・副市長は、状況により市長の指示を受け、警戒体制（第一配備・第二配備）に切り換えなければならない。
警戒体制 (災害警戒会議を行い通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第1配備	災害の要因が認められた場合において、各部長が各部計画に基づいて初期活動要員を招集し、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
	第2配備	軽微な被害が発生した場合において、各部長が各部の計画に基づく増強招集を行い、災害の防止活動にあたるとともに、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合において、災害応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制
	第2配備	激甚的な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する体制

2 動員体制

災害における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の職員の動員体制

勤務時間内における職員の動員は、庁内放送を行い、各部の動員は部長が行う。

(2) 休日・夜間等の職員の動員体制

配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に参集する。

3 初動体制

台風及び集中豪雨の初動体制については、「第3編 災害応急対策編 第2章 第8節 水防計画」を参照。

4 職員の非常対応心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 職員はあらかじめ定められた配備基準、動員体制、参集場所及び分掌事務に関し十分習熟しておくこと。

(2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。

(3) 各部の部長及び班長は、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるように体制を整えておくこと。

(4) 各部の部長及び班長は、災害時に実施する業務について、平常時から各部・各班においてマニュアルの作成や災害時業務内容を説明するなどして、周知徹底を図っておくこと。

(5) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、作業服など活動に適したものとし、食料その他活動に必要なものを携行すること。

(6) 参集途上において、可能な限り市域内外の被害状況及び災害情報の把握に努め、その状況を所属の班長に報告すること。

(7) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

資料編『資料1－5 動員数の目安』参照

5 災害時の動員体制

災害が発生した場合の初動の動員体制は、次のとおりとする。応急復旧期の各部における班構成及び分掌事務は、資料編『資料1－4 動員体制及び事務分掌』に示すとおりである。

(1) 災害対策本部員（市長、副市長、教育長、部長、消防団長）

災害対策本部長の命を受けた部長等で、大規模災害時等に自主的に本部（本庁舎）に参集するとともに、災害情報・被害状況等を分析し、災害対策本部体制を整える。

(2) 指名本部員（次長、一部課長等）

各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（秘書課長、人事課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。

(3) 総括班（危機管理安全部、本庁舎近隣居住職員等）

危機管理安全部職員及び本部長が指定した本庁舎近隣居住職員及び災害対策本部設置・運営に必要な技能・知識を有する職員等で、災害対策本部の運営等を行う。

(4) 消防班

消防団に入団している職員で、初動時から消防団活動に従事する。

(5) 現場本部長（地区センター長等）

災害発生時にはそれぞれの担当現場本部（各地区センター等）に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。

また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。

(6) 現場本部員（市民生活部、選挙管理委員会事務局）

現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。

(7) 避難所対応員（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所・指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

(8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

(9) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

(10) 応援班（企画部、総務部、市民生活部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

(11) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、入間市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策を実施する。

1 本部の設置及び閉鎖

本部は、災害対策基本法第42条の規定による入間市地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するもの

とする。

(1) 本部設置等の手続

本部の設置及び配備体制の施行手続については、次に掲げるところによる。

ア 準備体制及び警戒体制の決定は、危機管理課長が危機管理安全部長の指示を受け、副市長の承認を得て行うものとする。

イ 本部の設置及び非常体制の決定は、危機管理安全部長が副市長の指示を受けるとともに、本部員となる部長等の意見を聞いたうえ、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。

ウ 本部の設置場所は、本庁舎とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(2) 本部閉鎖の手続

本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、設置等の手続に準ずるものとする。

(3) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の設置又は閉鎖が行われた場合には、この旨を市民に周知するとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとする。

2 現場本部の設置

災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各地区センターに現場本部を設置する。

(1) 設置場所

現場本部名	設 置 場 所	電 話
扇 町 屋	扇町屋1-9-34	2962-4495
東 町	東町3-1-35	2963-7503
黒 須	黒須2-3-13	2962-7511
東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 2962-7711
金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 2936-1171
宮寺・二本木	宮寺2405-1	2934-2002 2934-4466
藤 沢	下藤沢5-17-1	2964-1278 2962-6475
東 藤 沢	東藤沢3-19-19	2962-6922
西 武	大字野田496	2932-1171 2932-0033

資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照

(2) 現場本部の事務の所掌

現場本部における事務の所掌は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害地における災害情報の収集

イ 災害地における関係機関との連絡調整

ウ 担当地区内の自主防災会、自主防災連絡会及びその他の団体との連携による応急対策（本部長からあらかじめ指示されたもの）の実施

- エ 本部への災害情報及び応急対策の実施状況の連絡
- オ 担当地区内指定緊急避難場所・指定避難所との連絡調整
- カ その他現場本部の役割を果たすために必要な事務

3 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、本部における災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、次のとおり本部会議を実施する。

ア 構成等

- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- (イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐する。
- (エ) 本部会議の決定事項は、本部長の命令として本部員の各部長から速やかに全職員に周知する。

イ 本部会議の所掌事務

- (ア) 本部の非常配備体制に関する事。
- (イ) 避難指示等に関する事。
- (ウ) 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。
- (オ) 災害救助法の適用申請に関する事。
- (カ) 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関する事。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (ク) その他重要な災害対策に関する事。

(2) 部の組織及び分掌事務

本部の各部における班構成及び分掌事務は、資料編『資料1－4 動員体制及び事務分掌』に示すとおりである。なお、本部長及び各部長は部・班を弾力的に運用できるものとする。

ア 本部長は、必要があると認めるときは、部・班を編成することができる。

イ 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、部内の班を配置換えすることができる。

ウ 各部・各班の所掌事務における市民対応については、各部・各班で行うものとする。

第4 指定行政機関等の活動体制【指定行政機関等】

1 総合防災体制の整備

市域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 活動体制の整備

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上必要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

(2) 職員の派遣

市災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第5 相互応援協力【危機管理安全部】

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

なお、市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定のほか、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行う。

1 県への応援又は応援あっせんの要請

市は、知事又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	第2章 第2節「自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣のあっせんを求める場合	1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間	災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17

	4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	
以下に放送要請のあつせんを求める場合 NHKさいたま放送局 (株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災害対策基本法 第57条

2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。
〔派遣対象業務〕

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMA T、DPA T、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

注) 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

また、市、県及び国は、派遣職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を徹底するものとする。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内市町村の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外市町村による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の市区町村だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

- ・ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが困難と判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

4 応援の受入れ

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

5 経費の負担

(1) 国又は他の都道府県や市町村から県又は市に職員派遣を受けた場合

市に派遣を受けた職員に対する災害派遣手当及び給与等の経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。

第2節 自衛隊災害派遣

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

自衛隊は要請に基づき、部隊の派遣等適切な措置をとる。

第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】

1 要請要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行われる。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 要請範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送
・避難者の搜索、救助	・水防活動
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援
・人員及び物資の緊急輸送	・給食及び給水支援
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援
・危険物の保安及び除去	・予防派遣
・入浴支援	・その他

第2 災害派遣の要請【危機管理安全部】

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、原則として市長が行うものとする。

(2) 市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請をするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、県防災行政用無線、埼玉県防災情報システム、電話等により県（統括部）に通報し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄り部隊である中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報し、航空自衛隊の判断により部隊の派遣を待つ。その後所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出先（連絡先） 県（統括部）

イ 提出部数 3部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他、参考となるべき事項

資料編【様式1】自衛隊災害派遣要請書

第3 災害派遣部隊の受入体制の確保【危機管理安全部】

1 受入体制の確保

市、消防、県、警察等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

なお、災害の状況の通知方法、派遣受入れの連絡調整等については、定期的に協議を行うものとする。

〔災害時連絡先〕

部 隊 名 (基地名・所在地)	連 絡 先 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間基地・狭山市)	運用第2班長	司令部当直幕僚	TEL 04-2953-6131 時間内 内線 2233 時間外 内線 2204 FAX 04-2953-2269
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市)	第3科長	部隊当直司令	TEL 048-663-4241～5

5 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

第4 経費の負担区分【危機管理安全部】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱水費、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第3節 災害情報の収集・伝達

市は、風水害時に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達に努める。

第1 風水害時に収集・伝達すべき情報【各部】

風水害時において、市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、主に次のとおりである。

- (1) 各種気象情報、河川情報
- (2) 地域の災害危険状況
- (3) 避難情報
- (4) 避難状況、避難所情報
- (5) 発災状況、被害状況、ライフライン被災状況
- (6) 復旧に関する情報

これらの情報は、以下の表のように風水害時の警戒段階、発災段階、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある。

1 警戒段階

情報項目	情報内容	情報収集源	伝達手段
各種気象情報 河川情報	・気象特別警報・警報・注意報 ・予想雨量 ・先行雨量 ・他地域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位の時間変化 ・内水氾濫の状況 ・土砂災害警戒情報	・熊谷地方気象台 ・気象庁（アメダス、雨量レーダー） ・消防署の雨量計 ・県河川砂防課、県土整備事務所 ・消防署の警戒員 ・自主防災組織、市民等 ・市職員（職員参集システム等）	・テレビ、ラジオ ・民間会社の防災気象情報 ・県公式ホームページ ・市防災行政無線 ・防災情報提供システム（気象庁） ・登録制メール ・SNS
地域の災害危険情報	・河川周辺地域及び水害常襲地区における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期・箇所、内水氾濫の予想される箇所・時期 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	・消防署の警戒員 ・自主防災組織、市民等 ・市職員（職員参集システム等）	・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送
避難情報	・高齢者等避難		・緊急速報メール ・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・広報車
避難状況、避難所情報	・自主避難実施状況 ・避難実施状況（避難実施区域、避難人数・世帯数） ・避難所情報（開設・閉鎖情報）	・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防署 ・警察署 ・自主防災組織、市民等	・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・混雑状況配信システム

2 発災段階

情報項目	情報内容	情報収集源	伝達手段
発災状況 被害状況 ライフライン 被災状況	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内水氾濫による浸水の状況 ・がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発生箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死傷者・負傷者等及び二次災害が予想される事態に関する情報）	・消防署 ・警察署 ・自主防災組織、市民等 ・市職員（職員参集システム等）	・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・民間会社の防災気象情報 ・県公式ホームページ
	・都市施設の被災状況 ・応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話通信施設等の被災状況	・各道路管理者、ライフライン関係機関	
避難情報	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保		・緊急速報メール ・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・広報車
避難状況、避難所情報	・避難状況（避難実施区域、避難人数・世帯数） ・避難所情報（開設・閉鎖情報）	・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防署 ・警察署 ・自主防災組織、市民等	・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・混雑状況配信システム

3 復旧段階

情報項目	情報内容	情報収集源	伝達手段
発災状況 被害状況 ライフライン 被災状況	地区ごとの物的・人的被害の確定値	・市（各班）	・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・民間会社の防災気象情報 ・県公式ホームページ
避難状況、避難所情報	・避難所周辺の状況（広域避難等の対策の必要性） ・避難者に必要な措置事項 ・避難状況（避難実施区域、避難人数・世帯数） ・避難所情報（開設・閉鎖情報） ・食料、物資等の調達・支給状況	・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防署 ・警察署 ・自主防災組織、市民等	・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・混雑状況配信システム
復旧に関する情報	・電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ・道路・橋梁の破損・復旧状況 ・電気・水道・ガス施設の状況・復旧状況 ・その他	・各道路管理者 ・ライフライン関係機関	・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・県公式ホームページ
	・応急復旧工事等の実施・進捗状況 ・消毒、大型ごみの回収の必要性 ・その他	・市（各班） ・各防災関係機関	

第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。

土砂災害警戒情報、特別警報が発令された場合、市及び防災関係機関は主に以下のことを行う。

- (1) 土砂災害警戒情報連絡員への情報伝達
- (2) 土砂災害を警戒する地点の情報収集
- (3) 自主防災会長への情報伝達
- (4) 必要に応じての高齢者等避難、避難指示の発令
- (5) 避難所の開設・運営
- (6) 市民の避難状況の把握等

なお、特別警報が発表された場合は、市防災行政用無線等を活用して速やかにその旨を市民等に伝達し、厳重な警戒・避難を呼びかける。

第3 特別警報・気象警報・注意報等の収集・伝達【危機管理安全部・消防組合】

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示され、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

災害に関する警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定める。

1 警報等の種類・発表基準

(1) 気象警報・注意報

熊谷地方気象台が発表する気象業務法に基づく警報・注意報等の概要、対象地域、種類及び発表基準は次表のとおりである。なお、当市は埼玉県南西部に分類される。

〔特別警報・警報・注意報の概要〕

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〔特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）〕

入 間 市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		南西部	
警 報	大雨※	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119
	洪水		流域雨量指数基準	霞川流域=18, 入間川流域=24
			複合基準* ¹	入間川流域= (7, 26.8), 不老川流域= (7, 10.4), 霞川流域= (7, 13.3)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風※		平均風速	20m/s
	暴風雪※		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪※		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	77
	洪水		流域雨量指数基準	入間川流域=23.8, 不老川流域=9.2, 霞川流域=11.8
			複合基準* ¹	入間川流域= (7, 23.8), 不老川流域= (5, 9.2), 霞川流域= (5, 11.8)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		—	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25% 実効湿度 55%	
	なだれ		—	
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下* ²	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*¹（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

*² 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

※大雨警報、暴風警報、暴風雪警報及び大雪警報については、これらの発表基準をはるかに超える重大な災害が予想される場合は「特別警報」が発表される。

（参考）

- ・土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出す

る。

- ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 各種気象情報

ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表中の警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」を参照する。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(3) その他の警報等

ア 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

〔通報実施基準〕

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

イ 消防法に定める火災警報

市長が埼玉県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表するもので、発令及び解除は次の基準による。

(ア) 火災警報の発令基準

a 最小湿度が25%以下、実効湿度が55%以下となる見込みのとき。

b 最小湿度が30%以下、実効湿度が60%以下で平均風速が10m/s以上となる見込みのとき。

c 最大風速が10m/s以上となる見込みのとき。

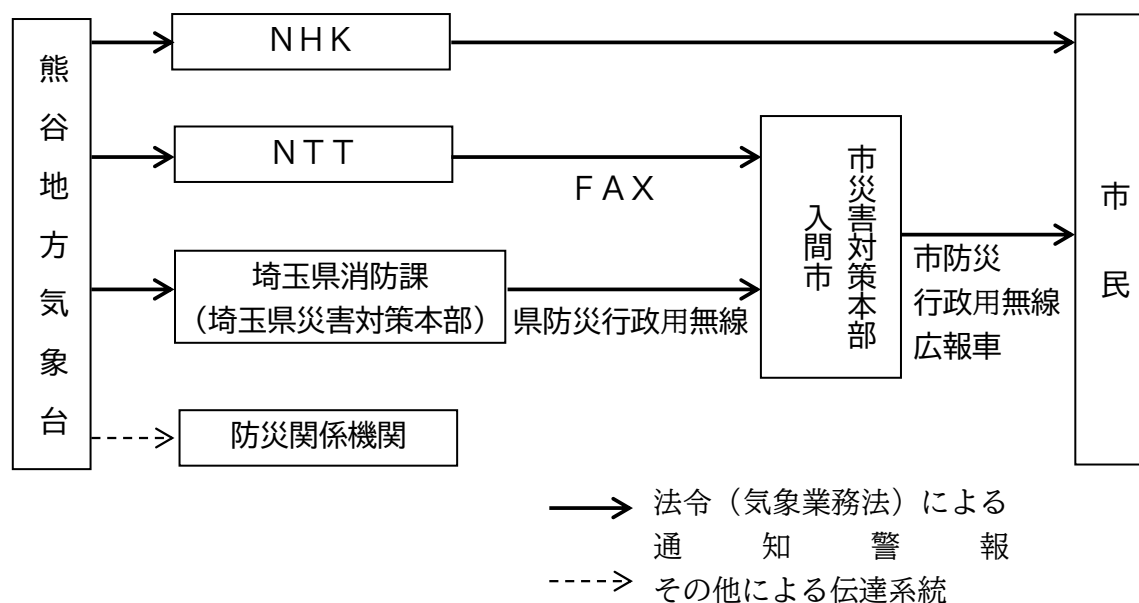
(イ) 火災警報の解除基準

a 知事から火災気象通報解除の通報を受けたとき。

b その他火災予防上危険が認められない気象状況になったとき。

2 警報・注意報等の収集・伝達系統

気象情報の主たる流れは、次のとおりである。



なお、気象台は下記の場合に市（危機管理課）へ連絡し、又は、緊急性が高い場合等には市長又は市幹部職員へ直接連絡し、気象実況及び今後の気象予報を伝える。

- ①既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ②特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替をした場合
 - ・特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

3 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、埼玉県地域防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 水防情報

1 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する 警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川が増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の市民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第5 初動期の情報収集【各部】

災害発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び他市等への応援要請等を判断するための材料として特に重要であることから、防災関係機関と緊密に連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 参集職員による情報収集

職員が参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各現場本部からも初動期の災害情報を収集する。

2 ヘリコプターによる状況把握

大規模災害が発生した場合に、市は、航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）及び防災協定締結先である㈱本田航空に対し、ヘリコプターによる被害状況の把握及びその情報の提供を依頼する。

3 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織等から、地域における災害状況を収集する。

4 その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、ドローン等の活用や事業者の無線局設置者等に協力を求めて災害情報を収集する。

第6 被害情報等の収集【各部】

1 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集にあたっては、消防組合及び所轄警察署等と緊密に連携するものとする。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (5) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。

2 被害情報等の収集体制

本市における被害情報等の収集は、情報の項目ごとに次の各班が担当するものとする。

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各部各班	各部各班
初動期以降の建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼） 一部破損、床上床下浸水	総務部調査班	資産税課長
公共土木・建築物等の被害・復旧	道路・橋梁等	都市整備部土木班	道路管理課長
	河川・水路等		
	市営住宅	都市整備部都市計画班	都市計画課長
	公園施設等		
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ処理施設	環境経済部清掃班	総合クリーンセンター所長
	し尿処理施設	環境経済部清掃班（西部衛生組合）	
ライフライン施設の被害・復旧	下水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	上水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	電気・ガス・電話	各事業者	各事業者
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉部救護班、 こども支援部こども支援班 健康推進部衛生班	保育幼稚園課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	健康推進部衛生班	健康福祉センター所長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等	環境経済部産業班	商工観光課長
	農作物	環境経済部産業班	農業振興課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長
	図書館	教育部避難所運営班	図書館長
	博物館	教育部本部応援班	博物館長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	各施設管理者
火災等の被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合	市民安全課長

3 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防署は、災害発生後、直ちに分署等からの情報、パトロールによる状況把握、職員の参集途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を県に要請する。

(2) 人的被害情報

災害発生直後は、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障が生じると考えられるので、これらの状況に

即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、災害発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ確かな情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

(ア) 職員からの情報

(イ) 市役所、各地区センター、消防組合等への市民からの通報

(ウ) 避難所からの罹災者情報

(エ) 各地区の自主防災組織等からの報告

(オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告

(カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの市災害対策本部への報告

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

(ア) 死者の情報

(イ) 行方不明者の情報

(ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報

(エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施するうえで重要である。

このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害情報

災害発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、ヘリコプター等から概況を収集し、その被害状況から市域全体の被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査及び二次災害の防止

被災した建築物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、二次災害防止のため、埼玉県及び関係団体に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下「公共施設」という。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害状況については、各部が各関係機関に災害情報を確認する。

エ ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

(ア) ライフライン被害調査

上水道及び下水道の被害については被害状況調査を実施し、主要な被害状況は現地写真等により記録する。その他ライフラインについては、各事業者には被害状況を確認する。

(イ) ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように各事業者には復旧情報を確認する。

オ 公共交通施設被害情報

鉄道管理者に旅客列車及び貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を確認する。また、バス等の公共輸送機関に被害状況、運行・復旧に関する情報を確認する。

カ 空家等の情報

市は災害時に、適切に管理されていない空家等において緊急に安全を確保する必要がある場合、必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

キ その他の被害情報

その他の被害の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各部が関係機関・団体等を確認する。

4 様式

資料編【様式2】戸別被害調査票

【様式3】地域被害調査集計票

【様式4】公共土木被害調査票

【様式5】被害集計票

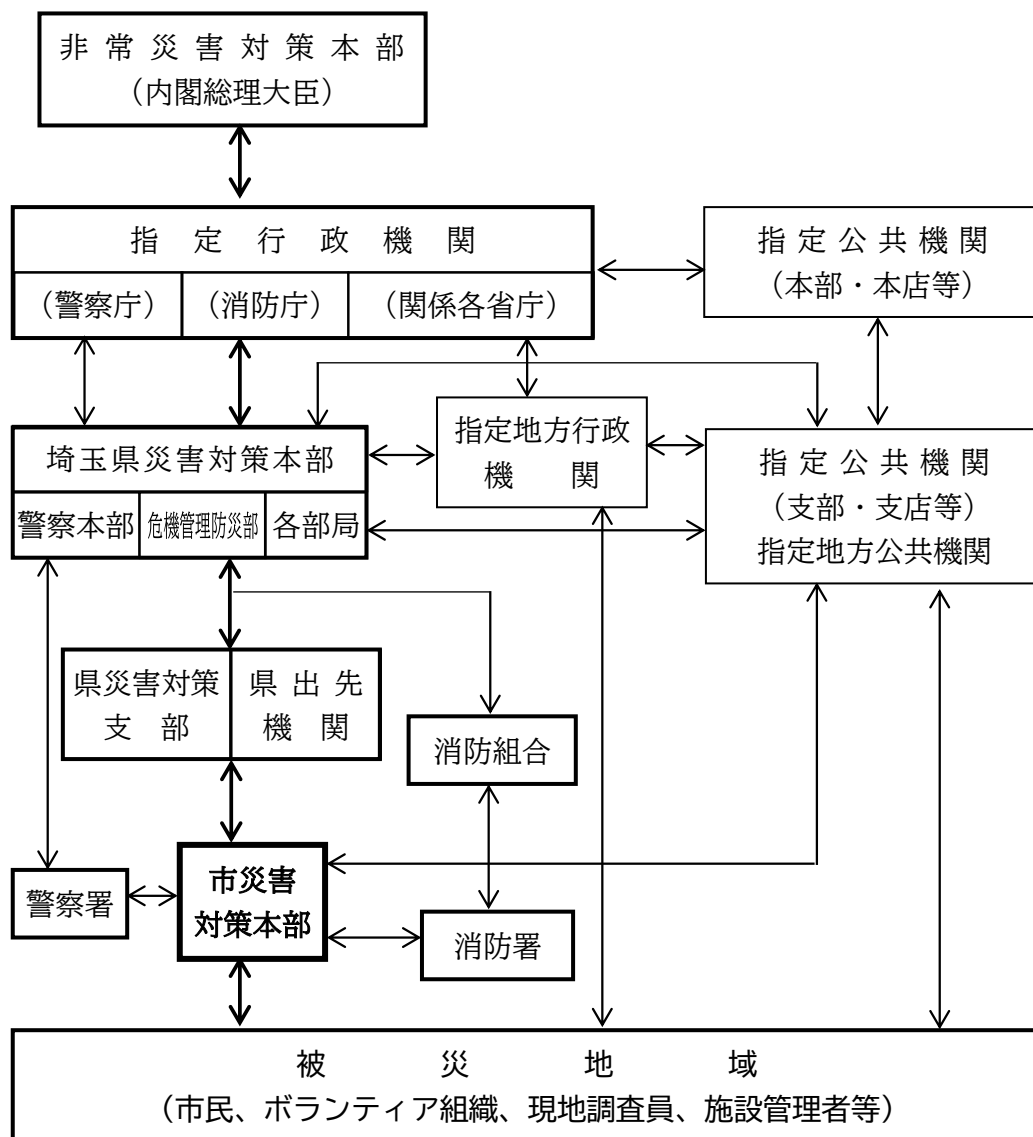
【様式6】災害緊急速報

【様式7】農林被害調査票

第7 被害情報等の伝達【各部】

1 被害情報等の収集・伝達系統

(1) 総括的系統図



2 被害情報等の収集・伝達方法

被害情報等の収集・伝達に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 被害情報等の収集・伝達は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合には、県防災行政用無線、県衛星通信ネットワークシステム、市防災行政用無線、消防無線、タクシー無線及びその他の無線システムを活用する。
また、これらを補完するものとして、衛星携帯電話の活用も図る。
- (3) 通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令（バイク・自転車・徒歩等）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして収集・伝達するよう努める。

市は、市域に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにそ

の被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急対策に関し、市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

なお、市は県庁の被災等により知事に報告することができない場合は、消防庁に報告するものとする。

また、災害等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を直ちに電話等により、消防庁及び県に報告する。

ア 報告すべき事項

(ア) 災害の原因	(イ) 災害が発生した日時
(ウ) 災害が発生した場所又は地域	(エ) 被害の程度
(オ) 災害に対してとられた措置	
(カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類	
(キ) その他必要事項	

イ 被害の判定基準

被害の判定基準については、埼玉県災害対策本部運営要領の別表「被害報告判定基準」の定めるところにより認定するものとする。

資料編『資料4－2 被害報告判定基準』参照

ウ 報告の要領及び様式

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて報告するものとし、発生速報、経過速報、確定報告の3段階に区分する。

(ア) 発生速報

県被害報告様式第1号の発生速報により、発生直後から1時間程度の時間帯で被害の概況を把握して報告する。この段階では、どのような種類の被害がどの程度の規模で生じているか、初動対応要員が揃っているか、災害対策本部活動の支障見込み等について把握して報告する。

資料編【様式8】発生速報

(イ) 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について県被害報告様式第2号の経過速報により、逐次報告するものとし、特に指示する場合のほかおおむね2時間ごとに行うものとする。

速報段階では、人的・物的被害について把握された被害数量のほか、措置状況、対策上の問題点を、発信時間を明示して逐次報告する。

資料編【様式9】経過速報

(ウ) 確定報告

被害報告判定基準を参考として、県被害報告様式第3号の被害状況調により応急対策終了後7日以内に報告するものとする。

資料編【様式10】被害状況調

エ 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政用無線（発信特番）-200-6-8111

オ 県との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。また、同連絡員又は県防災情報システムにより県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

第4節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の概要【各部】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が発生した場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、埼玉県知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における罹災者の保護と社会秩序の保全のための応急救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 生活に支障をきたしている障害物（土砂等）の除去

3 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。

主な救助の種類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避 難 所 の 設 置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲 料 水 の 供 給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医 療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
助 産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
被 災 者 の 救 出	3日以内	市
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内に完了)	市
学 用 品 の 給 与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
埋 葬	10日以内	市
死 体 の 捜 索	10日以内	市
死 体 の 処 理	10日以内	市
障 害 物 の 除 去	10日以内	市

※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施【各部】

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

1 災害救助法適用の基準

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、

該当又は該当する見込みがあると認めた場合は上記1に示す手続きを行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（1号基準）

市町村人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の1/2に達したとき（2号基準）
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（3号基準）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（4号基準）
- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

2 被災世帯の算定

住家が滅した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

3 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失（全壊・全焼・全流出）したもの
住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
- (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの、

又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの

4 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、必ずしも一戸の建物に限らない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、孤立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、たとえば同一の家屋内の親子・夫婦であっても、生活の実態が別であれば2世帯となる。また、マンションのように、1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

資料編『資料4－3 災害救助法による救助の程度、
方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第3 災害救助法が適用されない場合の措置【各部】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第5節 救急救助・医療救護

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。

また、救急救助・医療救護活動をより迅速かつ円滑にするため、災害時の各機関における血液等の供給体制を整備する。

なお、災害現場では、職員の健康管理や感染症対策等を徹底する。

第1 救急・救助【消防組合】

1 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできるかぎり自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救護活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

- (1) 消防署、消防団詰所及び自主防災会事務所等における救急・救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救急・救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について徹底した指導を行い、自主体制の強化に努める。

第2 傷病者搬送【健康推進部・消防組合】

1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定（トリアージの実施）
 - ア 医療救護班又は傷病者を受け入れた医療機関は、傷病者のトリアージの結果をふまえ、後方医療機関への搬送の要否を判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班又は傷病者を受け入れた医療機関は、県、市災害対策本部及びその他関係機関に、搬送用車両の手配を要請する。

なお、医療救護班等が保有する車両が使用可能な場合は、当該車両を活用した傷病者の搬送を検討する。

イ 市災害対策本部は、重症者などの場合は必要に応じて、県に防災ヘリコプターやドクターヘリの手配を要請する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配を要請する。

また、ヘリポートから病院までの搬送経路である道路が通行できない場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の臨時ヘリポート等を確保する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市災害対策本部及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立しておく。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地区別に医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

なお、災害時は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況をふまえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを確保し、受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

資料編『資料2-3 要配慮者利用施設一覧』参照

第3 医療救護活動・助産救護活動【健康推進部】

市は、災害の種類及び程度により入間地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動、助産救護活動を行う。

なお、災害の規模により市の能力をもってしても十分できないと認められたときは、県（医療救急部長）及びその他関係機関に協力を要請する。特に、被害の甚大性、事態の切迫性に鑑み、知事に対して県内の災害拠点病院から県災害派遣医療チーム（埼玉DMA T）の出動要請も行う。

1 災害医療調整員の派遣要請

市は、入間地区医師会に災害医療調整員（医師）を災害対策本部に派遣するよう要請す

る。

災害医療調整員は、市内の災害医療情報を踏まえ、また医学的見地から、医療資源の配分、収容先医療機関の選定などの医療救護活動の統括・調整を行う。

2 医療救護所の設置、運営

災害の状況を踏まえて救護所予定施設に救護所を開設するとともに、入間地区医師会に医療救護班の編成、派遣を要請する。

3 医療資機材、医薬品の調達

医療救護及び助産活動用の医療資機材及び医薬品が不足する場合は、入間市薬業会又は県等へ供給を要請する。

なお、輸送に当たっては、県の物流オペレーションチームと連携する。

4 血液、衛生機材の調達

医療救護及び助産活動用の血液、衛生機材が不足する場合は、県に供給を要請する。

第4 精神科救急医療の確保【健康推進部】

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内外の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できる体制を確保する。また、入院搬送にあたっては専門医の立ち会いのもと適正な措置をとる。

第6節 避難活動

風水害による災害発生時においては、洪水、土砂災害等の発生が予想される。そのため、危険区域にある市民を安全地帯に避難させ、市民の生命、身体の安全確保に万全を期する。その際、要配慮者について十分考慮するものとする。

第1 避難情報と警戒レベル

令和3年の災対法の改正により、同法第60条で規定されていた避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。また、平成31年3月より、市民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、風水害時における避難情報等を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとなった。

5段階の警戒レベル及び避難情報等について、市町村長が発令する情報は「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」であり、各情報に応じて居住者等がとるべき行動等については、以下のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難する。ここでいう高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者を指す。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせる、避難の準備を行う、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ●関連条文：災対法第56条第2項
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員が避難する。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ●関連条文：災対法第60条第1項
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、本行動は、本来は立退き避難すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する必要がある。 ●関連条文：災対法第60条第3項

第2 避難情報の発令【災害対策本部・危機管理課】

市長は、次の基準により避難指示等を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。なお、必要に応じて高齢者等避難を発令する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

1 実施責任者

高齢者等避難の発令、避難指示の実施責任者、区分については次のとおりとする。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	避難の発令指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条 (警察官がその場にはいない場合に限る)
県知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条

2 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は下表のとおりとする。

なお、発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

種別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 共通 ①災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を発令する必要が予想されるとき ②要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき 2 洪水 ①入間川、霞川、不老川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現したとき ②堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 3 土砂災害 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度レベル2となったとき ②前兆現象（湧水、地下水の濁り・量の変化等）が発見されたとき ③大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報）」となったとき
【警戒レベル4】 避難指示	1 共通 災害の状況により、市長が必要と認めるとき 2 洪水 ①河川が増水し、堤防を越水するおそれがあるとき ②堤防に亀裂、漏水等が生じ決壊のおそれがあるとき ③河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき ④入間川、霞川、不老川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現したとき 3 土砂災害 ①土砂災害警戒情報又は大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ②土砂災害警戒情報が発表され、かつ埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度がレベル3となったとき ③前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、斜面の亀裂等）が発見されたとき ④土砂災害の危険度分布が「警戒（うす紫）（警戒レベル4相当情報）」となったとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 共通 上記の条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合 2 洪水 ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 3 土砂災害 ①土砂災害警戒情報の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ②大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ③土砂災害警戒情報が発表され、かつ埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度がレベル4となったとき ④土砂災害の発生が確認された場合

避難指示等の判断にあたっては、流域の雨量、河川等の水位、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮するとともに、深夜・早朝に避難が必要になる状況を予想し、総合的かつ迅速に行う。

また、専門機関（气象台、河川管理者、県等）との連絡体制を確保し、相互の情報交換や避難指示等の判断の助言を得られるようにする。

なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の市民等に対し、屋内での安全確保を指示することができる。

避難場所等へ移動する「立ち退き避難」と自宅等の屋内で安全を確保する「屋内安全確保」は、避難対象地区の状況に応じて次表の基準により判断するものとする。

	浸水想定区域	浸水実績箇所	土砂災害危険箇所・警戒区域
屋 内 安 全 確 保	想定浸水深以上の高さに居室を有する家屋	過去の浸水深以上の高さに居室を有する家屋	区域設定上の衝撃力に対して十分な構造耐力を有する家屋で、想定される土砂等の堆積する高さ以上の階に居室を有するもの
立退き避難	上記以外	上記以外	上記以外

3 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示する。

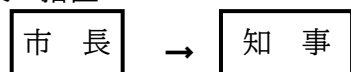
- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難時の留意事項

4 避難指示の周知

- (1) 関係機関への伝達

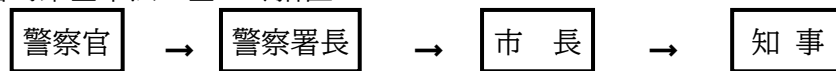
避難指示を行った者は、おおむね以下により必要な事項を伝達する。

ア 市長の措置

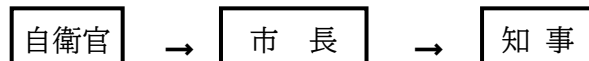


イ 警察官の措置

災害対策基本法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



- (2) 市民への周知

避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市防災行政用無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。その際、聴覚障害者や外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ただし、事態が切迫している場合は、市から、高齢者等避難の発令、避難指示がなくても、自らの判断で避難行動を開始するものとする。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うよう、日頃から市民への周知徹底に努める。

第3 警戒区域の設定【災害対策本部】

1 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市職員が現場にいない場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知（通報）しなければならない。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

第4 避難の誘導【各部】

1 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく消防団、自主防災会、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 消防団、自主防災会等により危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 避難行動要支援者は、自主防災会等により適当な場所（集会所等）に集合させ状況に応じて車両・車椅子・リヤカー・人力等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、自主防災会等の単位で行うこと。

2 避難順位及び避難時の携行品

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 病弱者、障害者、妊産婦
- イ 高齢者、幼児、児童

ウ 上記以外の市民

エ 災害活動従事者

(2) 避難時の携行品

避難時の携行品は、緊急を要する時は、身分を証明できるもののほか、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある時は、3食分の食料、飲料水、毛布などの寝具、生活用品等とする。

なお、必要な携行品は避難者によって異なるため、非常用持ち出し品の事前確認の重要性について啓発していく。特に、高齢者等に対しては、避難所に医師・看護師等が巡回診療等に訪れた際に、薬の処方が円滑に行われるために極めて重要な事前対策として、普段服用している持病薬について、薬の種類・成分・量等が明示されたおくすり手帳等を平常時から携行するよう啓発していく。

第5 避難所の設置・運営【各部】

1 避難所の設置（開設）

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

避難所の開設にあたっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準により次のように行う。

(1) 開設の基準

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するための施設として避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 開設の方法

ア 市長は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。

イ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）やアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ウ 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

オ 市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない

い。

(ア) 開設の目的

(イ) 開設の日時及び場所

(ウ) 開設箇所数及び収容人員

(エ) 開設期間の見込み

カ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）やアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

2 避難所の指定

入間市においては、地区ごと、あるいは地域ごとの避難所の指定を行っていないことから、各家庭において避難経路の安全性を考慮し、災害の状況に応じた2箇所以上の避難所を決めておくものとする。

3 避難所の管理・運営

避難所の管理運営は、市、施設管理者、自主防災会等が「入間市避難所運営マニュアル」等を活用し避難所運営委員会を組織し行うものとする。

避難所を開設した場合には、市長は施設を管理する各部・各班員を、また、現場本部長は避難所対応員を速やかに開設避難所に派遣する。

各部・各班員及び避難所対応員は、自主防災会と連携協力し、避難所の運営全般を行う。市は、さらに必要があれば、県・近隣市町村に対して応援を要請する。

その際、要配慮者や女性をはじめ避難者のニーズの把握に努め、避難所管理運営に反映する。特に、高齢者や身体障害者等のためのトイレ・スロープ等の設置など、福祉ニーズの把握には十分留意する。

さらに、災害のショックや長引く避難所生活から、苛立ち、焦り、過労等により精神的ストレスが蓄積され、その矛先が女性や子どもといった弱い立場の者に向けられる可能性がある。

そのため、市は、専用の相談窓口を設け、性別・年齢等を問わず広くケアを行うこととする。

なお、避難所の管理・運営の詳細については、「入間市避難所運営マニュアル」のとおりであるが、概要について以下に列記する。

(1) 避難所の管理・運営担当

避難所の管理・運営は自主防災会と市の各部・各班員及び避難所対応員が協力連携して行う。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、管理運営組織には複数の女性（構成員の3割以上）を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 業務内容

ア 避難所に運営組織を設置

イ 避難者の収容・保護

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ウ 避難者名簿の作成・整理

エ 災害対策本部及び現場本部との連絡調整

オ 避難者ニーズの把握・調整

カ 避難者への調達食料の配付

キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送

ク 衛生状態の維持

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

(5) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

ア 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による実態調査を実施する。

イ 避難者の健康状態を十分把握するとともに、必要に応じて救護所を設ける。

ウ 避難者の障害や身体状況に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送を行う。

エ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

オ 要配慮者に必要な物資等を整備するよう努める。

カ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。

キ 意思疎通の難しい外国人のために、外国語通訳等の派遣を行う。

ク 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズ変化に対応できるよう配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

ケ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、授乳室、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

コ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するなど、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努める。また、懐中電灯や防犯ブザー等の整備、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターの掲載などに努めるものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を

行うよう努めるものとする。

サ 炊き出し（炊事）にあつては、公平性の観点から、女性のみでの対応とせず、対応可能な者がローテーション等で担うものとする。

シ 性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング（性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

(6) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

〔要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）〕

- ・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の见えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に留意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシー確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

(8) 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため

軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

4 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、危機管理安全部と健康推進部等が連携し、必要な措置を取るものとする。

第6 避難所外避難者対策【各部】

市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

- (1) 自主防災会等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。
- (2) 避難所等を各地区の在宅避難者への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。
- (3) 特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

第7 広域避難【危機管理課】

1 避難の要請

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

2 避難所の指定

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 関係機関の連携

市、県及び国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第8 広域一時滞在の要請【危機管理課】

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請することができる。

第9 広域一時滞在の受入れ【各部】

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の避難所を提供する。

1 避難所の設置（開設）

災害支援対策本部は、大規模な震災や津波被害あるいは原子力発電所事故等により、被災地から離れざるを得ない避難者を受け入れるため、避難所を開設するものとする。

避難所の選定にあたっては、避難者の人数・ニーズ等を考慮して決定するが、基本的に自炊可能な設備や入浴設備を有する施設から選ぶものとする。

なお、被害が深刻で、開設した避難所だけでは収容能力が不足する場合には、県、隣接市等の協力を得て、避難者の他地域への移送について検討する。

2 避難所開設の方法

災害支援対策本部は、受入人数が多数見込まれる場合や、市長が必要と認めた場合など、必要と判断するときには直ちに避難所を開設する。

避難所を開設した場合には、開設した避難所の名称・場所等を速やかに避難者に対し周知するとともに、次の事項を速やかに県に報告する。避難所の閉鎖についても、同様とする。

- (1) 開設の目的
- (2) 開設の日時及び場所
- (3) 開設箇所数及び収容人員
- (4) 開設期間の見込み

3 避難所の管理・運営

避難所の管理運営は、施設管理者（教育委員会等の各部・各班）が中心となり、全庁協力のもと行うものとする。

避難所を開設した場合には、要配慮者や女性をはじめ、避難者のニーズの把握に努め避難所管理運営に反映する。特に、高齢者や身体障害者等の福祉ニーズの把握には十分留意する。

また、避難所における生活環境に注意し、プライバシー確保の観点から、更衣室・授乳室の設置など、女性（妊産婦を含む。）に配慮した環境づくりにも努める。

(1) 避難所の管理・運営担当

避難所の管理・運営は、避難者のなかで代表者を決めてもらい、その代表者と施設管

理者（教育委員会等の各部・各班）が協力連携して行う。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 連絡手段

連絡は主として電話・ファクシミリ等により行う。

(4) 業務内容

- ア 避難所に運営組織を設置
- イ 避難者の収容・保護
- ウ 避難者名簿の作成・整理
- エ 災害支援対策本部との連絡調整
- オ 避難者ニーズの把握・調整
- カ 避難者への調達食料の配付
- キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送
- ク ボランティアの受入れ
- ケ 医療及びメンタルケアの実施

(5) 要配慮者への配慮

- ア 担当職員による実態調査の実施
- イ 避難者の障害や身体の状態に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送
- ウ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣
- エ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の提供

資料編『避難所運営マニュアル』参照

第7節 緊急輸送

災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送車両等を的確に確保し、活動要員や救援物資等の円滑な輸送を図る。

第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・危機管理安全部・都市整備部】

1 応急復旧用資機材の整備

普段から応急復旧用資機材の整備を行う。

2 道路被害状況の把握及び伝達

市は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

消防署は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を把握し、速やかに災害対策本部に報告する。

3 緊急輸送道路の応急復旧作業

市は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

4 応急復旧状況の広報

市は、防災行政用無線、広報紙、CATV、FMラジオ放送等を通じて、道路の復旧状況等について広報する。

第2 緊急輸送車両等【総務部】

1 輸送車両等の調達対策

(1) 緊急輸送のための車両等の調達

市は、災害発生時に輸送車両が必要となった場合は、協定に基づき(社)埼玉県トラック協会いるまの支部に輸送車両等の調達を要請する。

(2) 輸送車両等の調達要請等

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対し調達、あっせんを要請する。

2 災害救助法が適用された場合の応急救助のための輸送

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

ア 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

イ 費用

応急救助のための輸送の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求するものとする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】

1 埼玉県指定緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点を連絡する路線
該当路線	国道16号 首都圏中央連絡道路 国道299号（バイパス） 国道299号 国道463号（バイパス）		国道463号 県道川越入間線 県道馬引沢飯能線 その他県の指定する路線

2 市指定緊急輸送道路

市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

区 分	防 災 関 係 施 設
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等
防災活動拠点	市役所、各地区センター・分館、防災センター
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館
避難拠点等	指定緊急避難場所、その他国・県・市有施設等
臨時ヘリポート	公園、運動場等

資料編『資料3－2 緊急輸送道路網図』参照

第8節 水防計画

台風及び集中豪雨等により堤防の決壊等のおそれがある場合、危険箇所の監視及び警戒を厳重にし、可能なかぎり防御に努めるとともに、関係機関及び市民に的確な情報を提供し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

第1 河川等の監視・警戒【都市整備部・消防組合】

1 常時監視

市及び消防署は、随時市内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視し、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 非常警戒

監視中、異常を発見した場合は警戒を厳重にし、直ちに当該河川の管理者及び飯能県土整備事務所に報告するとともに水防活動を開始する。

3 警察官への協力要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、狭山警察署長に対して、警察官の出動を求める。

4 民間事業者への委任

必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第2 水防活動【都市整備部・危機管理安全部・消防組合】

1 水防活動

(1) 水防活動の内容

水防活動の内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 監視・警戒
- イ 関係機関への通知
- ウ 警戒区域の設定
- エ 水防作業への協力要請
- オ 避難誘導
- カ 資機材の調達
- キ 水防活動の実施

(2) 警戒区域の設定

水防活動のために必要がある場合、消防署員、消防団員等は、警戒区域を設定し、一般市民の立ち入りを禁止、又は制限し、若しくはその区域から退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条）

資料編『資料3-11 土のう保管場所一覧』参照

第3 決壊時の処置【都市整備部・危機管理安全部・消防組合】

1 通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が生じた場合、市長は、直ちにその旨を飯能県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接市町村の長に連絡するものとする。

なお、決壊後といえども、市長、消防署長及び消防団長は、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

2 警察署への出動要請

堤防等が破堤し、又はこれに準すべき事態が予想されるときは、市長は狭山警察署長に対して警察官の出動を要請する。

3 居住者等の水防義務

市長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にいる者を水防活動に従事させることができる。

4 避難のための立ち退き（避難の指示）

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、市長及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に、信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、延滞なく知事及び狭山警察署長にその旨を通知するものとする。

第4 応援要請【危機管理安全部・消防組合】

1 他市町村等への応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、市長は他市町村の長に応援を求めるものとする。

2 自衛隊に対する出動要請

「第3編 災害応急対策編 第2章 第3節」に準ずる。

第9節 土砂災害応急対策

台風や大雨、集中豪雨では、急傾斜地等での崩壊・崩落が発生することが想定されるため、これらの危険箇所の被害の状況把握に努め、被害が発生した場合には、施設の管理者は、迅速かつ適切に施設の復旧に努めるものとする。

第1 情報の収集及び伝達【危機管理安全部・消防組合】

- 1 市長は、局地的な降雨の情報把握に努めるとともに、消防署や消防団、自主防災会を通じて、急傾斜地における崩壊・崩落等の巡視を行い、被害状況についての情報収集に努める。
なお、被害情報等の収集伝達にあたっては、「第3編 災害応急対策編 第1章 第3節」に準ずる。
- 2 土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関及び交通関係機関等に対し、早急に注意を喚起する。特に、該当地域の市民に対しては、市防災行政用無線等により、避難指示等の伝達を迅速かつ的確に実施するものとする。
- 3 市長は、土砂災害危険箇所等を含む自主防災会や要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報を、電話、ファクシミリ等により伝達する。
- 4 市長は、提供した情報が適切な避難活動に反映されるよう、土砂災害警戒情報等を適時適切なタイミングで提供する。

第2 避難誘導【福祉部・こども支援部・健康推進部・危機管理課】

市長は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の市民等に対し、人命の安全を最優先とし、迅速かつ沈着な活動を図り、避難行動について具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災会、近隣居住者等の協力を得て、迅速な避難誘導に努める。

第3 二次被害の防止【各部】

市及び県は、二次被害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- 1 降雨等の気象状況を十分に把握するとともに、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について監視を実施する。
なお、気象情報の収集伝達は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第3節」に準ずる。
- 2 安全が確認されるまで危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入制限等を実施する。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等の再崩壊防止措置を実施する。
- 4 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況等の情報を収集するとともに、把握できたものから迅速に県へ報告する。

- 5 さらに降雨等による土砂災害発生防止及び軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、市民及び関係機関に周知を図り、避難体制の再整備等応急措置を講ずる。
- 6 気象状況、被害状況をはじめ、二次被害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン情報、交通施設情報等、被災者に必要な情報を迅速かつ適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した情報伝達に努める。
- 7 市は、台風や大雨、集中豪雨により、土砂災害発生危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及びその切迫性がわかる補足情報や前兆現象をもとに、土砂災害が発生するおそれのある箇所を特定し、迅速かつ的確に高齢者等避難、避難指示を発令するものとする。

第10節 警備・交通対策

風水害による災害が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このような状態のなかで、被害者の救出救助、市民の避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するために、総合的な警備活動、交通対策及び治安対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

第1 警備活動【警察署】

1 警備体制

(1) 警備本部の設置

管内において大規模な災害が発生した場合は、警察署に災害対策警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の運用

ア 警察署においては、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、情報の収集、被害実態の把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を講じる。

イ 被害の状況に応じて所要の警備部隊を効果的に配置運用し、災害警備活動にあたる。

2 警備措置

大規模な災害の発生時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警備活動の内容

- ア 情報の収集
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災地域居住者等の避難場所への避難誘導
- エ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
- オ 交通の混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- カ 行方不明者の捜索及び死体の検視（見分）
- キ 被災地及び避難場所の警戒
- ク 各種犯罪の予防及び検挙
- ケ 食料倉庫及び救助物資集積所等の警戒
- コ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- サ その他災害警備に必要な警察活動

第2 交通対策【都市整備部・警察署】

災害発生直後には使用可能な道路への交通集中による渋滞が予想される。緊急輸送車両等の通行する道路を確保することがもっとも重要であることから、一般車両の流入を規制し、緊急輸送交通路の確保に努める。

1 交通規制

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を

活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

災害の発生が予想されたとき、及び道路施設に被害が予想されるときは、道路施設の巡回調査に努める。さらに、道路施設に被害を発見したとき、又は通報等により承知したときは、交通の安全を図るため警察署等の関係機関に通知し、交通規制の実施に協力するものとする。

2 交通規制の標識等

市道について道路法による通行の禁止又は制限を行った場合には、警察に連絡のうえ規定の交通標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示し、市職員及び消防団員等は、現場において指導するものとする。この際は適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

3 規制標識の設置

通行の禁止又は制限を行った時に設置する標識は「道路標識区画線及び道路標示に関する命令」昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号第4条第1項に定める標識とする。

4 自動車運転者のとるべき措置

市は、災害発生時における自動車運転者のとるべき措置について周知徹底する。自動車運転者は、災害発生時に車両をその場に残して避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動する、やむを得ず道路上に残して避難するときは、緊急車両等の通行及び応急対策活動実施の妨げとならないよう車両を左側に寄せて駐車し、エンジンキーを付けたままドアロックをせずに降車する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 治安対策【市民安全課・警察署】

市及び警察は、災害発生後の被災地の治安対策や各種犯罪発生の防止活動を行う。また、状況に応じて、警察の助言を得ながら、市民、地域防犯リーダー等のボランティア、関係機関が相互に連携しパトロール等の必要な措置を講じる。

第11節 食料・生活必需品及び飲料水の供給

災害発生直後の市民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の生活維持に特に重要である食料、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な救援を実施する。

第1 基本事項

1 想定される災害の種類と対応

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄物資等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

2 発生時の人口分布と対応

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等の就業者に対しては、個々の企業における供給対策の推進を促すことによって対応を図る。

3 発災時間及び供給処理機能の被害と供給品目との対応

災害発生時の季節等の状況及び電気、水道、ガス、電話及び下水道等ライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

4 地域特性と対応

地域の社会特性（人口・年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

5 災害時応援協定に基づく物資の調達供給

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

6 ニーズに留意した物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 食料の確保及び供給【各部】

1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 市長は、災害の状況により、米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局に対し、米穀の買入・販売等基本要領（農林水産省総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

(2) その他の食料の調達

市長は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食料の調達を要請することができる。

(3) 食料の輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。輸送方法は、県と同様である。

2 食料集積地の指定及び管理

(1) 食料集積地の指定

市はあらかじめ定めた食料の集積地である市民体育館及び各地区体育館を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

(2) 集積地の管理

食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

3 炊き出し等による食料の給与

災害時における被災者等に対する炊き出し等による食料の給与は、市長が実施する。

(1) 給与場所の設定

市は、炊き出し等による食料の給与に関する計画において、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ災害を受けない地域の日赤奉仕団又は市民に協力を要請し、迅速に炊き出し等による食料の給与を実施する。

資料編『資料3-9 災害時における給食施設規模（食）一覧』参照

(2) 給与内容

ア 罹災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給とする。

イ 米穀の供給体制が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けていない県民に供給する米穀等をもって応急供給する。

(3) 給与する食品の品目

ア 前号アにあっては、米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食並びに味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として乳児用調整粉乳とする。

イ 前号イにあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び

麺製品とする。

ウ 要配慮者への配慮として、それぞれの状況に応じておかゆ等を給与する。

エ 重度の食物アレルギーのある者に対しては、本人の申告をもって食物アレルギー対応食品を給与する。

(4) 県への協力要請

市長は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に対し、炊き出し等について協力を要請する。

ただし、災害の程度が甚だしく、交通・通信の途絶のため知事の指示を受けることができないときは、直接所轄の関東農政局又は政府所有食料保管倉庫の責任者に引き渡しを要請することができる。

(5) 県への実施状況報告

市長は、炊き出し、食料の配分及びその他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

(6) 食料等の調達

市は、災害時の優先的食料供給について協力が保たれるよう、関係業者と事前に協議しておくものとする。

第3 生活必需品の確保及び供給【各部】

1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の給与

市から生活必需品の供給要請があったとき、又は知事が非常状況等から必要と認めたときは、県の備蓄物資を放出する。

(2) 生活必需品の調達

市長は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、あらかじめ定めた生活必需品の供給計画に基づき、生活必需品の調達・確保を実施する。

2 生活必需品の輸送

市長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておくものとする。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 災害時における生活必需品の給（貸）与

市長は、あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。

ア 対象者

災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給（貸）与の品目

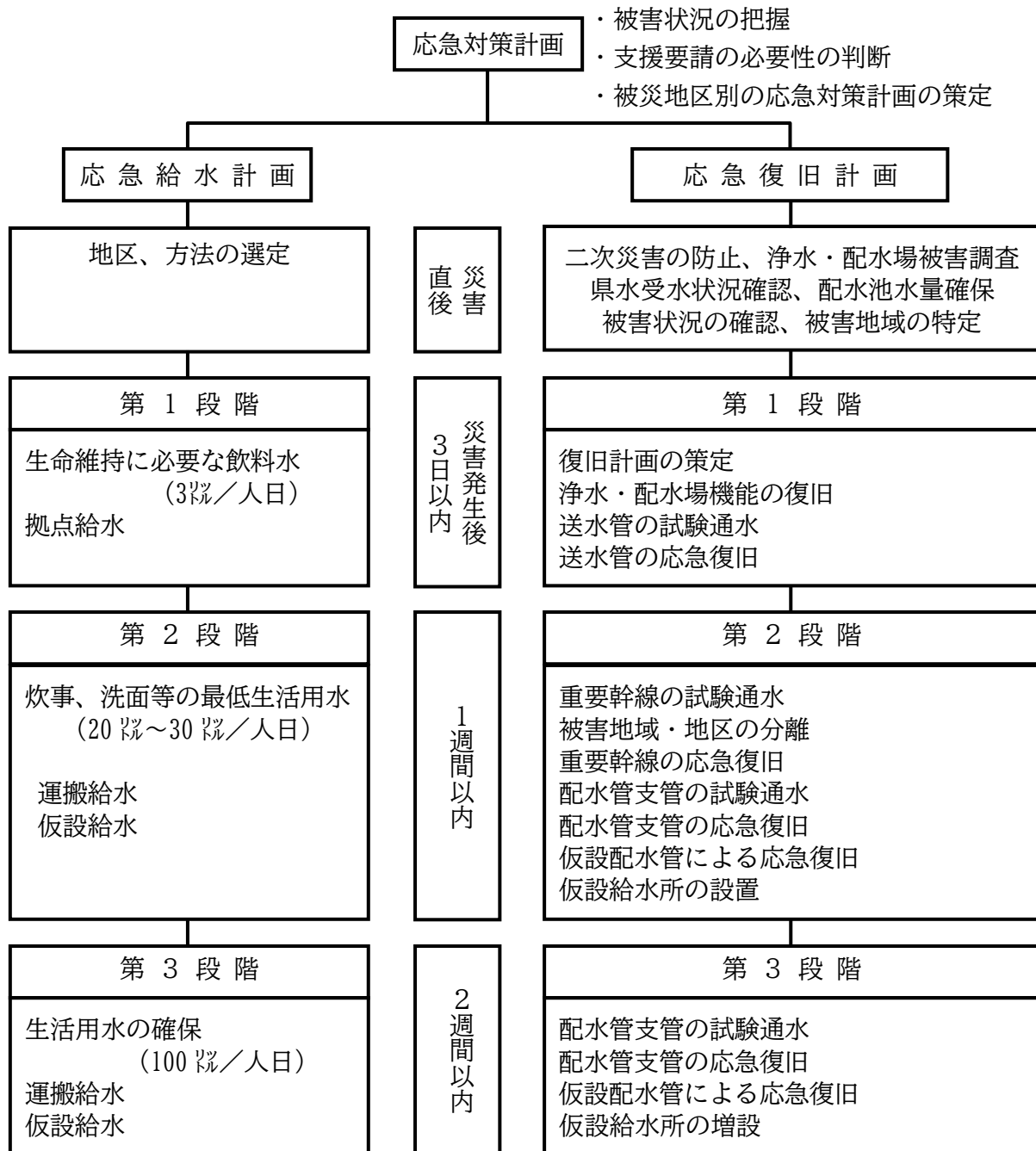
(ア) 寝具 (イ) 外衣 (ウ) はだ着

- (エ) 身回り品 (オ) 炊事用品 (カ) 食器
 - (キ) 日用品 (ク) 光熱材料 (ケ) 簡易トイレ
 - (コ) 情報機器 (サ) 要配慮者向け用品 (シ) 女性に配慮した用品
- (2) 災害救助法が適用された場合の費用等
- 生活必需品の給（貸）与に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 生活用水の確保及び供給【上下水道部】

応急対策は、被害の程度にもよるが、可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制、応急復旧体制を応援団体等の到着により随時増強していくものとする。

【応急対策目標水準】



【入間市上下水道部防災計画による】

第5 支援物資の供給【各部】

大規模災害時に被災地域に大量の支援物資が搬入され、集積場所に膨大な在庫が滞る結果、物資を必要とする避難所へ行き届かないという事例が多く発生していることから、物資に関する情報を一元的に管理し、避難所におけるニーズの把握、支援物資の受入れ、配送ルート选定及び配送の連絡、指示を迅速かつ一体的に行うものとする。

このため、市は県が組織する物流オペレーションチームと連携し、民間物流事業者のノウハウ、マンパワー、輸送車両、物流施設などを活用した物資の迅速かつ円滑な供給を推進する。

1 物流オペレーションチームとの連携

市は、食料、物資、輸送に係わる県の職員が民間物流事業者と連携する物流オペレーションチームと連携し、物資に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。

2 民間物流事業者の活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワーを活かし、備蓄物資の円滑な配送、支援物資の受入れや仕分けを行う。なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、市の車両運行によって物資の配送を補う。

3 品目別の物資の受入れ

支援物資の協力を申出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に支援物資を受け入れ、補完する。

4 必要な物資に関する情報の逐次発信

発災直後は受入制限を行い、不足している支援物資の品目や数量、配送先の倉庫など、限定した情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第6 燃料の確保及び供給【総務部】

市は、市有車両や応援車両、市の災害対策施設の非常用発電機、避難所の暖房及び炊き出し等に使用する燃料について、埼玉県石油業協同組合入間支部、埼玉県石油商業協同組合入間支部、(社)埼玉県LPガス協会西部支部入間地区会、(株)入間ガスに対して災害協定に基づいて優先的に供給するよう要請する。

また、燃料調達が困難な場合は、県に応援又はあっせんを要請する。

第12節 ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関わるコーディネート業務を一元化するための拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の効率化への対策を積極的に推進していく。

また、ボランティアの受入れ、派遣、被災者ニーズの把握のため、本部からの情報提供や情報の共有をはかる。

第1 受入体制の確保【福祉部・社会福祉協議会】

市は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター（候補施設：市民活動センター、産業文化センター）を開設する。災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。また、被災した市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

また、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 ボランティア活動への支援【福祉部・社会福祉協議会】

被害状況や応急対策活動の実施状況等の情報を災害ボランティアセンターへ提供し、ボランティアの活動の円滑化を図る。また、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

さらに、ボランティア活動が効果的に実施できるよう体制整備に努め、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第3 留意点【福祉部・社会福祉協議会】

1 窓口の明確化

一般参加のボランティアが被災地において混乱に陥らないよう、また、市及び県が常にボランティアの現状を把握しておけるよう、災害時は災害ボランティアセンターを常時開設しておくことが必要である。

2 被災者ニーズの把握

災害時のボランティア活動をより有効に活用していくため、被災者のニーズを随時十分に把握し、それに基づいた活動内容等の調整を行う必要がある。また、その被災者のニーズを市及び県が行う対策にも反映させていくことが必要である。

第13節 要配慮者等の安全確保対策

要配慮者等は、自分の生命、身体を守る災害対応能力が弱かったり、言葉の障害から迅速かつ的確な行動がとりにくいため、災害時において被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急・復旧時に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策【福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災会、ボランティア団体等に協力を要請する。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

市及び県は、備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

5 ライフライン優先復旧

市及び県は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

6 巡回サービスの実施

市及び県は、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 安否確認の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱を策定し、自主防災会及び消防団等により、各居宅に

取り残された要配慮者等の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者等の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、自主防災会及び消防団等の協力を得て安否確認を迅速に行う。

2 救助活動の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱等に基づき、自主防災会及び消防団等の協力を得ながら、在宅の要配慮者等の救助を行う。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（青少年活動センター、老人福祉センター等）を確保する。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て福祉避難所等への移送を行う。

4 生活救援物資の供給

市は、要配慮者等の被災状況を把握し、要配慮者等向けの食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮をする。

5 情報提供

市及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

6 相談窓口の開設

市は、地区センター・分館や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員のほか、必要に応じて福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第3 避難所における要配慮者への配慮【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 スペースの確保

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供し、また、要配慮者であることが周囲の避難者にわかるようにするなどの配慮をする。

2 物資の供給

要配慮者のために必要と思われる物資等について、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員及び保健師等による班を編成し、避難所で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性向けの相談窓口を設け、女性の相談員を配置若しくは巡回させる。

さらに、児童虐待を防ぐため、子どもの相談窓口を設け、相談員を配置若しくは巡回させる。

4 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、すでに避難所にいる要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（県立高等学校合宿所等）等を確保する。併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て避難所等への移送を行う。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

第4 外国人の安全確保対策【市民生活部】

1 避難誘導の実施

広報車や防災行政用無線放送等を活用してやさしい日本語や外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供

広報紙、テレビ・ラジオやインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を活用して外国語による情報提供を行う。また、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

3 相談窓口の開設

市役所に災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第14節 清掃対策

災害におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復興を図る。

第1 災害ごみ処理【環境経済部】

1 災害ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常の生活ごみは、1人1日当たり1kg程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の数倍から数十倍に達すると推定される。このため、平常時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、災害時の処理計画を立てる。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時における収集処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、埼玉県や緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な近隣市に人員及び機材の応援を求めると同時に、被害のない施設を持つ市町村に応援を求め、災害ごみの処理に努める。

3 処理対策

(1) 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響するため、災害時の分別収集体制を確保する。

ア ごみ収集計画の広報

ごみの収集日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集計画等を作成し、市民に対して地区自主防災会（自治会）、報道機関等を通じ協力を呼びかける。

イ 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高いごみは、被災地における防疫上問題があるため、委託業者の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

ウ ごみの分別

応急対応時においても、市は、市民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。なお、分別収集の実施は、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

エ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

オ 廃棄物の排出

倒壊・浸水家屋から排出される、モルタル、コンクリートブロック、瓦等は、自主防災会（自治会）単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

カ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的

大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

キ ごみの運搬

市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

(2) ごみ仮集積場

処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

(3) ごみ処理施設の確保

処理機能を超えるごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、相互応援協定を締結している他市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

なお、ごみ処理施設が被害を受けないよう耐震性等向上のための事前対策を進めておくとともに、災害被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第2 し尿処理【環境経済部・危機管理課・上下水道部】

1 し尿排出量の推定

災害時には下水道管の破損や上水道、電気・ガス等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となるし尿排出量を地域住民や予測被災者の数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握する。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市に人員及び仮設トイレ等の応援を求める。

3 処理対策

(1) 仮設トイレの確保策の検討

災害直後は、水洗トイレやし尿処理関係施設が広範囲に使用不能となることが予想されるため、仮設トイレの確保とその維持管理体制を速やかに確保する。

ア 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレ使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

イ 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆トイレとあわせてし尿処理をする。

ウ 仮設トイレの調達

本市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

(ア) 流通在庫・協定先からの調達

流通在庫や協定締結先から仮設トイレを調達する。

(イ) 埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村へ、備蓄している仮設トイレの借上げを要請する。

エ 要配慮者や女性への配慮

仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者や女性へ配慮し、専用スペースを確保する等の措置を講ずる。

(2) し尿処理施設（入間西部衛生組合清掃センター）の耐震性の向上

災害でし尿処理施設が被害を受けないよう耐震性等向上のための事前対策を進めるとともに、災害被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第3 災害廃棄物処理【環境経済部】

1 災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、倒壊・浸水家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、震災対策計画において予想される被害想定から、市は、災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

2 処理体制の確保

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村への協力要請を行うものとする。

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は仮集積場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 大企業の事業所等

大企業の事業所等が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(4) 処理の推進と調整

市及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊・浸水家屋などの災害廃棄物は、仮置場に搬入する必要があるため平常時において公有地を中心に具体的な選定を行う。

〔災害廃棄物の仮置場の候補地〕

名 称	住 所	面 積	仮置可能面積
黒須市民運動場	春日町（河川敷）	109,474 m ²	約 19,400 m ²
狭山台地区近隣公園予定地	狭山台 1-1-5 他	21,500 m ²	約 8,000 m ²
中央公園	扇町屋 1250-1	44,644 m ²	約 10,000 m ²
西武市民運動場	野田（河川敷）	30,000 m ²	約 6,190 m ²
市民会館第3・第5駐車場	扇町屋 1-598-1 他	2,607 m ²	約 2,500 m ²

〔清掃センター〕

施設名称	住所	処理能力（24H/量）
総合クリーンセンター	入間市大字新久 1 2 7 - 1	225t

仮置場候補地については、優先的に「狭山台区画整理地内公園予定地」・「中央公園」・「市民会館第3・第5駐車場」を使用し、風水害の影響を受ける可能性がある「黒須市民運動公園」と「西武市民運動場」は、予備的に使用することとする。

【入間市災害廃棄物処理計画による】

(2) 分別収集体制の確保

災害時に大量発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、また、大量に発生する災害廃棄物の最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理、リサイクル体制の確保策を検討していく。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し適正な処置に努めるものとする。

4 処理方法

産業廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮集積場に搬入する。その後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

(1) 分別処理の方法

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

イ コンクリート建築物等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、仮集積場に搬入する。

(2) 最終処分方法

ア 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他の可燃物は総合クリーンセンターで焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。

イ 不燃物のうち金属類、コンクリート類等は、リサイクルするとともに、その他の不燃物は総合クリーンセンター等において処理する。

ウ 可燃物及び不燃物の処理後の残渣は、最終処分場において処理する。

第4 廃棄物処理機能の確保及び復旧【環境経済部】

1 事前対策

市は、廃棄物処理施設について、平常時より維持管理を十分に行う。

2 応急復旧対策

市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、市は、廃棄物処理施設に被害が生じ、収集作業に影響を与えるような場合には、一定の期間を定めて他市町村に収集及び処理作業の協力依頼を行う等の措置を講ずる。

第15節 防疫及び保健衛生

災害被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下並びに災害後の感染症の発生等を防止するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第1 防疫活動【環境経済部・健康推進部】

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を立てておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備しておく。

2 防疫活動内容

(1) 市は県と協力し、地区の衛生組織その他関係団体と協力して、清掃作業・消毒作業及びそ族昆虫駆除を行う。

ア 消毒・清掃作業の対象

(ア) 給水給食施設

(イ) 家屋

(ウ) トイレ

(エ) ごみ集積所、側溝

(2) 市は、被災地において感染症患者又は病原菌保菌者を確認したときは、隔離収容するとともに患者の家屋付近の消毒活動を行う等の措置を講ずる。また、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行う。

(3) 保健指導作業

ア 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。

イ パンフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

3 県に対する要請

市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

4 県が実施する防疫活動への協力

市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

第2 保健衛生【健康推進部・狭山保健所】

市は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力する。保健所が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

1 食品衛生監視

(1) 活動内容

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養補給に関すること

2 メンタルケア

保健所は、避難所、応急仮設住宅等を巡回し、次のメンタルケア対策を実施する。

- ア 発病あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- イ 精神科医療機関のあっせん
- ウ 精神科医療機関等への搬送手段の確保
- エ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- オ 被災者の精神保健福祉相談

第16節 遺体の搜索・処理及び埋葬・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋葬・火葬を実施し、人心の安定を図る。

第1 遺体の搜索【危機管理課・消防組合】

1 搜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市が、県・警察・消防機関・自衛隊等の協力のもとに実施する。

〔災害救助法適用の場合の搜索活動〕

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

- (1) 遺体の搜索は、搜索のための役務、機械器具等現物をもって救助を実施する。
- (2) 遺体の搜索に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できる。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。

- (1) 搜索の依頼、届出の受付

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、着衣その他の特徴等の詳細情報を聞き取る。

イ 避難所の収容者リスト等の確認

ウ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等によりすでに死亡又は死亡していると推定される者の名簿を作成する。

第2 遺体の処理【市民生活部・環境経済部】

1 遺体の輸送

搜索活動等により発見した遺体は、遺体収容所に輸送する。

2 遺体収容所の設営、遺体の収容等

- (1) 遺体収容所（検視所及び安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（公共建物、寺院等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

- (2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）及び検案を受けた後処理にあたる。

- (3) 遺体の処置

遺体の処理にあたっては、次のことに留意して行う。

ア 警察は、遺体の検視（見分）及び医師の検案、撮影等を行ったのち、身元不明又は

引取人のない遺体については、市長に引き渡すものとする。

イ 引き渡しを受けた遺体は、市が協定に基づき葬祭業者に依頼し、処置する。なお、身元が判明した場合は、その遺族・親戚縁者に引き渡すものとする。

ウ 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

(4) 身元確認

ア 身元確認には、警察、地域住民の協力を得て行う。

イ 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。

ウ その遺族・親戚縁者による遺体の引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡すものとする。

エ 身元確認のため、収容所に一時保存しておく期間は、おおむね夏期2日、冬期3日程度とする。

オ 多数の死者が発生した場合の検視（見分）及び身元確認については、他市の医師会及び歯科医師会等の組織との協力体制の強化を図っておく。

(5) 遺体の収容（安置）

ア 身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。

イ 死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等埋火葬資材を用意する。

(6) 民間への協力要請

遺体の輸送及び処置並びに遺体安置施設の提供等について、必要に応じて葬祭業者へ協力を要請する。

〔災害救助法適用の場合の遺体の処理の基準〕

(1) 災害により死亡した者について遺体の処理の基準（埋葬・火葬を除く）

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(2) 支出できる費用

遺体の処理に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料3－4」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第3 遺体の埋葬・火葬【市民生活部・環境経済部】

1 埋葬・火葬実施

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだいその遺族・親戚縁者に引き渡すものとする。

ウ 瑞穂斎場組合の火葬能力を超える数の遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。

(2) 遺体の埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院、公園その他適切な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、早期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

2 埋葬・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋葬・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋葬・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

〔災害救助法適用の場合の遺体の埋葬・火葬の基準〕

(1) 埋葬・火葬は原則として当該市が実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取るいとまがない場合は、市は知事の行う救助を補助する立場において埋葬又は火葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 実際に埋葬又は火葬を実施する者に、棺（付属品も含む）、骨つぼ又は骨箱等の現物をもって支給する。

イ 支出できる費用

遺体の搜索に要した費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料3－4」参照）の範囲内において市が県に請求できる。

第17節 公共施設等の応急対策

応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス及び通信等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの施設については、各関係機関が相互の連携を図り迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、危険物取扱施設及び毒物・劇物取扱施設はもとより、特に放射性物質等取扱施設の管理者は、災害が発生した場合に、自主的な応急対策活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練等を通して対応体制等を検証しておくものとする。

第1 公共建築物等の応急対策【各部】

1 応急対策指導等

各公共施設等の管理者は、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図る。また、市は、災害後における災害復旧が順調に行われるように、次のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を立てて万全を期する。
- (2) 災害発生時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所となった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

また、公共施設等が被災し、使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

2 被災宅地危険度判定

市は、市所有又は使用している宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

なお、市内に被災宅地危険度判定士がいらない又は少ない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を整えておき、危険度判定を速やかに行うことができるようにしておく。

3 応急措置

市は、危険度判定の結果に基づき、市所有又は使用している被災宅地について、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、人員・機材が不足する場合は、県に支援を要請する。

第2 危険物取扱施設及び毒物・劇物取扱施設等の応急対策【消防組合】

危険物、毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設は、災害時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺の地域住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、災害による各施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、必要な対策を

確立しておくものとする。

1 危険物取扱施設の応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設の応急措置

毒物及び劇物、放射性物質等取扱施設における事故に対しては、原因物質に応じて、必要な機材を用いて対応する。市が保有する機材が不足の場合は、協定等に基づき県及び近隣消防機関へ応援を要請する。また、二次災害の防止には現場において、より正確な判断を求められることから、有識者の助言を要請する。

特に、放射性物質等取扱施設においては、施設管理者は、消防等の指示のもと、次の必要な措置を講ずる。

- (1) 定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊等による放射線源の露出、流出等の防止）
- (2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
- (3) 放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- (4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- (5) 放射線治療中の被災者から他の者が被ばくしないための防止措置及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

第3 家畜及び畜産施設の応急対策【環境経済部】

市長は、家畜及び畜産施設等の被害状況を、川越家畜保健衛生所に報告する。

第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】

1 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド㈱】

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社は、地震・風水害等の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害の早期復旧を図る。

(1) 平常時の対策について

ア 設備強化対策

各設備所管箇所は、法令・基準等の規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。

また、平常時の設備巡視・点検等を通じ、電力設備の維持管理に努めるものとする。

イ 要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

ウ 資材等の確保対策

非常災害に備え平常時から復旧用資材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備

に努めるものとする。

エ 宿泊施設、食料の確保対策等

オ 広報活動

平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

また、無断昇柱・無断工事の禁止のほか、電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常について、発見・通報等の協力依頼を行う。

カ 社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧を図るため、市、官公署、協力企業が平常時から緊密に連携し、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

(2) 非常災害対策活動について

ア 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

イ 要員の確保（平常時対策と同様の対応とする）

ウ 資材等の調達・輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき資材等を調達・確保し、災害地への輸送に努める。

エ 宿泊施設、食料の確保等

オ 情報活動及び通信手段

災害時の気象情報等については、熊谷地方気象台、市、報道機関の情報等に留意し、これらの情報について各組織が相互に連絡する。情報伝達にあたっては、有線もしくは携帯電話を利用するが、通常の通信設備が途絶した場合は、適宜無線機等を活用する。

上記に示すいっさいの通信連絡が途絶した場合には、各機関の連絡方法として、連絡員派遣（伝令）等についてもあらかじめ検討しておく。

カ 復旧活動

(ア) 被害状況の収集

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画確立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めることとする。

(イ) 被害の復旧対策

各設備所管箇所は、速やかに被害状況を掌握し、早期復旧計画を立てることとする。

キ 復旧順位

各施設の復旧は、原則として災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより優先して行う。また、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所・指定避難所、その他重要施設への供給等も考慮に入れ復旧活動にあたる。

2 ガス施設応急対策【入間ガス株式会社・大東ガス株式会社】

ガス製造施設は、災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺の地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に連携し、施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

また、ガス施設の被災による二次災害の防止並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

応急災害対策本部は、大規模災害発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所などからの被災状況の収集
- イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ウ 供給所の受入量及び送出量の調整・停止
- エ 製造所・供給所・製圧所及びバルブ放散口の上空放散
- オ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- カ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- キ その他状況に応じた適切な措置

なお、災害発生時の情報収集、指令及び操作、指示等はすべて入間ガス(株)・大東ガス(株)の災害対策本部により実施する。

(2) 復旧対策

- ア 災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の復旧にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整・修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

また、病院、福祉施設等の重要施設については、移動式ガス発生設備等を用いて優先供給に努める。

- エ 復旧措置に関して、付近の地域住民及び関係機関等への広報に努める。
- オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

各製造所においては架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備品があり、復旧初期の資機材は確保されている。

イ 導管材料需要

入間ガス(株)、大東ガス(株)、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているので、緊急時の初期復旧用としては十分対応できる。

ウ 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には、工事会社及び県内外都市ガス事業者から動員することが可能であり対処できる。

エ その他

緊急機器材、工具、簡易燃料等緊急復旧に要するものについても備蓄しているが、今後とも拡充に努める。

3 上水道施設応急対策【上下水道部】

配水量の80%以上を県水に依存している当市では、県営水道施設が被害を受けた場合は、応急給水の確保や応急復旧作業に多大な影響を受けるものと思われる。このため応急復旧は最初に取り水・浄水施設の早期復旧により浄水場機能を確保し、次に送水管、配水場、重要幹線、配水管支管、給水装置の順に作業を行う。

(1) 主要業務計画

災害直後	初動体制	(1) 二次災害の防止 (2) 浄水・配水場被害調査 (3) 県水受水状況確認 (4) 配水池水量確保 (5) 被害状況の把握 (6) 被害地域の特定（配水区域）
3日以内	第1段階 応急復旧	(1) 復旧計画の策定（優先復旧対象施設の把握） (2) 浄水・配水場機能の復旧 (3) 送水管の試験通水 (4) 送水管の応急復旧
1週間以内	第2段階 応急復旧	(1) 重要幹線の試験通水（優先性の高いルートから） (2) 被害地域・地区の分離（小ブロック） (3) 重要幹線の応急復旧（優先性の高いルートから） (4) 配水管支管の試験通水（優先性の高いルートから） (5) 配水管支管の応急復旧（優先性の高いルートから） (6) 仮設配水管による応急復旧（優先性の高いルートから） (7) 仮設給水所の設置
2週間以内	第3段階 応急復旧	(1) 配水管支管の試験通水 (2) 配水管支管の応急復旧 (3) 仮設配水管による応急復旧 (4) 仮設給水所の増設

(2) 復旧の範囲

県水への依存度の高い当市では、県営水道施設の被害及び復旧状況を総合的に考慮し、早急に浄・配水施設の機能の復旧を図り、管路被害調査に基づき応急復旧計画を策定する。

ア 鍵山浄水場

浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能の復旧を図る。

イ 配水場

流入管及び送・配水管に被害を受けた場合は、配水池の仕切弁を閉め、応急給水に必要な水量を確保する。配水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に機能復旧を図る。

ウ 送水管

鍵山浄水場から東金子配水場へ送水する管、配水場から配水場へ送水する管の順で復旧を図る。

エ 配水管

配水管は、重要幹線、配水管支管の順で復旧を図る。復旧計画は、優先復旧対象施設のあるルートを考慮し策定する。

オ 優先復旧対象施設

復旧にあたっては、次の関係機関を優先して進めていく。

- (ア) 病院等人命に係わる医療施設
- (イ) 指定緊急避難場所・指定避難所
- (ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送施設等

(3) 復旧用資機材等の確保

上水道施設及び送・配水管の応急復旧等に必要な資機材が不足する場合には、速やかに他事業体や製造業者等に支援要請を行う。

(4) 支援要請

被害の状況に応じて、応急給水、応急復旧、資機材等に係る支援要請を関係機関に対して速やかに行う。

(5) 広報体制

関係機関と連携を図り、断・減水の状況、応急給水計画、復旧の見通し等について広報する。

【入間市上下水道部防災計画による】

4 下水道施設応急対策【上下水道部】

(1) 被害状況の把握

発生から復旧にいたる各段階に応じて、被災状況を調査する。

ア 第一段階（緊急点検、緊急調査）

被害の概要を把握するため、点検調査を行う。

主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路など他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第二段階（応急調査）

被害の拡大、二次災害防止のための調査（管渠、マンホール、マンホールポンプ）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第三段階（本復旧のための調査）

マンホール内目視調査、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 前項の調査結果に基づき、下水道の復旧工事の方法を検討する。

イ 本復旧までの間、一時的に処理機能を確保することを目的とする。

ウ 管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路設置を行う。

エ 管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的とする。

(3) 支援要請

被害の状況に応じて、緊急点検、応急復旧、資機材等に係る支援要請を関係機関に対して速やかに行う。

(4) 広報体制

関係機関と連携を図り、被害状況、使用自粛区域の範囲、復旧の見通し等について広

報する。

5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】

災害等により、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

(イ) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供

災害等の発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ウ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などにより、直接該当被災地へ周知する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、他市町村との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア) 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

(イ) 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用等による情報収集活動等を行う。

エ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

6 現地作業調整会議の開催【県・市・ライフライン事業者等】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第18節 文教・福祉対策

災害時において、幼児・児童・生徒及び学生の生命の安全と教育活動の確保に万全を期するため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じて、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

第1 応急教育の実施【教育委員会】

1 事前準備

市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進するものとする。また、私立学校に対しても同様に指導及び支援していくものとする。

【校長】

- (1) 校長（以下「園長」を含む。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を立てるとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。
- (2) 校長は災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。
 - ア 市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ウ 教育委員会、消防署、警察署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。
 - エ 勤務時間外における所属職員への連絡方法並びに非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

2 災害時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

【校長】

- (1) 校長は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 校長は状況に応じ、教育委員会と協議のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- (4) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- (5) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 校長は、応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

3 災害復旧時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

【校長】

- (1) 校長は教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を

- 調査し、教育委員会と連携し、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
 - (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
 - (5) 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。
 - (6) 避難場所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
 - (7) 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連携のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

4 私立学校の計画

市は、私立学校にあっては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。また、私立幼稚園については保育所の措置に準ずる。

第2 学用品の調達及び支給【教育委員会】

1 基本事項

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の実施

- (1) 学用品の給与は、市長が行うが、教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校校長及び私立学校校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講ずるものとする。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が校長及び教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともあり得る。

- (2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって行う。

第3 文化財の保護【教育委員会】

市教育委員会は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

- 1 国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告し指示を受け、市が管理者になっている

ものについては本市が、また、それ以外の所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐものとする。

- 2 上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋根の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 3 市指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第4 社会教育施設対策【こども支援部・教育部】

開館時に災害が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。

- 1 災害発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署へ報告し、必要な指示を受ける。

第5 福祉関係施設対策【こども支援部】

1 保育所の措置

保育所長（私立保育園長も含む。）は、災害時における園児の生命及び身体的安全確保を図るため、保育所における必要な応急措置を講ずる。

(1) 災害時の対応

ア 所長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 所長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、こども支援部に連絡し、職員を指揮する等、応急対策を実施して必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育の体制

ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。

イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。

エ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2 学童保育室の措置

(1) 災害発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 児童の被害状況等を確認し、速やかにこども支援部に報告し、必要な指示を受ける。

(3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、原則として保護者同伴で帰宅させる。

また、その措置内容をこども支援部に報告する。

(4) こども支援部は、災害の状況により平時保育の再開に努める。

3 児童センターの措置

- (1) 災害発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署に報告し、必要な指示を受ける。

資料編『資料2－3 要配慮者利用施設一覧』参照

第19節 住宅応急復旧

災害により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い、災害後の被災者の生活復旧の支援を行う。

第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置するものとする。市は設置場所、入居者の選考、管理等を行い、県に協力する。

1 設置戸数の決定

知事とする。なお、知事から委任された場合は市長とする。

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の設置場所は、次の基準とする。

- (1) 原則として、国、県又は市の公有地とする。
- (2) やむを得ず私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を結ぶものとする。
- (3) 飲料水が得やすく、保健衛生上問題のない場所とする。
- (4) 基本的なインフラが整備されている場所から順次設置を行うよう県に要望する。

3 入居者の選考

市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。

- (1) 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
 - ア 生活保護の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前号に準ずる経済的困窮者

4 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

5 仮設住宅の維持管理

県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

7 災害救助法が適用になった場合の費用等

応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第2 応急措置及び応急復旧の指導・相談【都市整備部】

市は、建築物の被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、市民に対し、倒壊のおそれがある建築物等による事故防止のための広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第3 住宅の応急修理【都市整備部】

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、被災宅地危険度判定結果等より修理戸数を決定する。

2 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として選定し、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。また、市はその結果を県へ報告する。

3 資材調達

市は、資材が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 1戸あたりの修理費基準

住宅の応急修理の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4－3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】

住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。

1 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

2 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

3 除去作業の支援要請

市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。

第20節 広報広聴対策

災害発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望・苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人にも配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第1 広報活動【各部】

1 広報活動の方針

災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

(1) 広報の連絡系統

広報の連絡系統は、「第3編 災害応急対策編 第2章 第4節 第7」による。

(2) 災害広報の方法

災害に関する情報及び災害対策状況について、防災行政用無線（固定系）、FMラジオ放送、市広報車、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）等を利用して広報活動を実施する。

また、災害時は、時間の経過とともに、市民からの要望や被災者を取り巻く状況が変化する。したがって、その変化に対応した情報を、それぞれの時点での的確に広報する必要がある。市は様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に適宜的確に周知するよう努める。

2 初動期の広報

災害発生直後は、市からの直接的な広報が市民の混乱を防止するうえで極めて重要であることから、できるかぎり迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて的確に行う。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報は、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施するものとし、文案をあらかじめ考えておくものとする。

- ア 市災害対策本部の災害対策状況
- イ 市民に対する避難指示等に関する事項
- ウ 災害救助活動状況
- エ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- オ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の災害対策情報
- カ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況

- キ 電話の通信状況
- ク 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ケ 電気、ガス、水道等ライフラインの状況
- コ 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、次の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮して行う。

- ア 防災行政用無線による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】
- エ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を利用した広報
- オ チラシ・ポスター等臨時印刷物の掲示等による広報
- カ その他の広報手段
- キ ハンドマイク、口頭等による広報

3 生活再開時の広報

市民生活再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で推移する情報と各種広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

ア 第1期（3日～1週間程度）

災害発生直後においては、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。したがって初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について広報する。

- (ア) 電気、ガス、水道等の復旧状況
- (イ) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- (ウ) 公共交通機関の復旧情報
- (エ) 生活の基礎情報（商店営業等の生活情報、行政サービス情報等）
- (オ) 安否情報
- (カ) 各種相談窓口開設の情報

イ 第2期（2～3週間程度）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対して通常の行政サービスに関する情報を広報する。

ウ 第3期（4週間目以降）

避難所での生活から仮設住宅での個別の生活に移行し始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送る時期になるため、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

- (ア) 災害関連の行政施策情報
- (イ) 通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙や臨時印刷物、FMラジオ放送、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）による広報を中心に、避難状況別に様々な手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

広報紙等は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、災害時の広報紙等の発行は迅速に行うものとする。

ア 避難所の市民への広報

(ア) 広報紙の配布

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 広報車による広報

(エ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】

(オ) 掲示板への掲出(広報紙、ポスター等)

イ 避難所外の市民への広報

(ア) 地区センター等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】

ウ 市外避難者への広報

当初はファクシミリサービス、インターネット(ホームページ、登録制メール、SNS等)、報道機関への情報提供により対応し、その後は広報紙の市外郵送サービスができるかぎり迅速に実施する。

4 要配慮者等を考慮した広報の実施

聴覚・視覚障害者や外国人などのように、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮して広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙)やテレビでの文字放送、手話放送等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し音声情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能なかぎり点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、入間市国際交流協会等と連携し、やさしい日本語や外国語による広報を行う。

また、情報提供窓口を設置しながら、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

資料編『資料3-10 広報車一覧』参照

第2 報道機関への情報提供【企画部】

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。

1 災害情報の提供

市は、報道機関に対し災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。なお、個人情報の公開については、十分配慮のうえ実施する。

ア 地域の被害状況等に関する情報

イ 本市における避難に関すること。

(ア) 避難指示等に関すること。

(イ) 避難施設に関すること。

ウ 地域の応急対策活動状況に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること。

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること。

(ウ) 電気、水道等ライフラインの復旧に関すること。

エ 被災者生活再建支援に関する情報

オ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること。

(イ) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。

(ウ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。

(エ) 防疫に関すること。

(オ) 各種相談窓口の開設に関すること。

(2) 報道機関への発表

市は、報道機関等に対し一定期間ごとに災害情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他の機関からの問い合わせに対応する。

2 災害警報等の放送要請

NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブへの災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請は、県を通じて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市が直接行う。

第3 広聴活動【各部】

災害後の市民意識や要望を把握し、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して市役所等に窓口を設け、相談活動を実施する。

1 相談窓口の設置

市は、被災市民からの要望や相談等に対し、速やかな解決に努めるため、関係各部と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。また、ボランティアの協力を得て外国語専用窓口や手話専用窓口の設置も行う。

(1) 市役所等での相談窓口の設置

(2) 各避難所の巡回相談

(3) 電話相談窓口の設置

(4) 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同窓口の設置

2 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- ア 罹災証明書の発行
- イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付等
- ウ 倒壊・浸水家屋の処理
- エ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん

(2) 事業再建相談

事業再建のため、市、県及び国による支援事業について相談及びあっせんを行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- ア 中小企業関係融資
- イ 農業関係融資
- ウ その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修理・再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て行う。

イ 医療相談

心身の健康に係る医療問題などの相談は、医療関係団体等の協力を得て行う。特に、災害による悲しみや恐怖、不安、ストレスなど心のケアについては、専門のカウンセラーによる電話相談、面談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス、水道等については関係機関との共同窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

過去の大災害では、災害発生直後から、災害発生に便乗した悪質商法が横行し、契約・解約等に関するトラブルが発生している。市は、相談業務を行うとともに、相談処理や事業者の指導にあたっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を喚起する。

(6) 安否照会

市は被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

ア 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

イ 安否照会の受付

市は相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〔安否照会者の確認事項〕

(ア) 照会者の氏名、住所
(イ) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
(ウ) 照会をする理由

ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〔照会者の区分と提供可能情報〕

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族 ※	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。

第21節 帰宅困難者への対応

鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、人々が外出先から一斉に帰宅しようとする、主要な駅や幹線道路で大きな混乱が生じ、消防・救急活動に支障がでるおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則により、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制する。

第1 情報収集・提供等【危機管理安全部】

市は、鉄道事業者や大規模集客施設の管理者等から、帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、鉄道や道路の不通や復旧見込、代替輸送手段の状況、一時滞在施設の開設状況等の情報を提供する。

また、帰宅困難者への一斉帰宅の抑制、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板、災害用伝言板（web171）の利用等を呼びかけるよう鉄道事業者や大規模集客施設の管理者等に要請する。

その他、防災行政用無線等を活用して、一斉帰宅の抑制や帰宅支援に関する情報を帰宅困難者に提供する。

第2 一時滞在施設の確保【危機管理安全部】

1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

災害等の発生により鉄道等の運行が停止し、駅（入間市駅、武蔵藤沢駅、仏子駅、元加治駅、金子駅）周辺に滞留者が発生した場合、鉄道事業者（西武鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)）は、駅施設の安全が確認でき、要員を確保できた場合は、一時待機所として可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

市は一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。一時滞在施設は、原則として公共施設とするが、人員が収容しきれない場合など状況によっては民間施設（大型商業施設等）の借用も検討する。

また、駅から一時滞在施設までの誘導は、鉄道事業者、消防署、消防団、警察等関係機関の協力を得て行う。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じて飲料水・食料・毛布等を提供する。一時滞在施設は指定避難所でもあるため、「第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給」に準じて提供する。

第3 学校・事業所等における帰宅困難者対策【危機管理課・教育委員会】

1 学校における帰宅困難者対策

各学校は、災害対応マニュアル等に基づき、災害発生時に児童・生徒・来校者等の安全確保に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって児童・生徒等の引き取りが困難

な場合、児童等を安全な校舎内等で最大3日間程度保護する。

保護者との連絡や情報発信については、あらかじめ検討した手段を活用する。

2 事業所における帰宅困難者対策

事業所等は、災害対応マニュアル等に基づき、従業員、来客者等の安全を確保するほか、一斉帰宅を抑制するため、備蓄食料等を活用して従業員・来客者等を事業所内に3日間程度留め置くように努める。

第4 徒歩帰宅等の支援【危機管理課】

市は県及び関係機関と連携し、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者による災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、災害時帰宅支援ステーションの開設状況、道路情報（通行不能箇所、通行規制情報等）、公共交通機関の状況（運行状況、代替交通手段）等を、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などを活用して提供する。

第22節 家庭動物の保護対策

過去の大災害においては、災害の発生に伴い、飼い主が判然としない動物（逸走動物）、負傷した動物が多数生じたほか、避難所における動物同伴者等の問題も課題として残った。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健所、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立に努める。

第1 被災地域における動物の保護【環境経済部】

飼い主が判然としない放し飼い状態の動物又は負傷している動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して保護に努める。

第2 避難所における動物の適正な飼育【環境経済部】

市は、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育場所を設置して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。その際、次に掲げる点に留意する。

- 1 避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供及び獣医師の派遣等の要請
- 2 避難所の飼育場所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他市町村及び他機関への連絡調整、要請
- 4 飼育困難な動物については、専門家の助言を得て一時的に専門機関で飼育する

特に、飼い主は、避難所での無用なトラブルを避けるため、自身が飼育する動物に名札等を装着させ、速やかに問い合わせ等に応じられるようにしておくものとする。

なお、避難者とともに避難した動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な人々が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは、原則禁止とし、避難所敷地内（屋外）に飼育専用スペースを設置する。また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、その動物と一緒に避難してきた者が行うこととする。

第3章 その他災害の応急対策計画

第1節 雪害対策計画

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

第1 災害情報の収集・伝達【各部】

災害情報の収集・伝達は、「第3編 災害応急対策編 第2章 第4節」に準じて行うものとし、大雪の場合は次の点に留意するものとする。

1 警報等の伝達

大雪警報・注意報、暴風雪警報・風雪注意報、着雪注意報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達する。

また、大雪特別警報、暴風雪特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政用無線及び広報車等により市民等へ周知する。

2 災害情報の収集・伝達

大雪時には、道路、交通、停電等の状況を収集し、関係者に伝達する。

第2 活動体制の確立【各部】

1 非常配備、災害対策本部の設置等

大雪警報、注意報が発表された場合、予想される積雪量や観測値を考慮し、積雪によって参集が困難となる前に必要な職員を確保できるように早めの配備体制を確保するとともに、災害対策本部の設置を判断するものとする。

職員の動員に当たっては、一時滞在施設や指定避難所の開設を見込んで確保するとともに、職員の防寒具、宿泊、積雪により参集困難となった場合の措置等も考慮するものとする。

その他、「第3編 災害応急対策編 第2章 第1節」に準じ、活動体制を確保するものとする。

なお、学校、幼稚園、保育所、公共施設等を管理する部及び市民等が参加するイベント等を予定している部は、休校（所）、休館、中止又は延期等の措置を早めに判断し、関係者に周知するものとする。

2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、大雪により車両の立ち往生等の対応能力が大幅に不足し、迅速な救援・救助が必要な場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、「第3編 災害応急対策編 第2章 第3節」

に準ずる。

3 広域的な支援体制の確立

大雪により市内の除雪能力が不足する場合は、除雪部隊や除雪機材等の応援派遣を要請する。

4 ボランティアの確保

大雪により生活道路の除雪等の支援が必要な場合は、除雪等の作業のボランティアを募集し、必要とする市民等へボランティアの派遣等を行う。

第3 応急措置【各部・道路管理者・防災関係機関】

各種応急措置は、「第3編 災害応急対策編 第2章」の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は次の点に留意するものとする。

1 広報・問合せ対応

大雪時には次の情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて問合せ窓口を設置して対応する。

〔雪害情報の提供項目〕

種類	提供項目（内容）
注意喚起	○（警戒段階での）早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、雪かきの励行 ○（残雪による）凍結箇所での転倒、落雪、屋根の崩落等
生活情報	○学校・保育所等の休校（所）、公共施設の休館、イベントの中止・延期、 ごみ収集の中止等 ○停電の状況（停電範囲、復旧見込み） ○一時滞在施設、指定避難所の開設状況（設置箇所、支援内容等）
交通情報	○道路交通情報（渋滞、除雪状況（除雪の箇所・優先順位）、路面凍結、通行規制（片側通行等）） ○公共交通情報（鉄道、路線バスの運休、臨時運行、再開等）

2 避難者・帰宅困難者対策

大雪により自宅での生活が不安な市民等のため、必要に応じて指定避難所を開設し、自主避難者に開放するものとする。

また、鉄道や路線バスの停止、運休等によって多数の帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の誘導、受入れを行うものとする。

3 道路・交通対策

大雪により大規模な除雪が必要となる場合、各道路管理者、警察署及び建設業者等は、消防活動・物流等を考慮して除雪路線の優先順位、交通規制等の実施体制を協議し、効果的な道路・交通確保を行うものとする。

道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法第76条の6の規定により、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。

また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両等を移動することができ、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用等をするこ

とができる。

なお、当該措置を実施する際は、当該指定道路区間を周知するものとする。

4 除雪対策

公共施設を管理する部及び関係機関は、除雪用資機材、雪捨て場を確保して所管施設の除雪を行う。また、通学路では、地域組織やPTA等の協力を得て、残雪等からの児童等の安全を確保するものとする。

5 要配慮者・医療対策

大雪が予想される場合は、人工呼吸器装着者等に停電への備え等必要な情報を提供し、状況に応じて安否確認を実施する。

また、積雪により消防車両の通行困難な路線がある場合は、ヘリコプターによる救出・搬送を行う。

6 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

7 復旧対策

各種災害復旧措置は「第4編 災害復旧・復興編」に準じて行うものとし、大雪の場合は特に罹災証明の発行や農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。

第2節 竜巻等対策計画

竜巻等の突風の発生予測は困難であるため、内閣府の「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」等を活用し、竜巻等突風災害の特徴と身の守り方の普及に努める。

また、防災訓練時等のイベントにおいて、竜巻等突風のメカニズム、ガラス等の飛散防止措置、竜巻等に遭遇した場合の身の守り方等の啓発に努める。

第1 竜巻情報等の収集・伝達【各部】

災害情報の収集・伝達は、「第3編 災害応急対策編 第2章 第4節」に準じて行うものとし、竜巻等の場合は次の点に留意するものとする。

1 竜巻情報等気象情報の伝達

市は、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻注意情報に竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政用無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

2 被害情報の収集・伝達、調査

市は所管施設の被害状況等を収集し、関係者に伝達する。

また、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする。

第2 活動体制の確立【各部】

1 災害対策本部の設置等

竜巻等の突風災害が発生した場合は、被害調査、広報、避難者対応、住宅対策等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断するものとする。

その他、「第3編 災害応急対策編 第2章 第2節」に準じて活動体制を確保するものとする。

2 ボランティアの確保

被災家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合は災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

第3 応急措置【各部】

各種応急措置は、「第3編 災害応急対策編 第2章」の各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意するものとする。

1 広報・相談対応

竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、罹災証明、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

2 避難者対応

家屋が被災した市民等のため、被災地区に指定避難所を開設し、食料等を提供するものとする。

また、警察署に指定避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

3 災害廃棄物の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、県などからがれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住居障害物の除去として自力で除去できない被災者を支援するものとする。

4 被災家屋の調査・復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

5 災害復旧

各種災害復旧措置は、「第4編 災害復旧・復興編」に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に罹災証明の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。

第3節 火山噴火対策計画

富士山、浅間山などが大規模に噴火した場合、本市にも数 cm の降灰等があると予想され、降灰による健康被害、農産物の被害、視界不良による交通事故、さらにはその後の降雨による排水不良等の二次災害も懸念される。

富士山や浅間山の過去の大噴火では市域にも降灰が発生しているため、これらの被害を想定した対策を計画する。

市は、富士山、浅間山等の周辺火山が大規模噴火した場合の降灰等による本市への影響や市民等の対策の啓発に努める。

また、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準、火山現象、健康管理、火山灰の処理方法等についても周知に努める。

第1 火山情報の収集・伝達【危機管理安全部】

1 火山情報の収集

市は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

2 火山情報の伝達

市は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、市防災行政用無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

第2 降灰対策【各部・道路管理者・警察署】

1 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

また、降灰に関する情報を熊谷地方气象台に提供する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

降灰調査項目

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ

2 交通対策【道路管理者・警察署】

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

市は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

4 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に対応して、避難所の開設及び収容、健康相談等を実施する。

5 農作物等への対応

市、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第4節 大規模火災対策計画

第1 活動体制の確立【各部・消防組合】

本市域に大規模な火災が発生した場合、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

市の活動体制は「第3編 災害応急対策編 第1章 第1節」に準じて組織し、消防組合と連携して消火活動及び市民等の避難、救出、救護等を効果的に実施する。

第2 消防活動【消防組合】

消防活動は「第3編 災害応急対策編 第1章 第5節」に準ずるものとし、大規模火災においては特に次の項目について留意する。

1 情報収集、伝達

(1) 災害状況の把握

119 番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防組合は災害の状況を市に報告し、支援要請等の手続きに遅れのないようにはたらかける。

(3) 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

2 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防災計画に基づき鎮圧にあたる。その際、次の原則によるものとする。

(1) 避難場所及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を

確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により、火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により、延焼を阻止する。また、要救助者の救出とその負傷者に対しての応急処置を行い、医療機関等へ搬送を行う。

第3 消防団の活動【市民安全課】

消防団の活動は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第5節」に準ずるものとし、大規模火災時には特に次の項目について留意する。

1 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難経路確保のための消火活動を、消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

避難誘導は「第3編 災害応急対策編 第1章 第7節」に準ずる。

5 情報収集

消防組合による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防組合と協力して行う。

第4 他の消防機関に対する支援要請【危機管理課・消防組合】

1 消防相互応援協定・緊急消防援助隊による支援要請

市内の消防力では十分な活動が困難である場合には、他の協定締結市町村に支援を要請し、また、知事等を通じて県内の他の消防機関に支援を要請する。

2 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

支援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び支援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 支援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 被災市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する要請側の支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、支援要請を行う消防機関は連絡係を設け、受入体制を整えておく。

ただし、甚大な被害により下記のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊の支援を行う部隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第5節 危険物等災害対策計画

第1 危険物施設等【消防組合・施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1 施設管理者の措置

現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 市・消防組合の措置

「第3編 災害応急対策編 第3章 第4節」に準ずる。

第2 高圧ガス【危機管理安全部・消防組合・施設管理者】

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じ、ガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため避難させる等の措置を講じるとともに関係機関に通報させる。

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

1 施設等責任者措置

消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- (1) 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- (3) 上に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

2 市・消防組合の措置

「第3編 災害応急対策編 第3章 第4節」に準ずる。

第3 火薬類【危機管理安全部・消防組合・施設管理者】

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれのあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設の管理責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

1 施設管理者の措置

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

2 市・消防組合の措置

「第3編 災害応急対策編 第3章 第4節」に準ずる。

第4 毒物・劇物【危機管理安全部・消防組合・施設管理者】

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

1 施設管理者の措置

現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

2 市・消防組合の措置

「第3編 災害応急対策編 第3章 第4節」に準ずる。

第6節 道路事故災害対策

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。なお、本節において「道路管理者」とは国土交通省関東地方整備局、県、市、東日本高速道路株式会社を示す。

道路管理者は、道路災害発生時に迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故等により、多数の死傷を伴う道路災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【道路管理者】

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、本及び国（国土交通省）に連絡する。

市は、県、国及び道路管理者から受けた情報を関係市町村、警察及び各関係機関に連絡する。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集連絡

道路管理者は被害状況を県、本市、及び国（国土交通省）に連絡するものとする。

本市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は国（国土交通省）、県及び本市に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は県に、応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況を連絡するとともに、支援の必要性についても連絡を行う。

2 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は、直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、本市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立【道路管理者】

1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

市は、発災後速やかに、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置を判断する。

職員の動員及び配備は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第1節」に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。

3 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

第3 消火活動【道路管理者・消防組合】

道路管理者は、県、警察及び本市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

消防署は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施し、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の支援要請を行う。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【各部・道路管理者】

1 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

道路管理者は、職員を動員して直接情報収集するほか、関係機関等から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行うものとする。

また、交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとる。

資料編『資料 3-2 緊急輸送道路網図』参照

第5 危険物の流出に対する応急対策【道路管理者・消防組合】

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害発生の防止に努めるものとする。

消防署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒区域を設定するとともに除去活動、避難誘導活動を行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被害個所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達【各部・防災関係機関】

1 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、相互に連絡を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、災害応急対策実施状況及び交通対策の情報等を正確、迅速、詳細かつ的確に提供する。

情報提供に当たっては、掲示場、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対して道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じて市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を速やかに設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を行う。

また、効率的かつ効果的な情報の収集、整理並びに提供に努める。

第8 道路災害からの復旧【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、予め定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域支援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

道路管理者は復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第7節 鉄道事故災害対策計画

本計画は、市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の各種対策について定める。

各鉄道事業者は、災害時のみならず、平常時から適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防・応急対策を行っている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

なお、市域に存在する鉄道路線及び施設は次のとおりである。

(1) 西武鉄道(株) ※いずれも西武池袋線

入間市駅

武蔵藤沢駅

仏子駅

元加治駅

(2) 東日本旅客鉄道(株) ※八高線

金子駅

第1 活動体制の確立【危機管理課・消防組合】

1 事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、各関係機関への通報、人命救助、消火活動、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等の応急措置を迅速かつ的確に行うものとする。警察官又は消防署員の到着後は、必要な情報を提供し発生状況等を的確に説明するものとする。

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合においては、関係法令、市地域防災計画の定めるところにより、県、近隣市町村のほか、指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

3 連絡通報体制

鉄道事故発生時の連絡通報体制は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第3節 第5」に準ずる。

第2 応急措置【各部・消防組合・警察署】

1 情報の収集

市は、区域内において鉄道事故が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についてもあわせて報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、要配慮者を優先して避難誘導を行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、状況により列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 消防の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、状況により事業者、警察と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の市民への対応

鉄道事故が発生し、災害現場の周辺にいる市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合は、市、警察等は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第7節」に準じて迅速かつ的確に対処する。

3 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防署は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、市は、消防組合、県、医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、また、医療救護班や災害医療コーディネーターを確保して、医療救護活動を統括する。

4 応援要請

市は、鉄道事故発生時において対応しきれない場合は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第1節 第6」に準じて県や他市町村及び関係機関に対し速やかに応援要請する。

また、市は、事故災害発生状況（規模等）によっては、「第3編 災害応急対策編 第1章 第2節」に準じて自衛隊災害派遣要請を行う。

第8節 航空機事故災害対策計画

本市では、航空自衛隊入間基地や米軍横田基地を離発着する航空機による大規模事故が発生する可能性が高いことから、航空機事故連絡会議での検討や航空機事故通報訓練等を推進し、円滑かつ的確な航空機事故災害対応体制を確立する。

第1 活動体制の確立【危機管理課・消防組合】

1 航空事業者

航空事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。

現場においては、警察官又は消防要員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、大規模災害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、被害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるために災害対策本部を設置する。

第2 応急措置【各部・消防組合・警察署】

1 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる班を編成し、現地調査を行う。

市は、災害現場の状況の把握等を行い、関係機関へ報告する。詳細は「第3編 災害応急対策編 第1章 第3節」に準じる。また、事故機が自衛隊機、米軍機の場合には中部航空警戒管制団司令部防衛班（入間基地）、北関東防衛局業務課、横田防衛事務所と連絡通報・情報収集の体制をとる。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、高齢者、障害者、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防署及び市は協力して、乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の市民への対応

災害現場の周辺にいる市民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第7節」に準じ、避難指示等を行う。

3 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防署は現場指揮所を

設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、市は、消防組合、県、医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、また、医療救護班や災害医療コーディネーターを確保して、医療救護活動を統括する。

4 応援要請

市は、航空機事故発生時において対応しきれない場合は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第1節 第6」に準じて県や他市町村及び関係機関に対し速やかに応援要請する。

また、市は、事故災害発生状況（規模等）によっては、「第3編 災害応急対策編 第1章 第2節」に準じて自衛隊災害派遣要請を行う。

第9節 放射性物質及び原子力発電所災害対策計画

本市における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質取扱事業所においては、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。

そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故による対策を中心とし、その他の場合にあってはこれに準ずるものとする。

さらに、大規模事故災害発生時に本市にも影響が及ぶと考えられる場所に立地している原子力発電所において、放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難者等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制を整備するものとする。

また、これらの対策を講ずる場合にあっては、国、県等が行う対策と密接に連携し行うこととする。

第1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画【各部】

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者。）の原子力防災管理者は、輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが同法の「特定事象」に該当する場合、直ちに同法が定める様式により、次の事項について、最寄りの警察署に通報するとともに、県、市及び安全規制担当省庁等に通報するものとする。

(ア) 特定事象発生の場所及び時刻

(イ) 特定事象の種類

(ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

(エ) 気象状況（風向・風速等）

(オ) 周辺環境への影響

(カ) 輸送容器の状態

(キ) 被ばくした者の状況及び汚染拡大の有無

(ク) 応急措置

(ケ) その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が実施する放射線量等の測定をモニタリングという。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市長は、知事に対して、国、関係機関に、緊急時モニタリングの実施、要員の派遣や資材の供給について、必要に応じて要請するものとする。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に、応急対策の活動状況等を連絡し応援の必要性を連絡する。

また、県は、自らが実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国等に応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市及び防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及び事業者から委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下事業者等という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防署員の到着後は、必要な情報を提供するとともに、その指示に従い適切な措置を講ずるものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりとする。

- ア 関係機関への通報・連絡
- イ 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ウ 消火及び輸送物への延焼防止
- エ 輸送物の移動
- オ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内）
- カ 汚染の拡大防止
- キ 放射線障害を受けた者、又は受けた可能性のある者の救出
- ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の鎮圧、延焼の防止、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を講ずる。

なお、警戒区域の設定にあたっては、事業者等が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の区域を含め、道路上で事故発生現場の前後 100m を目安とする。

(3) 市の活動体制

ア 情報収集等

市は、事故の状況に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部等の設置等、必要な体制を整えるものとし、関係機関との相互連携を図る。

また、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

イ 県への連絡及び応援協力体制

市は、必要に応じて、県に応援要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、必要があると認めるときは、「第3編 災害応急対策編 第1章 第2節」

に準じて自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

3 消火活動

核燃料物質等の輸送中において、火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動時における安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動にあたるものとする。

また、被災地以外の市町村は、市からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速に応援を実施するものとする。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置等

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は、災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、もしくは原子力災害の危険性が解消されたと認められたときは、市は、災害対策本部を閉鎖するものとする。

5 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市は、状況に応じ、県とともに車両やヘリコプター等による輸送手段を確保し、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

負傷者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が、負傷者の被ばく状況を確認する等、二次汚染防止処置を完了させた後に行う。

(2) 交通の確保

市は、緊急輸送を行うため、道路管理者及び警察と密接に連携し、道路及び交通状況を迅速に把握する。

交通規制にあたっては、道路管理者及び警察と密接に連携し、特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の優先通行に配慮する。

6 退避・避難収容活動等

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、もしくは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を保護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難指示等の措置を行う。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦をはじめ、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合に

は、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 警戒区域の設定等

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者たる原子力管理者からの事故情報や、緊急時モニタリングの結果、予測線量当量が上表に掲げる線量に達するか、あるいは達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避又は避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定については、基本的に、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とし、その半径は15mとする。

イ 関係市町村の長への通知

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村の長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難措置を該当地域の市民に講ずるよう指示する。

ウ 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定した場合は、警察その他の関係機関に対し協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認したうえで、退避所又は避難所を開設する。

なお、避難誘導にあたっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者とその付添人を優先し、必要に応じて車両等による搬送措置を講ずる。

(4) 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営にあたっては、「入間市避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

(5) 市民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、市民に対し、核燃料物質等輸送事故災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関に関する情報、放射線量の測定結果、交通規制の状況等について、「第3編 災害応急対策編 第1章 第20節」に準じて迅速かつ正確に提供する。

(6) 核燃料物質等の除去（除染）

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関と連携し、事故災害収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故災害現場及び周辺環境における放射性物質等の除去（除染）を行うものとする。

(7) 各種規制措置と解除

ア 飲料水・食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての暫定規制値（放射性セシウム）は、次表のとおりである。

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲料水	1 0 Bq/kg以上
牛乳	5 0 Bq/kg以上
乳児用食品	5 0 Bq/kg以上
一般食品	1 0 0 ² Bq/kg以上

イ 解除

市、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された場合、又は原子力緊急事態宣言が解除された場合は、国及び専門家の助言をふまえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(8) 被害状況の調査等

ア 被災した市民の登録

市は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に対応するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

イ 被害調査

市は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

なお、県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療措置及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入制限

(ウ) 飲料水・食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

(9) 市民の健康調査等

市は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、専門的治療が可能な医療機関と連携を図り、収容等必要な措置を講ずることとする。なお、この場合において、搬送措置を行う必要があるときは、二次感染に十分留意して実施する。

第2 原子力発電所の事故災害対応

【環境経済部・都市整備部・上下水道部・教育委員会・消防組合】

東日本大震災時における東京電力福島第一・福島第二原子力発電所の事故災害は、本市にも放射性物質の影響を及ぼすなど、あらためて広域巨大複合災害の対応の難しさを認識することとなった。

したがって、ここでは、原子力発電所の事故災害発生時における必要な措置について定めることとし、その具体的な対策については、「第3編 災害応急対策編 第3章 第9節 第1」に準ずる。

事故災害等が発生した場合に、本市に放射性物質の影響があると考えられる原子力発電所については、次表の6つの施設とする。

〔入間市役所を中心に半径 300 km以内にある施設〕

施 設 名 称	直 線 距 離
東京電力 福島第一原子力発電所	2 2 9 km
東京電力 福島第二原子力発電所	2 2 0 km
日本原子力発電 東海第二原子力発電所	1 3 0 km
東京電力 柏崎刈羽原子力発電所	1 9 0 km
中部電力 浜岡原子力発電所	1 7 6 km
北陸電力 志賀第一原子力発電所	2 7 5 km

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えとして、以下を定める。

1 放射線測定

事故災害等が発生し、本市に影響が及ぶと判断した場合、速やかに放射線の測定を実施する。放射線の測定にあたっては、定められた方法により実施し、その測定結果を広報紙や市公式ホームページ等で公表するものとする。

測定場所については、事故災害の規模等により適宜決定する。また、放射線の測定対象は次表のとおりとする。

放射線測定対象	測 定 項 目	規制値等
空間放射線量		年間 0.5mSv
地下水、プール水	放射性セシウム	10Bq/kg
給食食材	放射性セシウム	第9節-第1-6-(7)-アによる
焼却灰等	放射性セシウム	8,000Bq/kg

2 ミニスポット対策

周辺より比較的高い放射線量が発せられているポイントが特定された場合は、当該場所に近づくことを避けたり、除染を実施するものとする。

(1) 高い線量率が予測されるポイント

ア 雨水が集まるところ及びその排水口

具体的には、建物の雨とい（軒とい・集水器・呼びとい・豎とい）、豎といから直接排水される場所にある犬走り、側溝、集水ます、建物屋上の雨水ドレン・プール排水口等の屋外排水口、雨だれが落ちる軒下等が該当する。

放射性物質（セシウム）は、元来土や落ち葉に付着しやすい性質を有するため、これらが蓄積しやすい上記のような場所については、重点的に測定する必要がある。

イ 植物及びその根本部分

樹木の葉・幹・根、根元付近の土、花壇・植栽、芝生・草地、コケ、落ち葉だまり、屋外にある堆肥等が該当する。特に、高木の広葉樹の根元やコケ類が生えているところで、高い空間線量率が確認されることが多い。

また、幹の周囲が均一に汚染されているわけではないため、1周全面をくまなく測定する。

ウ 雨水・泥・土がたまりやすい部分

水たまりができやすく周囲よりも低くなった地面、縁石や塀際の土だまり、風の吹きだまり場所の土、コンクリート（アスファルト）と表土の境部分、地表面コンクリート（アスファルト）やレンガの割れ目・継ぎ目部分、カビや土等が付着して黒ずんだ構造物等が該当する。

これらの場所は、周囲から雨水が流入しやすく、土や泥が蓄積すると、その部分に放射性物質が濃縮しやすい、又は付着しやすいため、空間線量率が高くなる傾向にある。

エ 微粒子が付着しやすい構造物

錆びた鉄構造物、トタン屋根、茅葺き屋根、麦わら葺き屋根、スタッコ塗装（化粧しっくい）仕上げ外壁等が該当する。

3 除染対策

(1) 簡易な除染

可能な場合は、簡易な除染（側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシング等）を実施する。

なお、簡易な除染により生じる土砂、汚泥等の廃棄物を一時保管する場合については、まとめて地下に収納する方法や山積みにする方法等が考えられる。

また、除染活動にあたっては、マスクを着用する等、二次的被害に遭わぬよう十分留意することが必要である。

迅速な除染が困難な場合においては、当面の対策として、柵・バリケード等の囲いを設けて、立ち入りを制限する等の措置を講ずる。

(2) 簡易な除染後の再測定

簡易な除染を行った後、再測定を行い、空間線量率が低下しているかどうかを確認する。

(3) 学校等における除染の目安

実際に除染を行う必要があるかどうかの判断にあたっては、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」（平成23年8月26日付け23文科ス第452号）において、校庭・園庭については1 μ Sv（マイクロシーベルト）/h 未満を目安とすることとされていることを鑑み、50 cmの高さ（中学校においては1 m）において、1 μ Sv/h 以上の場所が目安になると考えられる。

なお、砂場や子どもたちがもたれかかる建物の壁や遊具等、子どもたちが長時間至近距離で接する可能性のある場所については、当該場所における子どもの体の中心を考慮した位置での測定値も除染判断の参考とする。

4 計画停電への対応

計画停電が実施される場合は、電力会社と連携して広報や問合せ対応を行う。

広報に当たっては、停電のエリアと時間帯、停電への備えと停電時の注意事項等を広報するほか、各公共施設、医療機関、社会福祉施設、人工呼吸器等を使用する在宅療養者等へ確実に伝達する。

第10節 複合災害対策計画

第1 複合災害の想定

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性がある。さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様である。

本編では、本市に最も影響を与える最大の複合災害として、次の災害パターンを想定する。

〔想定する複合災害〕

巨大地震の発生により、河川の堤防、水門等の施設が損傷し、復旧がままならないうちに、巨大な台風が直撃し、入間川をはじめとする河川が氾濫し、市域が広範囲に長期間にわたり浸水することを想定する。

第2 情報の収集・伝達【危機管理安全部】

市は、気象情報、河川の水位情報等を収集し、防災体制の迅速な立ち上げを図るとともに、防災行政用無線等により、市民に避難準備等の行動を呼びかける。

第3 避難活動【各部】

1 避難の原則

- (1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、早い段階で高齢者等避難・避難指示を発令し、高台等に避難することを原則とする。（水平避難）
 - (2) 高台への避難が困難な場合は、指定緊急避難場所の2階以上に避難することを原則とする。（垂直避難）
- なお、避難対策については、「第3編 災害応急対策編 第2章 第7節」に準ずる。

2 広域避難

市は、市外への避難が必要な場合は、県を通じて他市町村への避難場所の確保及び避難者の受入れを要請する。

また、避難先となる市町村に職員を派遣し、避難者の受入れについて調整を図る。

3 避難誘導等

市は、消防署、警察署、福祉関係機関等と連携して避難誘導、避難行動要支援者の支援、避難路の確保等を行う。

第4 被災後の対応【各部】

被災後の対応については、「第3編 災害応急対策編 第1章～第3章」に準ずる。

